

鹿兒島県史料

旧記雜錄拾遺
伊地知季安著作史料集一

解題

鹿児島県史料『旧記雑録』の生みの親ともいべき伊地知季安・季通については、これまでに各冊の解題・月報等において折にふれ紹介してきたところであり、また黎明館調査研究報告でも第五集で「伊地知季安日記秘要」（大平義行）、第九集で「鹿児島県史料の底本作成業務と伊地知季安著作史料集に関して」（伊集院祐子・上野みどり）、第十集で「伊地知季安著作史料集と旧記題苑」（尾口義男）の報告がなされており、重言のきらいはあるが、著作史料集としてその初巻に「寛永軍徴」巻一―巻十三が刊行されるに当り、季安の略歴とその著作史料の内容の概略を説明しておく。

季安の伝記は早く昭和九年、渡辺盛衛『伊地知季安先生事蹟』が薩藩史料研究会から刊行された。小型版八六ページの小冊子であるが、内容は密であり、その生い立ち、学風、業績をよくまとめてあり、著書目録、年譜を付してあって理解し易い。同書では季安をスエナガと読むとしているが、「伊地知季安日記秘要」ではとくにスエヨシと仮名が付してあり恐らくこの方が当たっているであろう。

季安は天明二年（一七八二）鹿児島城下土伊勢貞休の二男として生れた。貞休は本田親福（芳）の次男で、伊勢家に婿として入ったのである。親福は藩記録奉行で、季安はその実孫であった。寛政二年（一七九〇）九歳で元服、通称安之丞、実名貞行、加冠の礼をとったのは従兄本田親孚、親孚は後に記録奉行となり季安の指導に当たった。享和元年（一八〇一）二十歳で城下土伊地知季伴の歿後、同家を嗣ぎ季彬と改名、同二年（一八〇二）、二十一歳で御作事下目附となり、通称を小十郎と改めた。翌年横目助に補され、「御歴代歌註解」を著わした。文化五年（一八〇八）、秩父崩れに連坐、免職の上、喜界島、遠島の処分をうけた。文化八年（一八一二）鹿児島帰還を赦

されたが、なお数年自宅謹慎を命じられた。しかしその間精力的に学習に励み、文化十三年（一八一六）にはそれまでに閲読、閲覧、知見に及んだ書籍史料の目録を「旧記題苑」としてまとめている。同年禁錮はとかれたがなお久しく仕官は認められなかった。文政元年（一八一八）には従兄本田親孚の遺著「称名墓誌」を修訂増補し、このころになるとようやく在野の篤学者として注目されるようになった。垂水島津家の分家で藩の要職にあり、このころ退隠して城下新橋に居を構え、著作も多く学識者として評価の高かった末川周山とも交わるようになり、文政六年（一八二三）にはその依頼により「高雲堂頌詠集」の編述にとりかかっている。文政七年（一八二四）には季彬から季安と改名。同九年（一八二六）には「雲遊雜記伝」が成り、多数の同学好士の士の援助によって書籍史料を博搜、以後天保初年にかけての間に、「漢学紀源」・「南聘紀考」・「大秦姓来由」等の述作を次々にまとめて行く。天保四年（一八三三）には「管窺愚考」が成稿。同書は後に「島津御荘考」と称され、藩主の目にとまり、季安の再仕官、記録奉行就任のきっかけとなった因縁深い著作である。これと並んで同じく季安栄進の道を開く役割を果たした「寛永軍徴」もこのころ編述されていたものと考えられる。これについては後述する。また天保五年（一八三四）の「流球御掛衆愚案之覚」や同七年（一八三六）の「穆佐悟性寺御石塔一件私考」の如く藩の関係者からの照会に答えてまとめた報告書の体のものもあった。

季安に対する評価が高まる一方で、当然嫉視の空気が醸成される。季安が「漢学紀源」を江戸昌平齋の佐藤一斎に送呈、薩南学派の祖桂庵玄樹の碑銘を乞うたのに対し、一斎が季安の学識と熱意に感動してその要請に応え、桂庵墓碑の件が具体化したのに障碍が生じて数年間遷延したのも、同じころ穆佐悟性寺石塔の件で、季安が島津久豊の墓と認定したのに対して、その証拠を欠くとして反論した藩記録所との間の感情的対立が一時錯雑した関係を惹起させたのによるのかもしれない。天保十四年（一八四三）の季安の「先年差出置候著述物就御手許御用又被下

ケ置候一件書留」に詳述されているような、忽卒の間にそれまでに書きためた著作一切を藩命によって提出させるというような処置もその結果であろう。しかし皮肉なことにこのことがかえって季安の存在価値を高め、道草は喰ったものの、その再仕官の道を開く結果となったのである。すなわち

「弘化四未六月、異国方御手当甲州流者被召替哉之風評御座候時分、海老原宗之丞より無抛被相招、同廿六日差越候処、去ル卯六月、私致著述置候物、御用爲相成由、其形行被相尋、別冊通之事候間、荒増相達候得者、其中ニ寛永軍徴与申も有之由、被尋ニ付、冊数等覚之仮申入、則其通被書留、無幾程承候者、翌廿七日、右六拾余冊齊與公御手許御用ニ付可差出旨、御記録奉行得能彦左衛門被致承知、箱共ニ御用部屋江爲被差出之由、然処篤与御覽被遊、軍徴者皆其節之御手当爲相成現在之実事を写集置、一廉御用立向ニ御沙汰も被爲在候哉ニ伝承罷在候、猶又、可被爲讀与 御意爲有之由、只今連席ニ而相良氏より被爲咄、誠ニ其身之爲ニ者御赦免同前と被申候間、道策爲申通弥無疑事と被申聞、重疊難有次第、何共恐入事ニ御座候」といったような事情で、季安が天保十四年（一八四三）六月、藩命により大目附座に提出を余儀なくされた六十余冊のうち、弘化四年（一八四七）六月「管窺愚考」について藩主並びに藩の要路者（具体的には家老調所広郷の配下海老原清濤）の目にとまったのが「寛永軍徴」であった。同書は異国方を軍役方に改称、その役座の充実を急務とする緊迫した内外情勢の中で一躍脚光をあげたのであった。「伊地知季安日記秘要」によれば、弘化四年七月十日条には

「太守様此頃、寛永軍徴節々被遊 御覽、是ハ現在其時之実録ニ候由、御意被爲在候事共、武左衛門殿被相咄候事、武左衛門より直ニ承得候間、軍徴弥 御手元ニ出爲申事者別条無御座と被咄聞せ、寔ニ乍難有儀恐入次第御座候」とあり、七月廿三日条には

「今日、法元氏被参候間右之事尋候へハ、平田直次郎と夕部参候て久し振御著述之寛永軍徴致拜見候、御前より打

掛之革箱ニ御切封ニテ、海老原氏まで其日爲被相下ケ由、宗之丞殿より承候与之咄也」とあり、七月廿七日条には「今日、海老原氏役座まで此間ハ被召寄段々難有、其後御礼ニも罷出心外之事共、名札を以申述、且軍徴江可補入事之内、古来御関狩之考相成事共写集一封ニして持参、是も被差上可給旨申置」とあり、七月廿九日条には左記海老原清瀨の書簡をのせている。

「其以後、不能拝顔候得共、残暑無御隙御康居珍重御儀奉存候、然者先日ハ御光駕被下忝奉存候、且御持参之御一封、跡亦法元氏へ御附託之御一封ハ今朝相達、いつれも拝見、当時段々旧記取しらへニ相掛、大ニ力を得候事而已、殊ニ多年御骨折之御著述ニ付も同断、実ハ天之賜と存居候事御座候、態与委曲ハ不申上候、扱御咄申上置候私家系之事迄も不被捨置、御抄出之御書付拝見、御厚意不浅奉拝謝候、猶宜御願申上候、私方書留凡左ニ申上候云々、

右旁取込申、以乱筆申上候、宜御高察可被下候、随而ぶた一折任到来、不取敢進覽仕候、以上、

七月廿九日

海老原宗之丞

伊地知小十郎様

そして七月晦日之条には

「返々寛永軍徴あれ程編立候事格別之御大功御座候、如此不被集置候得者、御代々御備立等頓与無稽之事ニ可相成与、残之外被褒美候、初発ハ記録文ニも編述之企仕候得共、追々古証拾集無際限候間、只材木寄せニして集置柴薪ニテ不及材木もの迄も載せ置煩敷御座候旨挨拶仕候処、却而柴之内ニも見所有之と被申候」と評価され、

「扱また昨朝、法元にて一封上候内ニ、岩崎口御蔵へ被納置候島原城乗互之証文等惣而御手元御用ニ差出せ候迄、極々内分拜見被仰付、数十年流涎候現在之正本無思掛も手觸候事共不思議之事と奉存旨奉敬謝候、其外難有儀共難

申述候」

の如く関係史料精査の便宜を与えられているのである。

当然のこと乍ら現存する「伊地知季安日記秘要」は季安の日記の中のたまたま残された部分というのではなく、日記中ある意図をもってその必要とした部分を抄写して残したものであろう。そしてその意図とは季安が長年の在野の身分を脱して再仕官するに至る直接の動機から、もっとも彼が本望としたと思われる記録奉行となり、さらに御使番の兼任等栄誉を与えられたくだりを書き留めておくことであり（一、弘化四年より安政四年までの一部）、記録奉行として果した仕事の内容や、その評価、報償任免等特記すべきものを抄録（二、安政五年より慶応三年までの一部）することにあつたのであろう。

季安は六十六歳、弘化四年（一八四七）十月（御徒目附、軍役方掛）再仕官後は順調で翌年には記録方添役、薬園奉行、軍役方取調掛となり、嘉永五年（一八五二）八月には藩主斉彬によって記録奉行に任命された。時に七十一歳、爾来記録奉行として島津家歴世の古文書の撰輯裝潢等に勤め、島津家始祖の家伝考証等に専念した。安政二年（一八五五）に「秘伝島津譜図」、翌三年（一八五六）に「五指量愛染明王由来記」を作成、安政五年（一八五八）斉彬の歿後、失意のうちにもその恩遇にむくいるため元治元年（一八六四）には「花尾社伝記」を、慶応元年（一八六五）には「得仏公眞像及来由」を作成している。別に文久二年（一八六二）領国中の寺社見分を命じられ、翌年「寺社巡詣録」をまとめている。慶応三年（一八六七）八月病のため歿。御用人の役格まで至ったが、死ぬまで文書方の仕事を勤めていた。嗣子喜十郎季通も早くから父の影響をうけて漢籍史書に親しみ、父の著述、史料の書写を助けた。「旧記雑録」前・後編は父季安の手がけたものに、記録所編纂の「新編島津氏世祿正統系図」等によって季通が増補し修訂を加えたものといつてよく、追録は同様にして季通が独力で作成したものといつてよい。鹿

児島市冷水町の興国寺墓地に季通の建立した季安の墓と顕彰碑がある。もちろん先祖の招魂墓も季通自身の墓碑も並んで建てられている。

「寛永軍徴」の成稿が何年のことか定かではない。『伊地知季安先生事蹟』では天保三年（一八三二）この頃までに成稿かとされている。前述の「差出置候著述物書留（略称）」の天保十四年（一八四三）六月の差出著述目録寛の最初に、「今日上申候」として「一寛永軍徴式拾巻冊」とあるから、これ以前よりかなり早い段階で一応成稿していたものと考えられる。

現存の東京大学史料編纂所所蔵、旧島津家臨時編輯所所蔵の「寛永軍徴」はいわゆる伊地知家進上本で伊地知家から一括島津家に献上されたもので、他の伊地知季安自筆本や写本の著作史料集と共に現在島津家文書中に含まれている。巻之一武備之巻、巻之二ノ上稽古の巻、巻之二ノ中武備ノ巻、巻之二ノ下稽古の巻古今雑集、巻之三邪宗禁制の巻と項目別になっているが、以下は巻之四の寛永十四年（一六三七）十月十六日にはじまり巻之十八の同十五年（一六三八）二月二十九日に至るまで月日順の記載となる。このうち巻之五は上・下に分かれ、巻之十一は上・中・下に分かれ、巻之十四と巻之十八も上・下に分かれる。巻之十九ノ上は寛永十五年（一六三八）三月一日より同十八年（一六四二）九月まで、下は肥前島原天草軍立之事とあり、巻之二十は寛永十八年（一六四二）九月より明暦三年（一六五七）十月までで餘響の巻とあり、「此末には寛永後の事もまじれど皆その餘響にて輔翼する事ども多ければ附おきぬ」とことわり書がある。そして合式拾巻冊と記しているが、これは当初の冊数を示したもので実際には二十八冊となっている。恐らく天保十四年（一八四三）提出したものが弘化四年（一八四七）再び下げ渡されて以降、再び季安の手により増補訂正が加えられた結果、巻数の異動を生じたものであろう。本書には紙数の関

係から卷之十三まで、すなわち寛永十五年（一六三八）正月二十五日分までが収録されるが、右の卷数立が卷之一から四までと五以降とで異っているのは季安が編集の方針を中途で変更したからであろう。これは前述した季安と海老原清熙の間答中にも季安の言葉として、はじめは記録文として整理して編述しようとしたが、後から史料が出てくる可能性が高いので、只それらを集め載せておくことにしたと述べられているが、具体的にみれば、卷之五ノ上は寛永十四年（一六三七）十月二十八日よりはじまるが、季安はまずその日付の記事を書き、その後に関係史料を列挙したのであり、この形はその日までで止めたのである。すなわち季安はそれまでの月日にかけて要約記事を打切ったのである。そしてその頭注に朱字で「此日マテハ季安拙文ヲ述タレトモ、追々事跡ヲ探得レハ事ヲ誤ルコトヲ悟テ姑ク筆ヲ擱ギ、只事実ヲ拾綴ルコト左ノ如シ」と記している。すなわち卷一は武備の卷、卷二は稽古の卷、卷三は邪宗禁制の卷として、その主題の下に関係史料をおおむね年次順に配列し、軍賦の観点からの季安の要約私見記事が載せられている。卷四以降は寛永十四年の島原の乱の編年月日順の史料で季安の同様記事も当初は載せられていたが、卷五の十月二十八日まで以後は「平塞録」により日別の状況を説明し関連の記録・史料を掲載し、随所に季安の補註が付されるという形となる。「平塞録」とは「寛永平塞録」で、肥後細川家の天草・島原乱に関する事蹟を記したもので、明和四年（一七六七）、池辺蘭陵（匡卿）の編である。かなり早くから書写普及したものとみえ、薩摩藩にも伝来しており、季安もこれを十分に活用している。前述の如く卷五以降、月日順に島原乱の経過を追って記述をすすめているが、その最初におおむね「平塞録云」としてその記事を掲げているのである。「平塞録」が「寛永軍徴」の大部分をしめる編年史料集の起点的役割を果たしているといってもよい。季安がこの史料をどこから入手したか、記録所か或は個人蔵のものか定かではない。同様に肥後藩関係の記録で主要な役割を果たしているものに「藤掛勘九郎編集島原軍記」（藤掛覚書、藤掛集書とも）、「星野寿庵覚書」（星野覚書と

も)がある。他に多く引用される幕府関係の記録としては「元寛日記」・「寛明日記」があり、また「武家殿制録」・「泰平年表」・「武野燭談」・「柳菴秘鑑」等も引用されている。「重矩常行記」は後補の形で行間に記入されている。季安がこれら藩外史料をどのようにして入手したのか、季安をめぐる当時の研究調査環境がどのようなものであったのか、なお究明を要する所である。従父兄の記録奉行本田親孚も既に死去してから年月が経過しており、この頃(文政末―天保初年)季安がとくに記録所に頻繁に出入する環境にあったとは思われない。むしろ末川周山の様な藩の上士で季安の精進と学識に好意をもち期待を寄せた好学の愛書家とその拾集、借写に援助を惜しまなかったのではあるまいか。桂庵玄樹顯彰に関わる造士館教授市来敬正他造士館関係者の支援も考えられよう。しかし史料の主体をしめる記録・文書類は何といっても記録所に集中していたと思われるから、直接間接記録所の恩恵を蒙らないわけにはいかなかったと考えられる。若年期季安自らも記録所稽古であった経歴や、新納久仰等季安を支援する有力者の存在が、その史料利用の便宜を与えたのであろう。たとえば巻之二ノ上、鳥津家軍役衆盛書付等抜書に「御家老御軍役之衆盛自將軍家被仰渡候書付并御家ニ而御定候書付、又者御引合之御状内ニ有之條、御記録所江相見候分之書抜粗如此御座候」とあり、やはり当時記録所へ出入していたことがうかがえる。

前述したように「寛永軍徴」成稿の年時は明らかでないが、天保三・四年頃とされるのには、巻九の寛永十四年(一六三七)十二月十九日条、綾士四本助之丞家蔵聞書に「右聞書天保四年正月植村九之助殿関外勤に託ら^(註)へ写せたる本もて載せおく」と注書のあることや、巻十二の寛永十五年(一六三八)正月十六日条、伊地知重政付衆中小原織部万取払帳抄の季安の注記に「享和三年亥八月中旬季安暨野片平ノ宅ヨリ石川ノ本氏ニ移レル時、諸ノ器物ヲ運ベルニ納戸ノ古棚ヨリ最^{イノス}煤ケタル續^ツ小桶ノ中ヲ煤打払ヒ見タルニ補^セ網ナドニ雜^キリテ此帳出タリ、披読ムニ島原役ノ古帳ト見ヘケレトモ、其頃マデハ重政此役ニ立レシ事共家ニ書留無カリケレバ、従兄本田大史ニ問ヒタレバ重政ガ

此役ニ立テ功アル儀ハ史館ノ古籍ニ歴然トシテ粗抄写シ与ラル、其ヨリ此本末ヲ明メンガ爲ニ博ク尋、深ク求メテ此纂遺ヲ編メルニ至ル」とあり、さらに「天保三年ノ春加久藤ニ居レル我家ノ付郷士伊地知宗之助ガ家蔵セシ古文書數十通遣シ見セ、尚外ニモ多カリシヲ漉返シ紙ニセシトノ事ヲ聞タレバ遺憾ノ余リ、其秋季安ガ従兄本田親標右郡奉行見習モテ加久藤表ニ旅行アリシニ託ラ（郷）ヘ古来我家ニ隨身セシ附郷士十四竈戸ノ家々ヲ探索シ貫ヘルニ」とあり、結論として「取払帳ニ題書奥ガキ等ノ廃リヌレド弥以テ織部ガ留オキタル物ニ疑ナキコトヲ享和三年ヨリ二十九年目ニ研究セリ」と記していることなどから推測できよう。もちろんそれ以前から史料の収集書写について手がけられていたことは、卷十一ノ上、寛永十五年正月五日鹿兒島賦所手形に「右文政二年己卯七月十八日本田村右衛門親章大口地頭飯屋ノ眞本ヲ写キタレルヲ此ニ亦写載ス」と季安の注記のあることや、同じく寛永十五年正月十一日の島原立人数差出帳の同注記に「右高岡大迫多次右衛門写置候を文政六年未六月木脇権一兵衛殿爲被写本ニ而此所ヘ載之置也」とあることや、卷十三、寛永拾五年寅正月廿三日 天草立ニ付案文帳について同注記に「文政五年壬午三月借得テ数篇熟讀シテ文箋ニ通シ誤ナキヤウ写取置、今此又日々ニ從テ分載ス」とあること等から、文政初年頃よりはじめられていたと推定されよう。しかし一方で卷之十八ノ上の末尾に季安家蔵文書として寛永十五年二月二十八日の手負人数書上をのせ、それに「右ノ衆ハ加久藤衆にて手負人衆ゆヘ地頭伊地知左右衛門重政より御届申出たる扣留也、地頭飯屋土蔵に遺れるを天保九年戌二月廿八日季安嫡子喜十郎季直探得たれハ此に載せ置也」と注記していることから追補はなおつづけられていたといえよう。

だがその完稿はついに実現をみなかつたと思われる。すなわち「先年差出置候著述物一件書留」の万延元年（一八六〇）正月の季安の上申書に

「其外被下ケ置候六拾余冊之中ニ而、寛永軍徴・南聘紀考・田租考等江者段々増補も仕掛置、また老冊逆も浄写不

「寛永軍徴」文書・記事点数

巻数	文 書			文書・記事 総点数	等数
	収載	未収載	点数		
一	23	14	37	50	
二上	31	7	38	53	
中	7	11	18	30	
下	27	10	37	47	
三	22	54	76	106	
四	0	5	5	41	
五上	1	18	19	52	
下	3	2	5	34	
六	3	26	29	51	
七	2	75	77	90	
八	4	46	50	76	
九	23	23	46	111	
十	3	11	14	54	
十一上	6	56	62	123	
中	0	3	3	3	
下	0	2	2	2	
十二	15	38	53	92	
十三	17	67	84	138	

相、候、処、全体私事綴置候物ニ御座候得者、今更ニ相成、御在世中、与者振合も相替、御蔵書等拔書、自撰之物江増補仕儀共、彼此恐多罷成、先者相休罷在事御座候」とあり、弘化四年（一八四七）再び原稿が下げ渡されて以来増補は行なつては来たものの、完了清書するには至らず、斉彬歿後はその意慾も減退しどのように形をつけたらよいか思案中との実状報告をしているのである。現存の原本が右の事情をよく物語っていると思われ、素稿に何度も書きこみ、補訂が加えられた状況で、表紙番号も訂正され巻数の体裁だけは一応整えられているのである。巻首の各書も当初は「魔府隠士 伊地知季安纂撰」としていたのを、後には「平（又は伊地知）季安纂輯」の如くに改められている。なお紙質が異なる異筆の文書の綴じこみ、さしこみも少なくないが、これらは逐次編纂を進める段階で依頼書写したのものや、自ら書写したものを付加したことを示すものであろう。当然「旧記雑録」編纂の手法と共通するものがあつたと思われる。終りに本書収載の文書の中で「旧記雑録」に収録されているものと未採録のものとの数と文書・記事等の各巻毎の総数等を表記しておく。

これまでに鳥原の乱に関する研究は数多く著書・論文・史料集の形で公刊されており、県史でも「熊本県史料」や「長崎県史料」等に関連史料が多く紹介されている。しかしまだ未刊の文献も相当数あるものと思われる。「寛永軍徴」は同乱に関わりをもった薩摩藩の記録や文書を主体に編集されており、個々の史料は前記の如く「旧記雑録」等のそれと重複するものも少なくないが、まとまった未刊関係文献の紹介ということで、また膨大な薩藩史料の集成者、薩藩史研究の第一人者として定評のある伊地知季安の著作史料の代表作の紹介ということで、本冊公刊の意義は少なくないと考えている。大方の批評をお願い致したい。

なお、本書収載の熊本県関係史料の調査にあたって、同県の歴史家鶴田倉造氏はじめ財団法人永青文庫・熊本大学附属図書館のご協力を得たことを記し、深謝の意を表する。

(五味克夫)

例言

- 一 本書は、東京大学史料編纂所所蔵の島津家本「寛永軍徴」を底本とし、巻一から巻十三までを収めて、『鹿児島県史料 旧記雑録拾遺伊地知季安著作史料集一』として刊行するものである。
- 一 文章・記録・記事は、原則として底本の順序に従って掲載し、通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して、本文は省略した。
- 一 収載した文書をほかの文書や写本等によって修正または補充する場合は、次のようにした。
 - ア 補充箇所は▽△で示した。
 - イ 修正や補充にあたっての典拠史料のうち、「旧記雑録」に拠るものは㊸で示し、「寛永平寨録」（財団法人永青文庫）に拠るものは㊹で示した。
- 一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。
 - ア 原注や文書中の異筆・補筆は、原則として「」（墨書）、「』（朱書）で囲んだ。
 - イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従った。
 - ウ 文書・記録・記事中には、適宜に読点「、」および並列点「・」を付した。
- 一 原文の磨滅虫損は、字数を推して□または▭を以て示し、判読不能な文字については■で示した。
- 一 見せ消は、その文字の左側に「々」を付した。
- 一 頭注や行間の書き込みは、底本の体裁にあわせて、長い場合は関連箇所の文末にまとめた。
- 一 編者の付した注は、原注と区別するために（ ）で囲んだ。

- 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 原文中の地名・人名・官名・年号等に施されている朱引は、全て省略した。
- 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、仁、茂、者、与など一部はそのまま用いた。
- 一 漢字は一部の異・略・俗体文字を除き、原則として底本の用字に従った。
- 一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 亶(事) 𠂔(州) 帑(紙) 季(年) 岾(時) 躰(体)
 陳(陣) 刁(寅) 簾(旗) 咲(笑) 魔(鹿兒) 見廻(舞) 祝義(儀)

旧記雜錄拾遺伊地知季安著作史料集一 目次

解題	一
例言	一三
目次	一六
寛永軍徴		
卷一	武備ノ卷	一
卷二ノ上	稽古ノ卷	四七
卷二ノ中	武備ノ卷	九六
卷二ノ下	古今ノ雜集順序ナシ	一三八
卷三	邪宗禁制ノ卷	一九九
卷四	寛永十四年十月十六日—二十七日	二六〇
卷五ノ上	寛永十四年十月二十八日—十一月七日	二九〇
卷五ノ下	寛永十四年十一月八日—十四日	三一五
卷六	寛永十四年十一月十五日—二十日	三四九
卷七	寛永十四年十一月二十一日—二十四日	三八三
卷八	寛永十四年十一月二十五日—十二月三日	四一八

卷九	寛永十四年十二月四日―二十七日	四四九
卷十	寛永十四年十二月二十八日―十五年正月三日	五〇六
卷十一ノ上	寛永十五年正月四日―十二日	五五二
卷十一ノ中	……	六〇八
卷十一ノ下	……	六二九
卷十二	寛永十五年正月十三日―十六日	六六八
卷十三	寛永十五年正月十七日―二十五日	七二七

文書目録……………七九一

(表紙)

九年壬申正月二十四日
 壬戌至十一年甲戌十一月
 二十六日戊寅

寛永軍徵

卷之一

武備の巻

稿

寛永軍徵卷之一

麿府隠士 伊地知季安 纂輯

(印文伊地知氏珍藏)

武備の巻

1 元寛日記云、寛永九年壬申正月廿四日、

秀忠公他界、五十五歳、天下悲歎不斜、又世危如蹈薄氷、

其夜江戸町屋一夜ノ中ニ出火スル事十三度、雖然消之速

也、世上無何物窓也、依之御城宿直軍士等潛ニ箱武具持
 城中、旗本如斯、況遠國之四民不安塔云々、

2 「兒玉四郎兵衛家藏」

一加肥後殿之儀、あなたこなた餘細々御尋入申ましき事
 かと存候間、ちと御遠慮御尤ニ奉存候、いな事にてこ
 との外此儀ニ被成御氣遣候様ニ、又申なす事も可有御
 座事候、

一自然腹を被切候共、定御けん者を申請られ可相済候間、
 二かしらも三かしらも御馬廻衆被罷越ニて可有之候間、
 中々世のさわきなとニ成申ましく候事、

一若左様之衆被罷出候とて、御屋敷などより一人も罷出
 候而者可為笑止候間、よくく左様之御下知内々被仰
 付、尤ニ奉存候、御あたりなき儀ニ、御人数などふと
 参候ハ、何としたる儀ニ候哉と、さきの衆可被相尋候、
 其時之御こたへありくくと有御座ましく候、其上後
 くまでも物沙汰ニ罷成、御家之隙ニ成候間、よの衆
 ニ相替御大身にて御座候間、いかにもおおく被成候而、

江戸中之衆皆被出候やうにも候ハ、尤余儀無御座候、左様にも無之候ハ、必々御人数被出候儀御無用ニ奉存候、

一先日雅楽頭殿・伊井掃部殿へ為御内意被進候御状之御返書にも、曾而御人数など無之、少も御分別ニ不参候趣之御書中ニ候、然時ハ彼是以其御賢慮肝要ニ奉存候、一今度於御城御承候茂、肥後守如此成儀を仕候間可被仰付候との御承書無御座候へハ、御家より御人数など被出候やうにとの被仰出ハ無之候、其故ニ雅楽頭殿・掃部殿御返書にも一向其儀ニハ無御取合、於御城被仰談との儀迄ニ御座候、中々御家などより御人数可被出儀、思召よりも有之ましく候、此旨可然之様可有御披露候、

「當寛永九年」

五月廿七日

御近習中

伊勢兵部少輔

貞昌(花押)

肥後御成敗ニ付、城なとりかまへ、大勢にて候故

上様之御人数たてにてハ御せめあくミ申なと

ト申事にて候ハ、被成御懸付御人数を被相加候様成儀も可有之候、誠一人腹被切体ニ相當候之儀ニ御あたりも無御座候て、かるくしき御様子共ハ、後くまでも御あさけりたるへく候、

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五一七号文書ト同文ナリ)

3 寛明日記云、寛永九年壬申六月朔日

一今朝出仕ノ諸大名被留置、已後刻於御白書院、加藤肥

「黒トモ」

後守・松平豊後守不届ノ仕合依有之、肥後守義肥後国被召上、被差遣于羽州庄内、酒井宮内大輔ニ御預ケ、為堪忍一萬石被下、豊後守ハ飛彈國へ被配、百人扶持被下之、右之旨雅楽頭・大炊頭・讃岐守・信濃守・丹後守・伊賀守・大藏少輔被申渡、

一未後刻石川主殿頭・内藤左馬頭・伊丹播磨守等、肥後國御仕置ニ可被遣ノ旨被仰出、則右ノ通、於御黒書院各被申渡畢、

一二日、午下刻秋山修理亮・石川三右衛門兩輩、御座ノ間へ被召出、今度肥後國へ為上使可被遣ノ旨被仰付、

一三日、肥後國へ為上使稻葉丹後守可差遣ノ旨被仰出、
内藤帯刀・石川宗十郎・同權十郎・親父左馬頭（まがしら）・主殿
頭、一同ニ可參ノ旨、是又被仰出、

一四日、有馬左衛門佐肥後國熊本ノ城在番ニ被差遣付、
今日御暇云々、

4 元寛日記云、同年六月四日、加藤肥後守忠廣ノ息豊後守
改易配流、此故ヲ尋ルニ、豊後守亭番ニ有謂廣瀬庄兵衛
者、其性魯鈍ニシテ無類戯氣也、常ニ召渠、令云戯言、
嫩之為慰、或時豊後守云、小膳屹ヲ呼テ渠ヲ為使召庄兵
衛戲テ云、吾近日有思立事、汝一方之為大將人數ヲ可預
ト云々、庄兵衛例之戯氣故、為實大將之事類ニ避退ス、
其後豊後守江戸御城之繪圖シテ、又以小膳召庄兵衛令見
彼繪圖、汝ハ自何口可責哉ト問、庄兵衛驚キ恐テ不肯退
出、豊後守若年、近習之者皆若年也、故ニ是ヲ為有興
乘興云、井上新左衛門睦我誰渠可遊ト者書謀叛之狀封之、
入狀箱潛ニ持近臣、或朝未明赴井上之玄關、渡亭番上書
名記、他人名未明ナレバ井上未赴亭番、對使者可令見之、

暫可有御待會釋シ入奥、此間彼立飯、井上披見大ニ驚キ、
可留其使下知、則自出使逐電シテ誰使云事ヲ不知、井上
則彼狀持參土井大炊頭利勝宅見之、是謀叛之廻狀連判之
大名多之、不知其觸來所、新左衛門井ニ其家人不限男女
召出、雖為僉議知者ナシ、井上カ亭番ヲ召預テ為糺明、
亭番カ云、其請取於狀之尅、井上カ廐者彼使小者ト立並
テ為物語見タリ、仍召取之可有御糺明ト申ス、則彼馬ノ
口取ヲ被召出御僉議云ク、汝ハ以前使者小者ト有物語、
其主人ヲ知タルヤ、誰カ家中ノ奉公スルヤ、尋可參ト云
々、口取カ云、小者ハ去々年浅井因幡守殿家中ニ兩人傍
輩ニテアリシ、去年之春彼モ一所ニ出、彼屋鋪之後有何
方哉不知申ス、然レトモ先令籠舎、大炊頭分別ニハ、彼
小者ヲハ見知タリ者アリ、件ノ小者尋出サハ、狀持參之
者ハ必ス可知、彼廐之者ニ足輕四五人付之、毎日廻江戸
中、于時僅ニ二十日餘ヲ経テ、件ノ會草履取、則搦捕之、
來大炊頭宅所令拷問、吾ハ加藤豊後守近習白杵平四郎之
小者也ト云、去ル比未明ニ井上方へ主人平四郎持狀箱參
哉否ト問、參タルト答、依露頭、彼ノ白杵ヲ請取尋之、

初ノ程ハ暫雖不陳之、小者委細申云、仍不能陣防云云、

六月五日

家久御判

此時豊後守亭番出公儀江戸繪圖之事、大將ニナスヘキ由

(島津久慶)
彈正大弼殿

被申事、小膳ヲ以テ度々被呼シ事申之、其申狀其男ノ氣

質誠ニ獻トハ乍思、其儘難被差置、父子トモニ被配流、

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」五三二号文書ト同文ナリ)

羽州鶴岡城主被召預、酒井宮内大輔忠勝賜一萬石、使曰

6 家久公御袖判

杵ハ被誅、井上新左衛門漸ク通難、肥後國為請取内藤左

一應知行之高、今度軍役之賦申遣候間、以此趣於其許恣

馬助・稻葉丹後守下向、是上使也、知行方之為見物、伊

賦能々入念相究、其書立早々可差上事、

丹喜之助播磨守赴彼國、若及異議、西國大名鍋島・黒田・

右惣賦仕、書立今度差上申候事、

島津・立花其外九州之輩可向之由、先立有御下知、然レ

一今度申遣候役儀、致其用意、自然之時緩在之間敷との

トモ家臣加藤右馬允以下無異儀渡城、遙経年右馬允有訟

一致受合候判可差出候、別而難成人有之者、其書立可差

公儀、被預井伊掃部頭直孝、

出候、已後知行召離、軍役可相勤衆へ可遣事、

5 (島津光久)
薩摩守殿就男子誕生、為祝儀態被差越使者、殊太刀一腰・

一此軍役之趣一天下之法ニ而候処、若新儀様ニ存、りく

馬老足到来、欣悦之至候、然者加藤肥後守殿父子無分別

つかましき儀申輩於有之者、曲事可為深重事、

之念、依之右父子之儀者不及申、懷女房衆迄流罪被仰付、

右、諸士へ申渡候、謹而承届申候由被申上候事、

肥後との事ハ出羽國江被遣、子息豊後守殿者飛驒國江被

一從式百石上之衆、具足并馬之鞍道具用意候衆之書立可

遣候、哀成仕合、絶言語候、就夫種々定分共有之事故、

差上、慥成檢者相廻可書記事、

巨細歸國之節以面可申候、謹言、

右道具、以書物被申出候、檢者可相廻儀と少得御意

候事、

一他國之侍者、或普請方之用意、或俄に軍役之人數可入時之用意を題目にて、具足・馬鞍手前ニ而可入程之人數之儀を不斷無油断心懸候故、家内之躰者、如形知行を取衆茂やうく朝夕之食を女房衆調候而、膳をもすへなと候躰者有之由候処ニ、國之儀者具足・馬鞍・人數之用意ハ無之、其身ニ者分限ニ不及躰ニ而、家内之人をも餘多召仕、緩々としたる由取沙汰候、是者町人之作法ニ而、侍者非覺悟候間、是非共自今以後者、先軍役之儀を可致題目儀可為肝要事、

右之趣謹而承届候由、諸士へ被申候事、

一知行百石取候衆、又無足之衆ニも、手前成候而、自然之時馬を可乗と存候者あらば、其身之好次第、鹿兒嶋中無用捨不斷馬に乗候而可罷行儀、可為尤、一陳も乘馬ニ而為相勤者、其已後者知行を可被下事、

右、銘々以差出被申上候事、

一右之類之衆、就御免鹿兒嶋中馬ニ乘候而行候をなふり、かたきもの之へ、被聞召付次第、重科ニ可被仰付

事、

右、諸士へ慥ニ申渡候事、

右條々不可有違篇者也、

寛永九年六月十一日

(本文書へ旧記録後編五七五二九号文書ト同文ナリ)

7 覺

一自然之時、御家中之乘馬可被定置事、
 一乘馬五百騎之定、四百十一騎者有分、内五十騎者御蔵入より仕立、外ニ八十九騎ハ不足の事、

一高式百石迄ハ常々も可為乘馬事、

一高百石より下之衆、馬を可乘候由於申出者、弥如其被

仰付事、

一御先備・二番備・三番備・左備、右□賦之事、

一御馬廻・御使番定之事、

一昇四百廿本ニ相定候事、但千五百石ニ一本之當ニ而候

へへ、四百三本、併四百廿本ニ可被仰付事、

一乘馬衆差物之事、付鉄砲之者小さし定之事、

『加治木』『忠朗』
一又八郎殿へ御人衆分之事、

一御蔵入より仕立之乗馬五十騎之事、付馬道具・腹巻出所之事、

一外城之小給人衆御賦定之事、

一高式百石より下之乗馬衆も具足一両・鎧沓本・馬沓疋連々可相嗜事、

一御軍役之人衆他方可参時者、船賦之事、

一御國より人衆可被召立之刻へ、琉球より御合力銀子有

間敷哉之事、

一加治木御懷様御知行ハ、又八郎殿御高ニ可相加哉之事、

『忠朗ノ生母鎌田氏ヲ云、北郷出雲守忠亮ニ許嫁アリシ翁主アリ』

一東之丸御姫様御知行ハ、玄蕃頭殿ニ可相加事、

『日置』『久慶』『黄門公第三ノ翁主桃顔夫人』

一彈正大弼かミさま御知行ハ、彈正大弼高ニ可相加事、

『黒木』『久賀』『惟新公第一ノ翁主称御屋地』

一豊後守御懷之知行、豊後守高ニ可相加事、但御出陣之時計、

『垂木』『久倍』『竜伯公第二ノ翁主称新城』

一相模守御懷之知行ハ、相模守高ニ可相加事、

『宮城』『惟新公季ノ翁主称御下』『久元』

一御妹様御知行ハ、下野守高可相加事、付御出陣之時計、

一寺社家之知行ハ、寄石ニ可罷成事、

一乗馬沓騎之外餘高、他へよせ有之間敷事、

一當年之出物、沓両五分可被仰付事、

一若輩ニて一騎可被出衆へハ、公儀より馬ニ可乘人可被

仰付事、

一御出陣之時、外城衆御供被申、其餘高ニ而其所之老者衆可為乘馬事、付御國元ニ而談合可為落着哉之事、

一右同外城より陸立之御供衆賦之儀、是も御國元ニ而可有談合之事、

一定水手仕様之事、

一御座船十三端帆屋形ハ、御船相應ニ可被申付事、

一今度被仰出可被承衆、彈正大弼・豊後守・圖書頭・北

郷佐渡守・種子嶋左近太夫・新納仲左衛門・比志嶋掃

部助・市来備前守可被承事、

一御鑓式百本可被召立事、内黒柄ニ金ノ左巻百本ハ惣朱

之鑓、御國元ニ而可被仕立事、

一鉄炮可被召立事、但すあひハ四匁・拾匁・五匁之間た

るへく事、

付百丁之事、

一御弓ハ作らせ有へく候、但御國元之弓作たるへき事、

一御國元弓作つふれ候由被聞召及候間、被相糺可被召立

事、

一伊集院藏人江國分金剛寺御ほる傳請之事、

一野村美作守鹿兒嶋へ可被召移事、

一兵道稽古人数之事、

一御のほり御役之事、

寛永九年六月十一日

伊勢兵部少輔
(貞昌)
(島津久元)
下野守

川上左近将監殿

喜入摂津守殿

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五三二号文書ト同文ナリ)

8 『正文在御勘定所』

從東表 御出陣之時者

一番

『東自筋ノ事也』
『島津』
野州『久元』

一昇五拾本 此内四十本從 公儀加ル、

一乘馬七十騎 此内四拾騎從 公儀加ル、

一弓 一鉄炮 一鐘

右之手ニ相付諸所

高岡 野尻
野州『久元』 河上伊与守『久晴』

綾 大野将監『久武』 穆佐 村田五郎左衛門尉『経永』

高城 三原次郎左衛門尉『重貞』 未吉 頼娃長左衛門尉『久政』

山之口 大寺主計介『政安』 財部 相良李助『長信』

倉岡 伊地知縫殿介『重順』 清水 鎌田源左衛門尉『政有』

二番 北郷出雲守『忠亮』

一昇五十本 此内三拾本從公儀加ル、

一乘馬六拾騎

一弓 一鉄炮 一鐘

三番 『限城』
霜臺『島津彈正大弼久慶』

一昇五拾本 此内四十本從 公儀加ル、

一乘馬五十騎 此内卅六騎從 公儀加ル、

一弓 一鉄炮 一鐘

右之手ニ相付諸所

高原『島津』 小林 諏訪仲右衛門尉『兼安』

大膳亮『忠榮』 飯野 伊集院遠江守『久族』

加久藤

五代勝左衛門尉『友泰』

真幸吉田

弟子丸藤左衛門尉『宗辰』

國分

喜入久右衛門尉『久供』

四番

馬関田
川上彦三郎『久連』
吉松
川田助太郎『義繁』
隈之城
彈正太弼『久慶』
『島津』
又八郎殿『忠朗』

一昇百本 此内六拾三本從 公儀加ル、

一乘馬七拾騎 此内四十騎從 公儀加ル、

一弓 一鉄炮 一鍵

右之手ニ相付諸所

加治木

横川

上原大藏太輔『尚演』

曾於郡

町田駿河守『久門』

蒲生

市来八左衛門尉『宗友』

大口

新納加賀守『忠清』

菱刈本城

吉田貞左衛門尉『清貞』

五番

御旗本
粟野
阿多掃部介『忠秋カ』
踊
山田
新納左京亮『久連』
吉田
比志嶋掃部助『国詮』
馬越
菱刈伴右衛門尉『重榮』
川内高城
新納仲左衛門尉『忠雄』

一御昇二百本

一御乘馬 一御弓 一鍵

一御鉄炮

御手廻之御人衆

垂水

式部大輔殿『久直』

永吉

玄蕃頭殿『忠紀』

知覽

佐多伯耆守『忠充』

谷山
種子嶋左近太夫『忠時』

伊勢兵部少輔『貞昌』

志布志

川上将監『久國』

指宿

鎌田出雲守『政統』

福山

吉田次郎兵衛尉『康清』

川内山田

町田勘解由次官『阿多カ然レハ忠朗也』

松山

川上又左衛門尉『忠通』

東郷

敷根三十郎『頼國』

小根占

伊勢内記『貞朝』

喜入

肝付三郎四郎『兼屋』

佐多

二階堂城助『信行カ』

伊集院

三原左衛門尉『重庸』

町田出羽守殿『久幸』

根占安藝守殿『末有名』

喜入撰津守『忠政』

吉利下総守『忠張』

高山
仁禮藏人『頼景』

久志良
新納右衛門尉『久詮』

伊作
樺山美濃守『久高』

郡山
伊勢右京亮『貞則』

牛根
佐多越後守『忠増』

山崎
岩切六右衛門尉『信麿』

野田
蒲地備中入道『伸如』

大崎
町田勘解由次官『久則』

恒吉
相良権兵衛尉『頼貞』

大根占
桂外記『忠増』

阿多
諏訪治部少輔『経兼』

穎娃

新納勘解由次官「久直」

川邊 伊地知四郎兵衛尉「重賢」

阿久根

澁谷四郎左衛門尉「重将」

出水

山田民部少輔「有榮」

百次

土持平左衛門尉「綱辰」

佔佐

豊州「久賀」

田布施

上井甚三郎「兼吉」

露田「監物カ」

鎌田外記「政貞」

水引

伊東仁右衛門尉「祐昌」

高尾野

仁禮左近将「景頼」

高尾野

仁禮左近将監「景頼」

阿久根

澁谷四郎左衛門尉「重将」

川内高城

新納仲左衛門尉「忠雄」

平佐

二番

一昇五拾本

此内三十本從 公儀加ル、

一乘馬六拾騎

一弓

一鉄炮

一鍵

三番

野州

一昇五拾本

此内四拾本從 公儀加ル、

一乘馬五十騎此内廿騎從 公儀加ル、

一弓

一鉄炮

一鍵

右之手ニ相付諸所

高岡「島津」

下野守「久元」

百次

土持平左衛門尉「綱辰」

伊十院

三原左衛門尉「重庸」

東郷

敷根三十郎「頼國」

山田

東郷十左衛門尉「重」

市来

吉利下給守「忠張」

串木野

野村大学助「元綱」

四番

式部大輔殿「久直」

野田

蒲地備中入「伸如」

飯嶋「賀也」

本田伊与守「親政」

水引

伊東仁右衛門尉「祐昌」

中郷

限城

北郷出雲守「忠亮」

寛永九年六月吉日

從西表 御出陣之時御備

一番

「島津」

霜臺「久慶」

右者馬五百騎・昇四百式拾本ニして御賦也、

一昇七拾本 此内五十六本從 公儀加ル、

一乘馬七十騎 此内五十三騎 公儀加ル、

一弓

一鉄炮

一鍵

右之手ニ相付諸所

出水

山田民部少輔「有榮」

大口

新納加賀守「忠清」

新納加賀守「忠清」

新納加賀守「忠清」

一昇百本 此内九十式本從 公儀加ハ、

一乘馬百騎 此内七十六騎從 公儀加ハ、

一弓 一鉄炮 一鍵

右之手ニ相付諸所

伊作

樺山美濃守「久高」

阿多

諏訪治部少輔「経兼」

谷山

伊勢兵部少輔「貞昌」

指宿

鎌田出雲守「政統」

入来

渋谷石見守「重高」

五番

一御昇百五拾本

一御乘馬二百廿騎

一御手鍵

御手廻之御人衆

「島津」

又八郎殿「忠朗」

「島津」

玄蕃頭殿「忠紀」

根占安藝守殿

町田出羽守殿「久幸」

高原

大膳亮「忠榮」

帖佐山田

新納左京亮「久連」

本城

吉田貞左衛門尉「清貞」

飯野

伊集院遠江守「久族」

志布志

川上左近将監「久國」

穆佐

村田九郎左衛門尉「経永」

高山

仁禮藏人「頼景」

清水

鎌田源左衛門尉「政有」

羽月

高崎伊豆守「能兼」

真幸吉田

弟子丸藤左衛門尉「宗辰」

加久藤

五代勝左衛門尉「友泰」

倉岡

伊地知縫殿助「重順」

山之口

大寺主計介

佐多

二階堂城介「信行力」

福山

吉田次郎兵衛尉「康清」

松山

川上又左衛門尉「忠通」

帖佐「島津」

豊州「久賀」

蒲生

市来八左衛門尉「宗友」

横川

上原大藏大輔「尚演」

栗野

阿多掃部介「忠秋力」

馬関田

川上彦三郎「久連」

吉松

川田助太郎「義繁」

末吉

頼姪嘉左衛門尉「久政」

久志良

新納右衛門尉「久詮」

大根占

桂外記「忠増」

馬越

菱川伴右衛門尉「重業」

湯之尾

本田弥五郎

野尻

川上伊与守「久晴」

綾

大野右近将監「久武」

高城

三原次郎左衛門尉「重貞」

財部

相良李助「長信」

大崎

町田勘解由次官「久則」

小根占

伊勢内記「貞朝」

恒吉

相良権兵衛尉「頼貞」

敷根

本田又次郎「元親」

曾於郡

町田駿河守「久門」

牛根
佐多越後守「忠増」

此外鹿兒嶋衆之内馬乗如何ほと相知不申候、五百騎
之賦之時者、御手廻之乗馬式百貳拾騎也、陸衆從鹿
兒嶋如何程、自諸所如何程と不相究候、

右者馬五百騎・昇四百本ニして御賦也、

寛永九年六月吉日

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五三三号文書ト同文ナリ)

以上

今度加藤肥後守事御國被召上候付而、家来之者共立退
可申候、然者彼家中之者於御分國者、其むよりく、に、
宿をかしやすらひ候ても不苦候間、其御心得尤存候、
恐々謹言、

『寛永九年』
六月十三日

伊丹播磨守 康勝判

稲葉丹後守 正勝判

石川主殿頭 正勝判

内藤左馬助

水野日向守 (勝成)

銘々判

「家久公」
松平大隅守殿 人々御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五三四号文書ト同文ナリ)

尚々大隅守殿より御状被下候、御父子御無事ニ候、
態以飛脚申入候、

(加)「忠廣」

一賀藤肥後父子國を被召上ニ付、從江戸御上使此書立來

御下候、大形六月廿日ニ江戸御打立候而、七月中比我

等國迄欵靄崎迄か御出答候事、

一若つかへ之儀候者、御人数可被遣候間、黒田殿・鍋嶋

殿・我等なども念く用意仕相待候、上使衆御下知次

第可罷出之由、昨夕從(マツ)申來候間、其用意仕候、

一隈本城御掟次第ニ城ヲ可相渡と而、掃除など申付候由、

豊後横目衆より申來候、御近所之儀候間、其段不及申

候、

一何茂拵候として人衆ヲ入可申分ニ而ハ無之候へ共、先任

御意ニ拵候へ共、下々申付候、

一其許之儀如何申下候哉、彼地於罷越者、程近可有御座

候、萬々可得其意候、此外追而可申越儀御座有間敷候、
恐惶謹言、

『寛永九年』
六月十六日

細川越中守(重利)

忠時判(マ)

喜入撰津守殿『忠政』

樺山美濃守殿『久高』
まいる

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」五三五号文書ト同文ナリ〕

尚々其地麦作能候て、上下共きおい被成候由、先以
目出度存候、當作も一段とよく候而、仕合之御事ニ
候、此方者五月之中旬比より以之外日照りにて、田
畠共ニかれはて候、何共笑止之躰ニ候、行幸之年之
様子ニ候、上洛衆物語ニ、御國之分者細々(マ)夕立仕候
而、作よく候由被申候、一段之御事ニ候、將又左京
亮若輩之儀ニ候間、諸事御入魂之儀所仰候、やかて
可罷下可得御意候、下向程近く罷成候てよりハ、花
の都も一日もはや／＼引取度候而、遣衆待かね候、
御察有へく候、

鎌田源八殿御上洛ニ五月五日之御状髓ニ相届候、殊御
兩所より鹿之皮敷送給候、一段忝令存候、則皮屋へ頼
作り、かわたひ切可申覚悟ニ候、旅中ニ御心付生々忝
存事ニ候、

一替衆も急度御上洛之由(疾ク)得共、餘之延引候而、何共待
久敷候、乍去近日於御上着者、八九月之末ニ者罷下可
得御意候、其砌可得御意候、

一不入御事ニ候へ共、加藤肥後殿為何仕合ニ候哉、國を
被召上候而、漸□北國之内庄内と申所へろう人之由
候、子息之豊後守殿ハ命ヲたすけ被成、誰そ御預り之
様子ニ申候、肥後表内藤左馬殿・伊丹播磨守殿・石川
主殿助殿、其外厩々為見者、□越之由候、定而後々者
御隣所之儀ニ候間、嶋津様へ御加増ニ可為御給候間、
□初知入之支度油断有ましく候、馬之道具・鐘・弓う
つほ之類、御用にて候者早々可被仰越候、御調指下可
申候、各々様も廿人道具者御持せ候へてハ、初知入見
苦候ハんと存候間、御油断有ましくと、我々者此方よ
り直ニ可參間、支度之分ニ者心遣無之候、何も若衆中

へ可被仰聞せ候、おかしやく、尚追々可申達候、誠
不入儀候へ共、其元田舎にて直左右有ましく候まゝ如
此候、恐惶謹言、

(白坂)
白大炊左衛門

六月十七日

篤豊(花押)

谷口次郎左様

(西田時通)
西全之允様

参人々御中

12 以上

態用使札候、仍肥後殿天下之儀悪候ニ付、若人数入事於
有之者、御家中よりも御加勢之よし候哉、就夫當所より
も人数可申付由被仰越候条、若衆中へ御申渡候、貴老様
も御立被成候由、巨細承候、然者伊遠刃老へ、馬之儀御
所望之通、昨日西市左を以様子申入候得共、駒疋被召
置候間、稀之御用ニ候処、不有合残多之由、我々前より
可申入由承候、白鳥之馬之儀使を以申候へ共、無然之馬
ニ而候得共、のりかけの御用候へ、輒事之よし被仰候、

巨細之様子被仲右衛門へ可被申上候、將又肥後之様子御
公儀江能様ニ彼仲右衛門を以御申所仰候、求麻之様子當
所よりも商人衆被参候得共、為何様子も不承由被申事候、
乍去人吉之橋普請材木、毎日ひき申候由承候、外ニ替儀
無之候、為何物沙汰も承付候へ、早々御注進可申候、
為御存知□恐惶謹言、

六月廿一日

時通(花押)

西田全允

谷口二郎左衛門尉

重成(花押)

五代仲兵衛尉殿
参人々御申(中)

13 「写在川上益左衛門系図之内」

覺

一右馬頭様早打、江戸を六月四日打立、同十六日ニ佐土
原下着候事、
一加藤肥後守殿父子御改易之儀、酒井雅楽頭様屋形にて、

五月廿九日雅楽頭殿御意趣にて被仰出候事、

一肥後守様者、酒井宮内殿預り被成、出羽國庄内と申所

へ御座事、

一豊後守殿者、金森出雲守殿預りにて、飛騨國へ六月二

日ニ御座事、

一上使内藤左馬頭殿・石河主殿助殿・稻葉丹後守殿・伊

丹播磨守殿、御目付衆秋山修理大夫殿・石子三右衛門

殿、六月廿日比ニ江戸を打立被成之由、町説候事、

一加藤右馬頭上使案内者仕、罷下之由候事、

一隈本之御番嶋津右馬頭殿・伊東修理大夫殿・秋月長門

守殿・中河内膳正殿・八代御番稻葉民部殿・木下右衛

門大夫殿御當之由候事、

申

六月廿一日

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」五三六号文書ト同文ナリ)

覺

一當將軍様御行儀正敷候而、天下之御仕置淳ニ被仰付、

何方へ成共御陣候へ、其儘御出馬之御覺悟之事、

一品川にて肥後守殿若働ニ而候へ、今度御供衆不用意

ニ而候事、

一関か原之時之事、

一兩度之大坂陣ニ御上延引之事、

一御普請御免之事、

一加賀之肥前守殿正宗へ大坂より之飛脚をからめ、秀頼

様之御書不被進上之事、

一宰相成之事、

一中納言成之事、

〔光久公〕

一乍次而被仰出候、薩州様公儀方御勤候条、自然之

時 黃門様御奉公可被遊御格護候間、御家中之士茂心

懸可致御供校量肝要之事、付今度肥後被參候衆、日用

被召列候事、

一稻葉丹後守殿・内藤左馬頭殿肥後へ打立備之事、

一方々國替之由、江戸町説ニ申事、

一乘馬衆さし物之事、

一西御陣立賦之事、

一 五百石ニ付乗馬老疋ツ、之事、

一 式百石迄ハ主従八人之可為乗馬事、付駒可被下候、用

ニ不立駒者可惡候付、駒於不足は来年之駒ニても能駒

を可被下候事、

一 式百石より内之衆茂可致乗馬由申出衆於有之ハ、よせ

高ニて主従八人之乗馬ニ可召成事、

一 六七百石衆五百石よりあまる高ハ、式百石より下之衆

ニよせ高たるへき事、若乗馬二騎出候ハ、一稜之可

為御奉公事、

一 三四百石ニて父子面々ニ乗馬仕候ハ、御馬・具足已

下、一陣之後可有御褒美事、

一 或後家、或幼少之衆者、番代可出候、其人手前より誰

と可申上候、若不足之人ニて候ハ、公儀より餘人ニ

可被仰付候事、

一 軍役方道具指出可仕候、近日檢者被仰付、御見せある

へき事、付不足之道具ハ上方ニて蔵衆へ可被仰付候事、

一分限衆・諸地頭衆、馬しるし可有指出事、

一時鉄炮可仕候事、付外城衆玉葉可被下候事、

一 頃鹿児嶋衆小すの長筒すぎ候曲事之事、

一 高ニ付乗馬出候傍輩者、誰ニ乗馬させ可申候、被官ハ

何と申ものと名字可書出事、

一 ならし之儀專ニ候、諸土軍役可相勤知行方、平等ニ無

之候てハ可難成、能々談合可被相究事、

已上

『寛永九年』

壬申六月廿二日

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五三七号文書ト同文ナリ)

15

覺

(島津久元) 下野守殿・兵部少輔殿より被仰候、

一 先年大坂陣之賦、他國之様子不□内ニて大方之事、

一 當時御供銀過分ニ御座候ニ付、毎年出銀被仰付候へ共、

御軍役之儀者相調候ハて不叶儀ニ候間、御奉公ニ可相

調事、

一 御蔵入之乗馬五十騎・昇四百式十本被召定候事、

但のほりさしハ高ニかゝり可出事、

以上

壬申六月廿二日

16 覺

- 一 御鉄炮三百挺 又貳百丁か
外城衆
- 一 御弓貳百張 又三百丁か
外城衆
- 一 御鑓三百本 外城衆
- 一 外城鉄炮衆五百人 主從千人
- 一 御馬驗持三人 但御年頃之士乘江可被仰付哉、又ハ御道具衆ヘ可
被仰付哉
- 一 御旗之役 主從四百人
- 一 御陸衆貳百人 賄夫五人、御蔵入より出
る
- 一 御手廻御道具持五十人 同三人、右同
御馬飼夫貳人、右同
- 一 御厩 但御馬拾疋、御中間三拾人
- 一 御南戸 御小者衆拾人
- 一 御納殿 乘馬衆貳人、主從廿二人
小荷駄衆三人、主從廿一人
- 一 御臺所 七拾人
内、代官一人、主從七人
付衆十貳人、主從卅一人
御膳配衆貳人、主從六人
御包丁九人、主從廿九人
- 一 御進物方 藏衆貳人、主從七人
御小者衆七人、主從九人
- 一 御茶陽方 夫丸三人、右同

一 酒奉行 并燈役

一 御兵具玉藥 宿送馬、又於戰場者別ニ持手可申付候、

一 乘馬衆

合貳千六百八拾一人 但乘馬之人數此外也、

右者 (島津家久)
中納言様御備

一 貳千六百八拾人 但乘馬之人數此外也、

右者 (島津光久)
薩州様御備

總合五千三百六拾貳人

寛永九年申七月吉日

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」五四六号文書ト同文ナリ)

17

尚々此状人に御見せ被成間敷候、御他言少も有間敷
候、尤即火中へ、

肥後表さうせつ申由候、只今出水より申来候由、御老中
より被仰聞候、肥後求磨之様子、念入被成聞合御申可有
之由候ニ付、無油断聞合被成候而御申可有候、肥後表ハ
高百石までハ馬乗可有上洛由候而、殊外風聞有之と聞得
候、「宮原景之」「新納忠秀」
刑部太夫殿へハ貴老前より可被仰候、恐

惶謹言、

新加賀守

七月十二日酉刻

忠清判

有村隼人佐殿

人(御之)
中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五四七号文書ト同文ナリ)

18

尚々前々申入候かま・なたなと御調可被下候、頼存候、其元庄屋衆八朔より可被參候間、其心得有へく候、

一書申入候、然者肥後殿國被召上、城受取衆江戸より大名衆十人程人数十二三万人ニ而御下國之由候、此廿四五日比下着可有候、就左成本まゝニ三原左衛門佐殿江戸より御使として今朝御下向ニ付、様子次第爰元よりも人数可被立儀も可有候、少左衛門尉よりも状相下候、加久藤油断なき様ニと被仰下候、替儀も候ハ、可申入候、少左衛門尉より被申下候さし物、此度改被仰出候間、上方ニ而相調可申候条、庭鳥羽衆中在郷へ所望被成候而可給候由候、早々上せ可申由被申候間、頼入候、恐惶謹言、

19

五仲兵衛尉

友光(花押)

七月十四日

谷口次郎左様

西田李允様参人々中

いしゑんせう塩ぬき候而、念を被入御調可被下候、萬々奉頼候、将又谷口殿へ申入候、近比御むつかしくにて候へ共、矢廿程御調可被下候、左様ニ候ハ、去年金はくニうるし・朱相調遣可申候、遮而頼存度〱申ニ而候、乍去不得御意申候而ハいかゝと存、如此候、御報次第持せ可申候、野ハ其元へ有之内よりゑり可被成候哉、一書申入候、然者須木押米之儀、いかゝニ究被成候哉、公儀より御尋ニ而候、定而相究八朔ニ可被申上と存候、其通申上候、(通)老道御究可被成候、赤糲ニ表ニ而者、少之儀ニ候間、しんるひ衆より可被相調候、一三原左衛門佐殿、一昨日江戸より御使として御下向候、御家中諸事相改由候、今日可被仰出由候、様子ハ後便

ニ可申入候、

一庭鳥羽之儀、先日申入候衆中、名中・町早々衆中五人程ニ被仰付、御調可被下候、相調申候者急度美々津より荷物遣申候、内ニ入□□せ可□候、未調申候□□此□可申遣候、さし物地頭衆之分相替申候ニ而□□とりのは過分ニ入用之由候、萬事頼入候、少成□□此便ニ御遺頼存候、いそぎ荷物遣可申由、助左衛門へ申付候、一衆中より八朔ニ野納申候、被入御念御受取せ可被成候、名中よりなわ納申候、これも無未進様ニ稠敷肝煎衆へ可被仰付候、何事もむかしヨリ有来候様ニ可被御調候、猶追々可申入候、恐惶謹言、

七月十八日

五代忠兵衛尉

友光(花押)

谷口次郎左衛門尉殿

西田李丞殿

参人、御中

20 「無名雜抄」

是年七月二十三日、大口宰新納加賀守忠清贈國老川上久

國・喜入忠續檄曰、所嚮遣問者還自肥後、

大家使使取隈本八代城兩使皆二十一日至肥後云、按上使稲葉丹後守・石川主殿頭・内藤左馬助・伊丹播磨守・水野美作守・秋山修理亮・石川三左衛門・朝倉仁左衛門・曾我又左衛門・能勢四郎左衛門・諸星清左衛門等也、且内藤帶刀・石川宗十郎・同權十郎、亦與父兄奉命俱共來云云、

21 「川上氏略系」

久林

川上左亮

久如

助七

久盛 助兵衛 撰津介 助進 慶長十九年甲寅二月十七日生
寛永八年十月、兄久如死、其子千徳丸因為幼稚、久盛為番代補踊地頭職、肥後國主加藤肥後守改易、因之當國之兵可有發向肥後、催久盛踊兵卒可出張旨、於鹿兒島定舞・受命、而為別形、

22 「秋月氏一枚系圖長門守傳」

寛永九年、肥後國御關所ニ罷成ニ付、熊本御番被仰付、七月十四日ニ國本を罷立、熊本ニ罷着、年中勤番いたし、極月六日ニ歸國仕候云々、

23 「不忘危卷之二」

御出陣ノ御人數賦リ、御出陣ノ御備立兵士・騎馬等歩行合テ四百人ノ賦リ也ト、海田久兵衛尉信綱入道宗茂齋カ傳也、以下ノ御軍記ノ御人數立當倣之、并子ガ祖父忠兵衛尉忠兼ガ日記ヲ寫、如左、寛永九壬申ノ年七月十五日、右典廐忠興公佐土原ヲ御首途ナサレテ肥後へ御陣立ノ寸、^(時)其四月始ヨリ大旱シテ一雨モ不降シガ、高知尾ノ道ニカ、リ玉フ寸、大雨降テ暫モ不止、道ヤフレ、橋落テ、行程難渋シテ、漸ク七月廿二日ニ至テ、肥後ノ隈本ニ御着ナリ、陣道具皆雨ニスタル也、以後宜ク心得ヘント云々、御家中ノ備立凡六ヶ条、一ニハノボリ、二ニハ馬六十騎、三ニハ弓七十張、^{内四十張ハ、}四ニハ鉄炮百十挺、^{内四十挺ハ種子島、大筒七十挺ハ家中、}五ニハ鑓百八十五本、^{内八十本ハ家中、}六ニハ人數千五百人、^{但足輕以上}此外ニ夫丸七百五十人、^{内二百五十人ハ家中}御備立終、城請取ノ人

數一番上使石川主殿頭御備頼義之御旗寸法一丈二尺二幅也、白絲ノ縫物アリ、伊勢大神宮八幡大菩薩ト云々、下ニ鳩二羽相對シテ縫 以上忠兼日記畢、

季安按、忠兼ハ伊集院忠兵衛尉トテ佐土原侯以久ノ臣也、父ハ比志島式部大輔義智ト云ヘリ、幸侃カ弟也、忠兼孫ヲ伊集院忠尚ト云ヘリ、寛文十三年不忘危ヲ編著セリ、

24

季安云、宍岐城主豊前守鎮経入道麟泉ノ子藤右衛門親重カ時、天正十六年志岐城ヲ以テ関白秀吉公ニ降ケレバ、関白コレヲ加藤清正ニ屬セシム、故ヲモテ清正ニ肥後ニ事ヘテ四百二十石ヲ食メリ、其子小左衛門親昌カ時、清正ノ子肥後守忠廣、此寛永九年ニ肥後國御改易ナリ、然ルニ親昌ノ母ハ島津義虎ノ女ナルニ因テ、薩州ニ来テ家久公ニ臣トシ仕ヘケルトソ、又季安カ家臣ニモ甲斐氏ノ者居レリ、其先甲斐佐介親、此ハ肥後州飽田郡活龜八十町ノ領主ナリシ、其子ハ林市介親信ト稱シ、是モ後ハ加藤清正ニ仕ヘテ、百五十石ヲ立田村ノ内ニ拜領セシガ、其子甲斐四郎左衛門親清カ時、此一亂ニテ、我七世祖

右衛門重政カ付衆中伊地知治右衛門重時カ妻、甲斐氏ニテ、其頃ハ重政地頭所山野ニ居タリ、其ヲ便リシニヤ、親清モ亦薩州ニ来テ、大口地頭新納加賀守忠清ニ臣事シテ、忠清ノ次男主膳重頼伊地知重政ガ掣養子ニ来ル時、『清正判物ノ文書ナド』親清カ嫡子甲斐掃部左衛門親秋ト云モノ供シ来テ、今以テ我伊地知氏ノ家臣ナリ、今志岐氏トハ雲泥ノ替ナレトモ、一旦加藤家ノ浪人タリシハ同シケレバ、此ニ載ヲキヌ、尤如此肥後ハ無事ニ治レトモ、御人數賦ハイヨク、怠ラス脩メ玉ヘリ、

指出

高五十石者 但女房知行也、
右之高ニ而御出馬之刻、乘馬御供申、無別心御奉公可仕候、此中者馬致覚悟、高式百五十石餘之御軍役相勸申候へ共、御物口入ニ付知行被召上候故、馬ハはなし申候、雖然武具之道具者今有之候間、一騎之御供可申候事、
一具足一兩 一弓式張但塗籠 一鉄炮三挺えふた有り

一箆二ツ内征矢多ひら 一夕矢廿四羽中ミカき
一塩焔七百目但玉百 一征矢から百五拾但根有
一鞍道具一通但ふた有

無道具之覚

一小さし 一馬 一ふさ 一人不足之事但無御座候、付暇違候故如此、
寛永九年七月十八日 本田隼人佐(花押)
『親紀』

26 『江田源助蔵』

差出

御出陳之刻、小高ニ而茂乘馬仕御奉公可申候旨、今度被仰聞候、小身ニ而候間、首尾之儀取覺不申候得共、被添御心候而可被下之由候条、一騎被仰付候へ、御奉公可申上候、
高八拾三石二斗五舛
一鍵一本 一鉄炮一挺 一弓一丁付矢有
右文手前ニ調置候、
一具足 一馬 一鞍道具一通
一さし物

右之分所持可申候間、上御定衆次ニ被仰付候ハ、

可被承候、

七月廿八日

江田源助(兼吉)扣ニハなし

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」五五七号文書ト同文ナリ)

給地
惣高三拾九萬三千百八拾一石 但琉球高除

三人軍役ニシテ壹萬千四百九拾五人

貳人半役ニシテ九千八百三拾人

内高八萬六千六百五拾四石

諸外城高

三人軍役ニシテ貳千六百人

貳人半役ニシテ貳千六百六拾六人

高三拾萬六千五百貳拾八石 鹿兒嶋高

三人軍役ニシテ九千九拾六人

貳人半役ニシテ七千六百六拾三人

27 惣高六拾萬五千石 但琉球高除

三人軍役ニシテ壹萬八千五拾人

内水手三千人

壹萬三千八百七拾四人 外城衆主従貳人ニシテ

内人躰六千九百三拾七人 十人ニ付六人立

千六百八拾七人 鹿兒嶋衆主従八人宛ニシテ

内人躰百六拾人

貳人半役ニシテ壹萬五千百廿五人

内壹萬千五百六拾貳人 主従貳人宛ニシテ

内人体五千七百八拾壹人 外城衆半分立ニシテ

五百六拾三人

内人躰七拾人 かこしま衆主従八人宛ニシテ

水手三千人

覺

百石ニ付三人役其外ハ寄人

一騎主従八人

主一人

一小姓一人 一鍵持一人 一甲持さうり取一人

一さし物持一人 一馬取一人 一夫丸貳人

高百石より五拾石迄

主従六人

主一人

一鍵持一人 一甲持さうり取一人 一指物持小姓

一人

一馬取一人 一夫丸一人

高式百石より下百石迄乘馬袴騎

主從八人

一馬袴疋 銅雜石二舛 一鞍道具一通

一具足一領 一さし物一シメ

高百斛より五拾石迄

主從八人并主從六人

一馬袴疋 一馬ニ銅雜石式舛也、

一鞍道具一通 一具足一領 一さし物一シメ

壬申八月朔日

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」五五八号文書ト同文ナリ)

28

指出

高三百式拾石卷斗七舛

御出陣之時分者、乘馬袴疋、其外諸道具、如御賦之

相調可罷出候、

一具足袴領 一鍵七本内手鍵式本 一長刀袴振

一弓式張 一糸ひら式シメ付矢式拾

一鉄炮十挺但ゑふた・口菓・諸道具有、

一ひなわ六拾まけ 一合塩焔拾壹斤

一白塩焔拾壹斤 一鉄玉千

一鞍道具袴通

右者當分持合申候、以上、

寛永九年八月五日

伊地知四郎兵衛尉

御使衆中

29

從東表御出陣之時御備

四番

(島津忠順)
又八郎殿

一昇百本 昇指

一鉄炮五拾挺 但公義より出 人数五拾人 御藏より出

一弓式拾張 同式拾人

一鎗三拾本 同三拾人

一手明之衆 同五拾四人

一夫丸 三拾五人

一人躰乘馬 一騎

一御軍役乘馬 貳拾騎

人数百貳拾人 一騎ニ付主従六人賦

合乘馬貳拾壹騎

合御軍役人三百九人 但百石ニ付三人賦

右者、御自分高老萬三百石ニ相應賦ニ而候、此外御備之儀者、後日御差圖次第たるへく候、

右之御手ニ相付諸所

一乘馬加治木

一乘馬二騎人数三拾人

一乘馬一騎人数拾三人

一同二騎人数貳拾九人

一同二騎同貳拾四人

一同二騎同貳拾六人

一同一騎同拾七人

一同一騎同拾六人

一同一騎人数八人

一乘馬二騎人数貳拾七人

一同二騎同貳拾九人

合乘馬貳拾騎

惣合乘馬四拾壹騎

合人数貳百八拾貳人

惣合人数五百九拾壹人

寛永九年八月五日

鹿兒嶋賦所

30 寛永九年

加久藤衆中乘馬衆・鉄炮衆指出帳

八月拾二日

茄へ參候留

30の1

指出

高八拾五斛八斗貳舛

加久藤衆中

今度被仰出候ニ付、御出陣之刻乘馬ニ而御奉公可申上候、寄高之出陣可被申候由被仰出候へ共、自分高ニ而

御供可申上候、御馬・諸道具等者、諸人なミニ可被下候、

吉田衆中

比志島掃部助

吉田

新納左京亮

山田

栗野

阿多掃部助

吉田貞左衛門尉

本城

市来八左衛門尉

蒲生

町田駿河守

曾於郡

上原大藏太輔

横川

馬越

菱川伴右衛門尉

新納仲左衛門

一鉄炮壱挺玉葉有 一鍵壱本 一弓壱張矢有

右者手前ニ持合申候、以上、

八月申 喜入休右衛門殿 白坂大炊左衛門尉(篤忠)

三原左衛門佑殿

30の2

高八十五石四斗四升

指出

西田一左衛門尉

同 柰 允(時通)

今度就被仰付候、御出陣之刻乗馬ニ而御奉公可申上候、

寄高出錢可被下由被仰出候へ共、自frac{高}{高}ニ而

御供可申上候、御馬・諸道具等者、諸人なミニ可被下候、

一鉄炮式丁玉葉有二人分 一鍵式本 一弓式張矢有

右者手前ニ持合申候、以上、

八月十二日 西田市左衛門尉

同 柰 允

三原左衛門佑殿

喜入久右衛門殿参

30の3 高五斛

井上帶刀長

今度就被仰出候、御出陣之刻乗馬ニ而御奉公可申上候、

寄高出錢可被下由被仰出候得共、自frac{高}{高}ニ而御供可申上

候御馬壱疋可被下候、其外諸道具等者諸人なミニ被下候

ハ、

一鉄炮壱丁玉葉有 一鍵壱本 一弓壱張矢有

右者手前ニ持合申候、以上、

八月十二日申 喜入久右衛門尉殿 井上帶刀長

三原左衛門佑殿

三原左衛門佑殿

30の4

自分鉄炮之人数

同

主従 前田内藏人殿 赤川兵左衛門尉殿 瀬戸山撰津介殿

同 同 同

同 宮内右兵衛尉殿 池田内藏允殿 竹内志摩允殿

同 同

同

同 岩崎弾之允殿

同

同

御物鉄炮衆

同

同

溝口孝右衛門殿 黒田三之允殿 奥民部左衛門殿

同

同

井上六右衛門殿 大門源三郎殿 前田将介殿

同

同

31

黒木次兵衛尉殿 赤川源□殿 児玉清兵衛殿
内田仲右衛門殿 上田主計介殿 内田右馬助殿
黒木将右衛門殿 丸田弥介殿

合拾四人

申八月十二日

茄へ参候留

寛永九年申年

従東表御出陣之時者

『原本ニハ實名并知行ナシ、季安諸ノ他書ニ據テ實名ヲ下ニ注シ、此年ノ高帳ニ考ヘテ、上ニ知行ヲ補フ、後哲必ス誤ラ正セヨカシ』

一番 『一萬四千六百七十六石
内三千六百五十五石』

『島津』野州『久元』

一昇五十本 一鉄炮七十挺 七十人

一弓三拾挺 三人 一鍵五十本 五十人

一人躰乘馬一騎 一人

一軍役乘馬廿九騎但一騎ニ付六人之賦 百七拾四人

一手明衆 六十五人 一夫丸五十人

高岡 一衆中 主従二十人

高百石ニ付三人軍役ニシテ(ママ)
合人数四百六十人 内□岡衆中

右之手ニ相付諸所

一鉄放五十丁 五十人 一弓式拾張 廿人

一鍵三十本 三十人 一主人乘馬宍騎 一人

一軍役乘馬十九騎一騎ニ付六人ツ、百十四人 一手明 五十三人

一夫丸 三十二人

合人数三百人『五千六百廿五石』 種子嶋左近太夫殿『忠時』

一乘馬八騎内式騎十一人ツ、合七十四人 高岡
五騎八人ツ、

一鉄炮七丁 一弓宍張

一鍵八本

一乘馬宍騎 十一人 合十九人
付衆中主従八人

一鉄炮一丁 一弓一張

一鍵一本

『三百石』 大野将右衛門尉『久武』

一乘馬式騎内 一騎十五人 合廿九人
衆中主従六人

一鉄炮二挺 一弓一張

一鍵一本 『五百七拾六石』 三原次郎左衛門尉『重貞』

同子息治兵衛尉

一乘馬式騎内 一騎十五人 合廿七人
衆中主従五人

一鉄炮二挺 一弓一張

一鍵二本 『五百六石』 大寺主計助『政安』

同子息喜左衛門尉

一乘馬壹騎内十一人衆中主從八人

合十九人

御藏入ヨリ出ル

一昇五拾本 五十人 一鉄炮百五十挺百五十人

一弓七十張 七十人

一鐵炮百廿本本まゝ 百廿人本まゝ

一鉄炮一挺 一鍵一本

伊地知佐渡守『重順』

一軍役乘馬六十騎一騎ニ付三人、三百六十人

一乘馬一騎八人衆中主從六人

合十四人

一手明 百廿人 一夫丸

川上伊与守『久晴』

三番『八千貳百四拾石四斗七 殊九夕四才』 『島津』 『霜臺』 『久慶』

一乘馬三騎内二騎十五人、賦衆中主從八人

合五十三人

一昇五十本 一鉄炮四十丁 四十人

『千四百七拾五石』

村田九郎左衛門尉『経永』

一弓十五張 十五人 一鍵廿五本 廿五人

一乘馬貳騎内一騎八十五人衆中主從八人

合卅一人

一主人 一騎 一乘馬十六騎軍役 七十八人

『七百五拾三石』

穎娃長左衛門尉

一手明 五十三人 一夫丸 三十九人

一乘馬貳騎内一騎十五人衆中主從八人

合廿九人

一衆中主從 廿人

相良李助『長信』

合人衆貳百七十人内廿人衆中

一乘馬貳騎内一騎十五人衆中主從二人

合廿八人

右之手ニ相付諸所

鎌田源八『政喬』
『后左京亮』

一鉄炮三十丁 三十人 一弓廿丁 廿人

合乘馬七十四騎

合鉄炮百四十丁

一鍵廿本 廿人 一主人乘馬一騎 一人

合人数千八十三人

合鉄炮百四十丁

一軍役乘馬十五騎一騎ニ付六人、九十人 一手明 四十三人

合鍵百七本

合弓六十張

一夫丸 三十六人

二番 『三萬貳百三拾壹石』

北郷出雲守『忠亮』

合人数貳百三十人『七千六百九拾貳石』 北郷佐渡守殿『久加』

一乗馬式騎内 一騎十五人
衆中主従六人

合卅二人
『島津』
大膳亮「忠榮」

一乗馬式騎内 一騎十五人
衆中主従二人

合廿八人

一乗馬壹騎 十二人
衆中主従六人

合十八人

一乗馬式騎内 一騎十五人
衆中主従四人

合廿七人

一乗馬式騎内 一騎十五人
衆中主従六人

合廿九人

合乗馬五十三騎

合人数七百八十五人

一乗馬式騎内 一騎十一人
衆中主従四人

合廿三人

合弓三十五張

『島津』
又八郎殿「忠朗」

一乗馬式騎内 十五人ツ、
衆中主従六人
与力衆中主従四人

合四十人

一鉄炮五拾丁 人数五十人
一鍵三十本 三十人

同廿人

一乗馬三騎内 壹騎十一人
式騎八人ツ、

喜入久右衛門尉「久供」

一軍役乗馬廿騎 一騎ニ付 六人ツ、百廿人

一手明 五十三人

一乗馬式騎内 一騎十五人
衆中主従六人

國分

合三百九人

一乗馬式騎内 一騎十五人
衆中主従六人

諏訪仲右衛門尉「兼安」

右之御手ニ相付諸所

合八十一人

一乗馬式騎内 一騎十五人
衆中主従六人

伊集院遠江守「久族」

一乗馬式騎内 一騎十五人
衆中主従四人

加治木
合三十人

『七百九拾壹石』 上原大藏太輔『尚演』

一乘馬一騎 十一人 衆中主從二人 合十三人

『三百四拾石』 町田駿河守『久門』

一乘馬貳騎内 一騎十五人 衆中主從六人 合廿九人

『七百拾貳石掃部』 市来八左衛門尉『宗友』

一乘馬四騎内 一騎十五人ツ、 衆中主從十人 合六十三人

『千六百三拾三石』 新納加賀守『忠清』

一乘馬貳騎内 一騎十二人 衆中主從四人 合廿四人

『四百六石』 吉田貞左衛門尉『清貞』

一乘馬貳騎内 一騎十二人 衆中主從六人 合廿六人

『四百拾壹石』 阿多掃部助『忠秋カ』

一乘馬一騎 十五人 衆中主從二人 合十七人

『五百七拾三石』 新納左京亮

一乘馬一騎 十二人 衆中主從二人 合十六人

『四百六拾七石』 比志嶋掃部助『国詮』

一乘馬壹騎 八人 合八人

吉田

一乘馬貳騎内 一騎十五人 主從衆中四人 合廿七人

『六百五拾六石』 菱川伴右衛門尉『重榮』

一乘馬貳騎内 一騎十五人 衆中主從六人 合廿九人

『六百七拾六石』 新納仲左衛門尉『忠雄』

合乘馬五十騎 合人数六百七十四人

合鉄炮七十四丁 合鐘六十三本

合弓三十四丁

五番 御旗本

一御昇百五十本 一御乘馬

一御弓 一御鐘

一御鉄炮 合人数貳千六百八十一人

御手廻之御人衆

一乘馬廿五騎内 廿四騎十五人ツ、 合三百六十六人

『壹萬千八百七拾四石』 式部太輔殿『久直』

一乘馬七騎内 六騎十五人ツ、 合九十八人

『貳千貳百五拾石』 女蕃頭殿『忠紀』

一乘馬八騎内 十五人ツ、 合百廿人

『四千貳拾貳石』

町田出羽守殿『久幸』

『三千三百三石』

鎌田出雲守『政統』

一乘馬三騎内二騎六人ツ、
一騎十五人

合四十五人

一乘馬貳騎十五人ツ、
衆中主従六人

合卅六人

『千五百三拾七石』

根占安藝守殿『無名』

『千四拾七石』

新納右衛門佐『久詮』

一乘馬八騎内七騎六人ツ、
一騎十五人

合百三十四人

一乘馬五騎内四騎六人ツ、
一騎十五人

合七十八人

『三千七百九拾四石』

喜入摂津守『忠政』

『貳千百拾壹石』

樺山美濃守『久高』

一乘馬四騎内三騎十五人ツ、
一騎八人

合五十五人

一乘馬貳騎内一騎十五人
衆中主従四人

合廿七人

『千六百九拾四石』

佐多伯耆守『忠充』

『六百貳拾石』

吉田次郎兵衛『康清』

一乘馬七騎内六騎十五人ツ、
一騎十五人

合百十三人

一乘馬貳騎内一騎十二人
衆中主従二人

合廿四人

『三千八拾貳石』

伊勢兵部少輔『貞昌』

『四百三拾三石』

伊勢右京亮『貞則』

一乘馬七騎内六騎六人ツ、
一騎十五人

合百廿人

一乘馬貳騎内一騎十二人
衆中主従四人

合廿四人

『三千三百三拾四石』

川上將監『久國』

『四百四拾六石』

東郷十左衛門尉『重』

一乘馬三騎内二騎六人ツ、
一騎十五人

合四十六人

一乘馬貳騎内一騎十五人
衆中主従六人

合廿三人

『千八拾石』

吉利下總守『忠張』

『七百六拾七石』

佐多越後守『忠増』

一乘馬四騎内二騎十五人ツ、
二騎十二人ツ、
衆中主従六人

合五十九人

一乘馬貳騎内一騎十一人
衆中主従四人

合廿三人

『千三百八拾五石』

仁禮藏人『頼景』

『三百三拾七石』

川上又左衛門尉『忠通』

一乘馬壹騎

拾一人

一乘馬貳騎内一騎十二人
衆中主従六人

合廿人

高山

『四百貳拾八石』

岩切六右衛門尉『信亮』

一乘馬七騎内六騎十五人ツ、
一騎十五人

合百五人

一乘馬七騎内六騎十五人ツ、
一騎八人

合百四人

『三千式百三石』

數根三十郎『頼國』

『千五拾八石』

諏訪治部少輔『経兼』

一乘馬式騎内 一騎十五人
衆中主從八人

合廿九人

一乘馬式騎内 一騎十二人
衆中主從六人

合廿六人

『七百三拾三石』

蒲地備中入道『伸如』

『四百四拾三石』

新納勘解由次官『久宣』

一乘馬式騎内 一騎十五人
衆中主從一人

合廿五人

一乘馬式騎 一騎十五人
衆中主從四人

合卅四人

『五百式拾九石』

伊勢内記『貞朝』

『九百式拾四石』

上井甚三郎『兼吉』

一乘馬式騎内 一騎十五人
衆中主從六人

合廿六人

一乘馬式騎内 一騎十一人
衆中主從六人

合廿五人

『二百九拾五石』

町田勘解由次官『久則』

『二百式拾式石』

伊地知四郎兵衛『重賢』

一乘馬六騎内 五騎六人
一騎十五人

合八十人

一乘馬式騎内 一騎十五人
衆中主從四人

合卅人

『式千六百五拾五石』

肝付三郎四郎『兼屋』

『八百七石 太郎右
衛門トアリ』

鎌田監物『政貞』

一乘馬式騎内 一騎十二人
衆中主從四人

合廿四人

一乘馬三騎内 二騎十五人
一騎十一人
衆中主從六人

合四十六人

『四百七拾八石』

相良權兵衛尉『頼貞』

『千三百三拾八石』

渋谷四郎左衛門尉『重將』

一乘馬一騎 十二人
衆中主從二人

合十四人

一乘馬三騎 十五人
衆中主從二人

合十七人

『二百九拾式石』

二階堂城介『信行カ』

『五百六拾四石』

伊東二右衛門尉『祐昌』

一乘馬式騎内 一騎十五人
衆中主從一人

合廿八人

一乘馬六騎内 五騎十五人
一騎八人
衆中主從十人

合九十人

『七百八拾九石』

桂外記『忠増』

『式千六百五拾六石』

山田民部少輔『有榮』

一乘馬六騎内 二騎八人
四騎六人
衆中主從六人

合八十七人

一乘馬式騎 拾六人
出水

『式千六百九拾壹石』

三原左衛門佐『重庸』

一乘馬一騎 十五人
衆中主從八人

合廿三人

一乘馬式騎内 一騎十五人
衆中主從四人

合卅四人

一乘馬一騎 十五人
衆中主從八人

合廿三人

『五百六拾老石』
大炊助トアリ

仁禮左近將『景頼』

『四百九拾四石』

野村大学助『元綱』

一乘馬老騎

十五人
衆中主従二人

合十七人

一乘馬一騎

十一人
衆中主従二人

合十三人

『五百五拾五石』

土持平左衛門尉『綱辰』

『三百式拾六石』

國分左京亮『友積』

一乘馬七騎内

六騎六人ツ、
一騎十五人
衆中主従十人

合百一十一人

一乘馬一騎

八人
衆中主従二人

合十人

『三千三百八拾三石』

『島津』
豊州『久賀』

『式百五拾石』

土持左馬権頭『盈信』

一乘馬九騎

一キ十五人ツ、
八キ六人ツ、
衆中主従十人

合百四十五人

一乘馬一騎

八人
衆中主従四人

合十二人

『四千四百八拾九石』
五斗五升六合

渋谷石見守『重高』

『式百三拾石』

伊地知左右衛門尉『重政』

一乘馬式騎内

一騎十五人
衆中主従六人

合廿五人

一乘馬式騎内

十一人
衆中主従二人

合廿一人

『六百三拾八石』

高崎伊豆守『能乘』

『三百六拾九石』

鮫嶋孝左衛門尉『宗昌』

一乘馬式騎内

一騎十五人
衆中主従六人

合廿三人

一乘馬三騎内

一騎十五人
衆中主従六人、与力四人

合卅六人

『五百五拾老石』

『是枝』
重存坊『快永』

『千式百六拾四石』

鎌田源左衛門尉『政有』

一乘馬老騎

十五人
衆中主従六人

合廿一人

一乘馬老騎

十五人
衆中主従二人

合十七人

『五百四拾五石』

本田伊賀守『親政』

『五百三拾五石』

本田甲斐守『親良』

一乘馬式騎内

一騎十五人
衆中主従二人

合廿八人

一乘馬一騎

十一人
衆中主従二人

町田甚兵衛『久時力』

一乘馬一騎

十一人
衆中主従二人

合十三人

一乘馬一騎

十一人
衆中主従二人

合十三人

『三百六拾五石』

寺山四郎左衛門尉『忠正』

『三百石』

丹生助右衛門尉『信』

一乘馬式騎内

一騎十二人
衆中主従四人

合廿四人

一乘馬一騎

十二人
衆中主従二人

合十三人

『四百五拾石』

本田又二郎『元親』

一乘馬式騎内一騎十二人

合廿二人

衆中主從二人

最上土佐守『義辰』

一乘馬式騎十五人少

合卅二人

衆中主從二人

本田伊与守『親正』

一乘馬式騎内一騎十五人

合廿五人

衆中主從二人

本田源五郎『親』

合乘馬式百騎

合人数式千八百九十九人

合鉄炮三百六十七挺

合弓百六十二丁

合鑓式百三十三本

一乘馬八騎七キハ十五人

一鉄炮廿丁

一弓五張

一鑓十本

『七百七拾六石、又九郎殿トアリ、比人欵』大和守殿『久章』
『島津』

一乘馬五十騎 御蔵入より出ル

惣合二千八百四十五人 江戸へ参候目録惣様之留

右之内乘馬衆六百七十四人

合鉄炮千八百六丁

合弓六百四十七丁

合鑓六百五十三本

合昇四百廿本

申八月十九日

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五六二号文書トホ同文ナリ)

32

急度令啓候、

一御國御軍役之儀ニ付、最前吉利下總守・新納右衛門佐
を以具被仰付遣候、其後談合之様子如何相調候哉、可
聞召由候而三原左衛門佐被差遣候、其ニ付先日以早打
其元之様子大形被仰越候、其後談合相究定様子可被仰
(与カ)上旨存事候、

一武具・兵具調之儀、時分から世上取沙汰如何可有之候間、
先談合越被究置候、時分次第可被仰調之由被仰越候間、
得其意候由御報申候つる、乍去ケ様ニ御内談候とて、
諸人緩々之何之用意も無之、談合候つる計にて候ハ、
不圖ゆきあたられへく候間、いつと申候而も、世上之
沙汰ハちと可有之候、左様ニ候とて被打置候ハ、至
于時之御用ニ立間敷候間、自此節武具・兵具無之衆者

用意尤候、就中具足・馬鞍道具之事者、俄ニ不成儀候
 間、別而可被入精候、就其御内談ニテ候、自其元めん
 〳〵ニ被調候事者、結局響茂事〳〵敷可有之候条、其元
 ニテ具足・鞍可被調衆之書立を被成、被指上候ハ、

大坂之御蔵奉行衆へ談合候而、方々の具足屋へ、十領
 廿領宛も詔候ハ、はかもゆき可申候、又めん〳〵ニ
 あつらへ候よりハ、ひゞきも有之ましく候間、其書立
 早々御上せ候而、両人之衆へ可有御談合候段、此方も
 兩人江其段可申候、

△
 一具足・鞍被調候衆、應知行之高高下可有之候、或千斛
 或五百石、三百石、或式百石などの知行之高御沙汰候
 而、夫々ニ具足・鞍之直付させられ、右兩人江可被仰越
 候、二百石取衆へいかにも下直なる具足たるへく候間、
 左様之儀もよく〳〵其元にて被相定尤ニ候、惣別同前
 ニ候而者、分限ニより代物調間敷候、其上具足・馬之
 道具已下茂、分限少不限都鄙有之事候条、尤左様ニ御
 分別肝要候、世上静謐之儀とハ申なから、今度肥後な
 との儀も不叶事ニ不圖出来候間、明日ニケ様之儀出来

候半も不知候處ニ、道具之用意候而、世上之取沙汰如
 何候へんたとゝ用捨而已ニテ、至于時必定御軍役不
 相調可被失御外聞候間、日夜其段御心懸不可有御油断
 候、

一御国之惣高六拾萬五千斛ニ而候、其高帳此方御城江惣
 諸大名之高帳同前ニ御座候事候条、何時御軍役被仰出
 候共、六拾萬五千斛ニ可被相懸候、然時者乘馬茂千式
 百騎図ニ而候得共、左様ニ者逆茂調間敷との御事ニ而
 候、先五百騎之用意可有之由被仰出候、責而それ程ニ
 ハ内々御用意候はて不叶儀候条、申まてなく候へ共、

構而〳〵不可有御油断候、爰許茂實正ならぬ儀を色々
 取沙汰候間、如何様之儀を被仰出候へんも不知候、
 一四國・中國・九州衆、去夏御暇にて被成帰國候、當暮
 ニ社為越年可有御參儀候処、九月中打立候而可被參之
 由、近日皆々へ被仰遣候、如何様之御用候哉と申事ニ
 候、勿論存たる人無之候、ケ様之儀茂心もちの為にて
 候条申事候、むさと御沙汰者御無用候、
 一さしあたりたる儀ニはかり上下共御取付候而、御借銀

返弁之儀者、當時取沙汰茂無之躰候、此儀者寤寐も可有御忘儀ニ而無之候、琉球表之御才覺共如何相調候哉、後便ニ委可被仰越候、右之趣為可申入態飛脚申付候、猶期後音候、恐惶謹言、

『寛永九年』

八月廿二日

伊勢兵部少輔

貞昌判

下野守

(島津)

久元判

喜入撰津守様

川上左近將監様

人々御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五六二号文書トホ非同文ナリ)

33 「△印ノ処ニ入レ、一字下ケテカクヘシ」

尚々憚多仕合御座候得共、御内衆ニ被遣可被下候、

以上、

唯今者、児玉四郎兵衛様御ご手・はいたて之儀被仰下候、此中より頼上候而、御國元へ差下シ申度候へ共、是枝喜右衛門様御詔物御座候、同前ニ下シ申様ニと被仰置候ニ

付、是喜右様御道具少出来合不申候故、控置申候、幸児玉四郎兵衛様御上洛之由被仰聞候間、則ご手・ふんこみ・すねあて三色之分持せ進之候、乍慮外被遣可被下候、代銀ハ八拾目ニ御約束仕候、是亦御手前へ成共、御請取奉頼候、恐惶謹言、

五月十四日

御判

伊左右衛門様

岩井藤兵衛

右ハ、伊地知左右衛門重政、京都御藏奉行にて寛永十七八年の在京せし内、十八年五月児玉四郎兵衛利實、江戸に登るに立寄れる時き、甲冑師の岩井より重政に復せし尺牘にて、本文は談合の通に決定せられ、九年より右の頃までも、追々武器を調られし事おもひ知らるゝゆへ、注置もの也、

34 「寛明日記寛永九年」

九月五日、駿河大納言忠長卿御乱氣御手討多シ、故被止出仕、世上所記云、秀忠公御遺言ニテ、土井大炊頭利勝蜜ニ謀反ノ廻狀ヲ御三家及忠長卿・諸大名ニ廻ハス、一人モ判形ヲセス、其事ヲ皆々言上ス、忠長公判形シテ此

企ニ應セラル、故ニ如此ト云々、後ニ御會議アリシニ、
利勝ノ判ハ謀判也ト云ヘリ、家光公御内意カト世評アリ、
利勝ハ又出仕セリ、

御判

覚

一 國家之為ニ可成儀を無言上して、如何様ニも御意次第
と被申上候儀不可然候、存寄之儀者、無用捨被申上候
得者、被聞召届、以其上可有御分別之事、

一 國之儀を預置候間、老中衆手寄ノ行儀を能々被相
嗜、諸人も殊勝ニ存候様ニ有之候而、諸沙汰尤候事、

一 口事之沙汰、前代ニ相替、論人を押のけ最戻人ニ口事
之趣申出之由候、誠ニ無道之至、當代之主人失外聞候、
自今以後於口事沙汰座敷、其論人之親類方人に差出候
儀可為停止事、

一 口事之沙汰、口事聞衆聞立候評議、始終不相替様ニ
之首尾可有之事、

一 俄ニ弓箭可有之時之儀、連々談合不可有油断事、

一 當家ニ前々より嫌采候一向宗・南蛮宗之儀、いよ／＼
ミタリに無之様ニ沙汰肝要候、右宗体於顯然者、其科
稠敷可申付候、殊南蛮宗之儀者、當御代天下稠敷御法
度之儀候間、不可有緩之事、

一 御蔵入百姓手前より諸役人江節々之礼儀停止之事、

一 諸士町人ニ目かけ候者共を致馳走、何篇令最戻之由令
承知候、向後此儀可為停止候、縦此中目かけ候もの雖
有之、此節より可相離候、町人之儀、町奉行をさし置、
他ニ付而致諸沙汰者於有之者、目かけ候人・町人共ニ
其科相懸事、

一 百姓士ニ召成候儀、前代より堅法度之儀候、若近年み
たりに成行やうに於有之者、曲事之段可申付事、以上、

寛永九年九月八日

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五六六号文書ト同文ナリ)

猶以てつほう之事、よく／＼見合宜候、道具なと然々
有間敷候、其心得尤ニ候、我等事も越年之事情、正月
ハ下向可申候、近日中大久坊にて可申候、已上、

細川越中守殿肥後國被成御拜領、為入部近日爰元御立候、

就夫祝儀申入候間、為使者肥州江可被差越候、扱又正月

其地被罷立可然候、進物之儀者、老中衆へ可申遣候、其

内鉄炮百丁進候間、からくり已下被入念候様、摂津守へ

可有相談候、あふこ口薬入老ツ相添候条、可然様調候而

尤ニ候、其方可被召連内衆、下ニ至而みたり無之様、

能々可被仰付候、為心得候、謹言、

〔寛永九年〕

十月十日

家久御判

〔島津久慶〕
彈正大弼殿

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」五七一号文書ト同文ナリ〕

37 「元寛日記同年」

十一月、細川越中守^{後號}三齋、改豊前小倉三十九萬九千石餘

^{豊後木}付とも、賜肥後國熊本之城五十四萬石、于時忠興隱居入

道三齋者、為隱居領同國八代之城賜之云々、同十六日松

平新太郎光政、改因幡・鳥取・伯耆・米子三十二萬石、

賜備岡山三十一萬五千石、外新田二萬五千石ハ舍弟池田

信濃守恒能、一萬五千石ハ同弟池田主税助政倫ニ配分云

々、次ニ松平相模守光仲ニ因幡・鳥取三十二萬賜之云々、

38 「川上久國上使付日記寛永十一年なり」

一又御尋候者、近年南林寺松原ニ鍛冶を餘多すへ、鉄炮

式百挺とやらん急ニはらせたるよし候、是者為何事ニ

かよふニ急ニ被調候哉との御尋ニ而候、因幡申上候者、

夫ハ細川^{金利}越中守どの肥後へ被成入國候、隣國之儀候間、

一廉進物調候へと大隅守被申付候、家老共致相談候ハ、

武器・馬具其外何色ニ而も上方より下申物ハ銀子入ニ

而候、弥借銀もくわゝり申候間、國物ニ而可調候、銘

々此地ニ有物にて、さのミ高直ニ無之候間、鉄炮をは

らせ可申と申候而、二百挺為張申候而、即越中守殿へ

被遣候、別成儀ニ而も無御座候と因幡申上候、

39

去九^月末より内々有之候、取志め候て仕候ハ、

此五日前より夜白共ニ仕由申候事、

一右之城、本丸・一之丸二ツ之間ヲうめ候て、一ツニ罷

成様子之普請仕由申候事、

一よへて之所へハ堀をほり、新敷口之明所も御座候由申候事、

一城之口五ツ御座候、一ツハ大手口、一ツハ長吉口、一ツハ水之手口にて候、

一右一口ニ付大将咍人、馬乗衆貳人、陸衆三十人、たての板百丁ツ、ノ賦、此比御座候由申候事、

一町人も二ツニ分、右之城之二口ニ相付られ候、外三口

へハ在々寄々之ものを被相付由申候事、

一去十月之比被仰渡候者、紀之國様・尾張様 天下之御

意惡敷由申候間、家中も兵具用迄(意カ)可仕由被仰渡候事、

一今月初ニ被仰渡候者、肥後殿何そ仕合あしく候由申候

間、無油断兵具用迄可仕由被仰渡候由申候事、

一十月、從江戸飛脚咍人罷下候、此比咍人罷下候得共、

為何様子とハ脇ニハ相知由申候事、

一惣而右之様子取沙汰不申様ニとまで、横目衆六拾人被

仰付、所々夜白相廻由申候事、

一伊東殿ハ此中清嶽表へねらひニ被為越由候、昨日帰宅

被成由候而、夫馬など相立候由申候事、

一秋月殿福嶋へ今明之間被為着之由候而、迎人など参由申候事、

一右之様子承合ニ、八郎ヶ野番衆之内海老原源助罷越候而、孫六へ口合申承合申候、孫六ためニハいとこにて

御座候、自然急々之儀共承候者、夜白孫六罷越可申入通、委敷約束申候而罷歸由申候間、又追々ニ可申上候、

以上、

十一月十四日 床次少左衛門尉(花押)

伊集院彦兵衛尉(花押)

山田七郎右衛門尉(花押)

川因幡守様

参

(本文書ハ「旧記録録後編五」五八一号文書トホボ同文ナリ)

40「寛明日記」

十二月、忠長卿御改易、流干上州高崎、家臣朝倉筑後守

ハ配和州郡山、奥津河内守ハ流干奥州由利、駿府ハ為御

番城、朝倉カ居城遠州掛川ヲハ永井信濃守・本多下總守・

丹羽式部少輔請取之、其郎從妻子四方ニ分散云々、忠長卿御持駿州田中城ハ松平大膳亮忠重拜領スト云々、季安按スルニ、此年六月二十二日ノ条書ニ、方々國替ノ由江戸町説アリト見ヘルモ併知ヘシ、故抄載之、

覺

主従八人 寄高五十石

高百六拾石より二百斛取迄被下分、

一馬老疋 一さし物

右馬之飼を不断者被下間敷候、御出陣之前稜より二

舛ツ、可被下候、但雜穀たるへし、

主従六人 寄高百石

高百石より佰五十石取迄被下分、

一馬老疋 飼を老升宛不断可被下候、從御出陣前二

舛ツ、可被下候、但雜石たるへし、

一具足一領

一指物

右寄高百石之段錢六十貫文、但百石ニ付三人役にし

て老人ニ付廿貫文ツ、の夫錢ニ相定、

寛永九年十二月六日

『伊勢』

兵部少輔「貞昌」

『川上』

左近將監印

『喜入』

撰津守印

『島津』

『久元』

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」五八七号文書ト同文ナリ〕

42 『泰平年表 大猷様御代』

寛永十年正月、御軍役の次第被定、二月廿日、千斛以下

の御小姓組・御書院番・大御番の士に二百石ツ、本高

廩米の者ハ知行に御引替被下徳永か家に蔵する処の、寛永十一年正月十一日諸番頭五二の丸に於て被仰渡御示諭の旧記に據るに、惣御加増の後も拜借金等被仰付、同十六年の冬御旗本の身代御改候、其舊記を左に記して其時風を示す、

旧冬御旗本身躰御改被成候処、思召之外何れ茂身躰不

相成候、權現様 台徳院様御代々にも無之、老若に従

ハす、人の善悪を御構なく、自然の時御用に立候様に

と被思召、押なへ御加増被下、其上御厚恩之処あしき

様身体仕候事、番頭・組頭油断ゆへ右之通ニ候、数度

の御恩賞の上へ、何方へ被為成候ても御やつかいに不

相成候へ、其身の御役積候人数めし連、一分として何方迄供奉仕候様、兼て番頭・組頭、組中へ□不仕候故、右之通ニ候、如斯御前江被召出御誕承候者へ、御三代の御奉公仕者共、又ハ其外くも代々御奉公申上候、番頭・組頭被仰付ハ曆々の節のもの、或ハ過半御見立の者共ニて候、其組々の示しをも仕兼候へ、番頭も組頭も不入ものニて候、御先代ニも武道の御奉公仕たる者さへ、御加恩の拜領へ仕兼候、惣て脇を不見合、諸事其身の分限程に可然候、此以前より番頭・組頭茂萬事被仰付、御目付を被為除候義ハ番頭・組頭の勢も有之候ニと思召て、右之通ニ候、今以其通ニハ候得共、此上御目付を被為附、自今以後番頭・組頭不精に申渡坎、精を出す坎、言上候様ニ御目附中江被仰付候、組中にて仰出をおろそかに存、不用ものハ急度申上へし、其上にて可被仰付候、常々番中之義、精を入御奉公たて仕者の事ハ言上仕、御褒美を仕候様にいたし、言上の上被仰付候様可有之、右之通ハ組中之義也、番頭・組頭手前の身上油断不仕、組中への手本と成候様に仕

へし、手前不覚悟にてハ組中へ申渡事ハ成間敷候、知行悪敷と申立ニ茂成候子細にて、身体成不申候坎、言上可致候、將又身上持直し候連、金銀を貪り貯仕ハ、一入不届に思召候、右之通被仰出候上ハ、上意を承ニハ成間敷候、以来急度可被仰付候、

43 『副本在足玉西郎兵衛利器家乃為親筆云』

覺

一 知行之高者萬斛ニ付、出陣之時者馬式拾騎充之賦ニ候、然者其方知行應三萬石候得者、惣別家中より出候馬六拾騎ニ而候間、諸侍より出候馬之數如何程与被相定、又其方厩ニ被銅置候馬數合而六拾騎、為相定外ニ可被銅置儀、堅可為無用事、
 一 銅犬拾疋より上者可為停止事、孟子ニ、庖有肥肉、厩ニ有肥馬、民有饑色、野有餓殍、此率獸而食人也、と候事、
 一 大事之出物有之儀候間、何事も心之儘ニ用物共被申付、就中從京都下物など過分ニ有之儀可有停止事、

一 衣裳諸細工夫、有度儘ニ有之間敷候、君子憂道而不憂貧と候之間、衣裳其外諸道具等之儀專ニて、下々之つかれ候儀、道之外ニて候事、

一 鷹おほく被召置間敷事、

一 諸士被召仕様、北郷殿前々より之次第、無相違様ニ可有之事、

一 大酒可為停止事、

一 萬事をさしおかれ、自然弓箭などの時諸人つかれす候て、用ニ立候様ニ連々覺悟肝要ニ候、北郷殿跡を被継候儀者、當家の為ニ成候様ニとの儀ニ候処、むさと北郷殿家中草臥行候ハ、其方不覺可罷成事、

一 諸士下々ニ至迄、自然罪科可有之時者、家老衆へ能々内談候而、鹿兒嶋へ被申越、其上を以如何様ニも可

被相濟候、ところに被任候て鹿相ニ有之間敷事、

一 学文を專ニ可被心懸候、家國を治事、学文ニ為過儀有間敷事、

一 百姓共被召仕様稠無之様ニ可被入念候、百姓勞レ候得者、其國・其所如無ニ成候事、從上古至今眼前ニ候、

是故論語ニも、節用而愛人使民以時と候事、

一 惣別百姓・町人以下帶紐をときたる様ニ存、當代幾久仰候てこそ家も繁榮にて可目出度候、自然左様之儀相替り下々苦候様ニ成候ハ、天罪遁(罰カ)あるましく候間、私之不及看經、右之心持さへ正敷候ハ、縦祈念等無之共自然ニ可有冥加候事、

一 祈念祈禱も底心尊く思ひ懇懃ニ有之而こそ、佛神之守も可有之候、信心有之とて、朝夕訳もなき様ニされ事之様ニ祈念祈禱も候ハ、還而寄特有之間敷事、

一 知行も國も同前ニ而候得者、其主人之心持により人々多少有之由、古文ニも相見得候、其主人心持能候へハ人多出来候、心持惡候得者人退候、就中武家ハ人多無之候へハ弓箭ハ不罷成候事、

一 身持輕々數無之様ニ可有分別候、論語ニ、君子不重則不威学則不固と見及ニも、如此文章主人身持輕々敷候得者、内之者不恐候、五人三人召仕人さへ、内之者恥恐候はねハ何事を申付儀も不調候、況一郷一郡之主たる人ハ、先我行儀を慥ニしてこそ、下々も其跡

を見習ひ、可然(道脱之)ニ可入候、氣任ニ我まゝに分別候而者、

諸事相調間敷候、天下ハ天下之天下也、非一人之天下
と有之事、

右條々堅被相守、北郷家繁栄(14) 當家之可被抽忠節覺

悟可為肝要者也、

寛永十一年十一月廿六日

北郷式部太輔殿

右ハ、家久公第四の公子久直、此年の十月出て都城主北郷
出雲守忠亮の後を嗣かせ給ふ、よて公手自ら此教誡の條書を
為りて授けたり、拜讀して甌味すへきもの也、

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」七九五号文書トホボ同文ナリ)

44 『此賦年』

(島津家久)
松平大隅守召列候人数

- 一 乘馬二十騎 外替之乘馬十騎
- 一 小々姓十人 一陸之者百三十人
- 一 小者・中間・道具之者二百二十人
- 一 又小者七百九十人

都合千八百八十人

寛永十二年四月三日

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」八三三号文書ト同文ナリ)

45

(島津光久)
松平薩摩守在江戸ニ召列候人数

- 一 乘馬二十騎 一小々姓二十人
- 一 陸之者二百人 一小者・中間・道具之者百十人
- 一 又小者八百九十人

都合千二百四十人

二口
合二千四百二十人

寛永十二年亥四月三日

(本文書ハ「旧記雜錄後編五」八三三号文書ト同文ナリ)

46 『此賦年月可考』

一 久加軍役之御賦写

- 高八千六百九拾石 北郷佐渡守殿(久加)
- 昇八本持手公儀より可出欵 馬駿沓本 沓人
- 備 鉄炮拾挺但小さし有 十人 弓拾丁 十人
- 鐘十本 十人 玉薬箱 沓人

百矢臺老荷

老人

鑓老領

老人

出水表一與

与頭

甲持

老人

さし物

老人

高七千五百廿五石

同

乗替
馬老疋

中間式人

背箱持

老人

高七千六百九拾式石

北郷又次郎

はた之箱持

老人

きりさ持

老人

高千三百三拾八石

与頭

から笠持

老人

手道具
鉄炮三挺

三人

高八百廿石老斗五舛

蒲地備中入道

同
弓四丁但弓臺式ツ

二人

手鑓四本

四人

高式千六百五拾四石

山田民部少輔

長刀老振

老人

主人
乗馬老騎

中間三人

高七百五拾石

今井市兵衛尉

陸衆

三拾人

草履取

老人

高六百八拾五石

野村市右衛門

弁當老荷

老人

高四百六拾四石二斗八舛

重存坊

乗馬拾九騎

但老騎ニ付主從百五十式人
主從八人賦内鑓持拾九人籠ル

高三百九拾九石

野村大学助

夫丸

式十人

高三百九拾二石

岩切六右衛門

合人数貳百六拾老人

但高百石ニ付三人
軍役之賦

高式百拾老石

大田四郎三郎

高式百三拾石四舛四合

佐久間勘右衛門

高式百三拾式石

伊集院宮内左衛門

高式百拾石

野津安右衛門

高式百三拾五石四斗一舛

法元二右衛門

高式百四拾八石

大窪備前入道

高百八拾三石老斗六舛四合七夕六才伊地知与兵衛尉

出水表一與

彈正少弼

渋谷四郎左衛門

蒲地備中入道

北郷又次郎

高百五拾石三斗三舛式合三夕四才	大野藤次郎	高七拾五石	海老原主計助
高百五拾三石	有馬主馬首	高七拾五石 ^{二二}	新納大藏丞
高百五拾貳石	野村清右衛門	高七拾石	山路太郎右衛門
高百三拾八石	鳥原掃部助	高四拾貳石	岩切与市兵衛尉
高百三拾三石	鈴木宇左衛門	高三拾一石壹斗一舛九合六夕八才	國分治部左衛門
高百貳拾六石	伊地知丹波守	高廿七石	酒匂新左衛門尉
高百貳拾壹石	古後但馬守	高廿六石	伊地知新左衛門
高百三拾四石壹舛三合三夕三才	宇都与左衛門	高廿九石貳斗	満田内匠首
高百拾貳石	黒葛原吉左衛門	高貳拾貳石	宥存坊
高百拾三石	肝付甚右衛門	高廿壹石	染川勘左衛門
高百廿三石	五代舍人佐	高廿三石	牧野彦八郎
高五百拾九石	仁禮左近將監	高十五石六斗七舛七合	家村与四郎
高九十壹石	本田丕之助	高拾五石	黒葛原大学左衛門
高八拾九石	伊地知甚内	高十石	肝付傳右衛門
高八拾壹石	奈良原喜左衛門	高十石	梅北与左衛門
高七拾九石	伊集院弥六左衛門	高十一石五斗	山内權左衛門
高七拾八石	鈴木種兵衛尉	高拾石一舛二合	児玉左近兵衛尉
高七拾五石	新納民部左衛門	高拾壹石	三坂次郎兵衛

高十三石六斗
 高拾石
 高拾貳石三舛七合
 高廿三石五石三夕(k)
 高拾八石
 高拾六石二斗
 高三拾四石
 高八石
 高五石□合九夕五才
 高八石
 高八石
 高八石
 高四石
 高三石
 高三石
 高三石
 高六石
 高壹石六斗

本田左近將監
 東郷五右衛門
 瀬戸山左吉兵衛
 石原助兵衛尉市
 鬼塚源左衛門
 田中七郎兵衛尉
 松方和泉守
 永吉嘉左衛門
 大迫土佐守
 大迫万左衛門
 山内勘兵衛尉
 野村源二郎
 肝付九兵衛尉
 石神郷兵衛尉
 木佐木万兵衛尉
 肝付源三郎
 寺師次郎左衛門
 別府市右衛門

高壹石六斗
 高四石
 高六石
 高七石
 高三石
 高三石
 高貳石
 高壹石五斗
 一ヶ所衆
 坂元次郎兵衛
 肝付金右衛門
 兵部卿
 藺田主計助
 大窪源兵衛
 田中市左衛門
 山下弥右衛門
 東郷寛右衛門
 井尻隆右衛門
 高城正左衛門
 山元甲斐守
 木藤助太郎
 鹿兒嶋
 合高貳萬七千四百九拾六石四斗五舛壹合三夕六才
四分一高
 内二萬六千八百十二石三斗九舛五合四夕三才
三分一高
 六百八十四石五舛五合八夕九才
 右同
 合人数八拾九人
 内十七人乘馬衆
 六十八人陸立衆
 四人一ヶ所衆

外城

高千弐百四拾九石卷斗

高尾野

内七百四十四石 四分一高

合衆中千人

五百五石卷斗 三分二之高

内二人乘馬衆 八百八十五人知行取

内三石二斗 寺家高

三分二高 百十三人一ヶ所衆

合衆中二百四拾八人

高五百八拾六石卷斗

隈之城

内卷人乘馬衆 百九十四人知行取

内三十八石寺家高

五拾三人一ヶ所衆

合衆中百七拾二人

高弐百六拾四石

串木野

内百五十六人知行取 十六人一ヶ所衆

内三拾卷石寺家高

寺家高 高五斛三斗四舛卷合

泊

合衆中八拾七人

衆中一人

内六拾人知行取 廿七人一ヶ所衆

合高七千五百廿五石一斗卷合六夕六才

高百九拾石九斗

阿久根

内三千四百三拾卷石 四分一之高

内二石寺家高

四千三百三十四石一斗一合六夕六才 三分二高

合衆中百十八人 内六十七人知行取 五十一人卷ヶ所衆

合衆中千六百廿六人

高五千二百廿九石六斗六舛六合六夕六才 出水

内三人乘馬衆 千三百六十三人知行取

内二千六百八十七石 四分一高

二百六十人一ヶ所衆

五千五百四十二石六斗六舛六合六夕六才

鹿兒嶋外城 惣合高三萬五千廿一石五斗五舛三合二才

内

惣合人数千七百拾五人

内廿人乗馬衆 千四百三十一人陸立衆

二百六拾四人一ヶ所衆

当年出物四分一上地之衆ハ、高壱石ニ付銀子貳匁、三
ヶ二上地之衆者、高一石ニ付銀子壹匁たるべく候間、
與頭衆前より被入精可被申調者也、

寛永七年七月四日

『合式拾冊之内

伊地知小十郎

季安撰』

(表紙)

上^ハ 溯^リ 得^ニ 佛^ニ 公^ニ
下^ハ 訖^ル 溪^ニ 山^ニ 公^ニ

寛永軍徴

卷之二ノ上
稽古の巻
稿

天文八年 忠良公 貴久公御条書并御同公より家之子を種子
嶋へ渡し鉄炮張らせ候やう被仰出、追而可載と之事、此
外 義久公 義弘公なと御軍談之御状向も追々見出同断之事、

寛永軍徴卷之二

此卷は寛永中の事ならねども、溯りて其本つく所
と見へれば、時々の沿革を知るも便あれハ、
載しおきぬ、

魔府 潜隠 平季安 纂輯

稽古の巻

前卷に輯采せし通り、我藩の兵賦は寛永九年に至りて
多く改定し給へり、天草・島原の援軍は其より僅に六
七年目なれハ、人衆も忽ち過分に出されたり、斯の如く
兼てよく軍政を脩めおかれし上さへも、不圖寺澤家よ
り早く御加勢をと乞來れる折からハ、
(島津家久)
慈眼公久しく御病氣にまし、江戸より御見廻として上使新庄右
近大夫どの、其外慶祐及び意徳などいふ醫師達まで段
々下向せられ候などの御繁用なればにや、時の御家
老川上久國などハ、その前親しく朝鮮の役にも軍馴た
る人にて、何かど指揮せらるだも、甚御ふためき、別
して混雑せし事とかや、左あればこそ 慈眼公も伊勢
貞昌も平日よく用を節にして武備を設け、泛く衆を愛
して國中の人心を揃へて、有かたく常に仰かせおかる
事を書きおかれしも、亦理ならずや、然し
て御賦などの事に至てハ、只何ごとも先君の古制を法
として、時に循ふて、大形その近例を斟酌し賦れり
とおもわる、そはいかとなれハ、島津久慶の異國方を

聞せらる時の、慶安元年五月□賦られし御賦などハ、蓋しそれより十一カ年まへ賦立られし寛永十五年島原・天草の御賦、あるハまた九年まへ同十七年球麻の亂に賦られし帳などに本づかれ、島原・天草の御軍役は、それより六七年まへ定めおかれし寛永九年の御賦に本づかせられ、寛永九年の御賦は、それより二十年まへ慶長十八年十二月大坂亂の前かたに賦られたる古帳などに本づかれ、其中にて寛永九年の御賦よりハ、萬事今の江戸御下知に遵ひ給へる以後の賦かたなれハ、元和九年 公義の御定などにもくらべられて、古來我藩の騎馬どもハ他國の法と合はずして、僅三四人欵五人許の主従までも騎馬に賦て立られしかども、此時御吟味ありて、此等の騎馬ハ停止せられ、是非とも六人欵八人以上の主従をバ一騎とせられしと見得たり、左ありて凡そ一番より御旗本まで五番に分られ、東目より御出陣もあらんには、東目外城の地頭／＼を一番とせられ、西目より御出陣には、西目外城の地頭等をバ一番と繰替られ、前巻に載せおくやう、それ／＼變に

應して自在に賦おかれたり、そも／＼右にもいへる大坂陣の前かどに賦られし古帳を、蓋しまた其以前の琉球や朝鮮の役、あるハ庄内陣、あるハ水俣など、次第に古き御賦に溯りて、毎も其近例なる古帳を手本として、それ／＼時所に應して宜きを酌ミ賦られしにハ疑なし、故に今委安寛永九年御吟味の條／＼に、上古よりおし通りて傳へ議せられしとなもおもひ當る事とも、またハ古き御人數賦なども、此巻に追ひ／＼借出すに従ひ、年月を考へ、寫のせていさ／＼か稽古の便に備へおきぬ、

49の1 「正文在貴久公御譜」

猿渡

村山 村山惣領者猿渡と可被呼也、

外山

忠久御下向之人数代々役人之事

本田御幡奉行

御幡指左近尉、本ハ

酒匂御沓役人

御幡指ハ真幸ツ、ハ

猿渡御劍役人

東条

西条

鎌田

山田

御下向之御役人七人也、

永祿三年庚申十月吉日

(本文書ハ「旧記雑録後編」一五七号文書ト同文ナリ)

ノ、相京方有シカ、

氏久御代國合ノ合戦

之時討死、其ヨリ左

近尉【充也】御幡指也、

右の通古書に見へたるとぞ、永正の頃、清水ヶ城にて年中の御式五十九ヶ条を、時の老臣田島駿河守・伊地知越後守・本田因幡守など七人して議せられし頭書に、斯そ見へたり、
一 八人御年来之事、

季安按に、此八人とあるも右の本田・酒匂・猿渡・東条・西条・鎌田・山田・愛甲を指せる歟、國合の戦に吉松簡羽野の愛甲が討死してより左近允を代とせられしハ、天文二十三年岩劔御陣などに御幡役梶原新兵衛とある類此なり、左近允は平姓梶原氏の人名を氏とせしと云へり、東福寺ヶ城の脇に居

て北原とも名乗れるとか、應永記等に見得たり、今其遺墟を梶原城といふ、御年【頃カ】□たりしハ明けし、本田・酒匂等か事は安国寺申狀・聖榮自記・御當家由來等に歴然也、山田・愛甲も御年頃なりと聖榮申おかれし、東条は横山氏にて、下野入道忠充か自記にも左の通、

東條朝臣致忠節事書

藤原朝臣忠久御下向時御供人数之事、

東条 西条 中条 不笠

本田 左向 酒匂 猿渡為杣添 左近尉

また左の如くも他の日記に、

道鑑公御代御出陣之時諸役定

一 御幡奉行 本田 一 御鎧役 渡邊

一 御甲役 酒匂 左曹 一 籠手 二宮

一 御旗差 左近允 一 御劔役 猿渡

一 劔楯 立山 一 腰當 蓮香

此に據れば、氏久公の國合合戦より左近允を御旗指とせられしと永祿三年に書おかせらるゝハ、誤れるに似たれど、孰か是なるも考難く、寛永九年七月の條書に、御馬驗持三人御

旗之役などある条下に、御年頃の士衆に仰付らるべきやと議せられしは、斯る由縁の傳はれるかしの事ならし、また（島津氏久）齡岳公より九州探題今川伊豫守貞世入道了俊に錦のひたゝれと御旗の事を尋られし事、藤野家に傳はれる御文書にあり、嘗て養原合戦の起りを糺し、肝付譜□載せし時、彼御文書に年号はなけれども、永和元年肥後水島にての事ならんと載せおけるに、大草公弼が南山巡狩録にも、果して其年の八月廿九日の所に言おけり、御文書は略したれど、今此に併せのする也、

天授元年乙卯、北朝永和元年八月小

廿九日、嶋津越後守、筑後の守護となる時に、嶋津は京方なりしかへ、今川了俊が許に書を贈り、武家の古實を尋ね問ふ、了俊が返簡に曰、錦のひたたれは先祖一代ゆるしを蒙れば、子孫なく是を用ひ、白旗は其陣に一流に限るべしとなり（島津氏古文書の世に、今川了俊が大草紙といふ書ありといへども、殘闕なり、本文ミるべし、文□ハ今傳ふる所の大草紙に逸せるや否、いまた其詳なる事をしらす）

季安、藤野氏より寫おきしへ、

今日吉日との間にて令申候也、

今夕罷出當陳候、即可申候之処、期明日之參會候之間、

遅々仕候き、抑にしきのひたたれの事承候、先代一代

御免候へへ、子孫相續無相違事候、尤御用候へめてた

かるへし、可存其旨候、御旗事ハ其陣ニ一流之外不用

事候間、御所持までたるへく候、如何様御ひたゝれ

入事へ、殊ニ可目出候、心事入見參可申承候、恐々謹

言、

『永和元年』

八月十日

（今川）
了俊

嶋津越後守とのへ

（本文書ハ「旧記雜錄前編二」三〇四号文書トホゴ同文ナリ）

49の4

又御母呂傳受といふ事、寛永九年の条書に見へたり、此事山

田聖榮日記にも、（島津義弘）松齡公より（島津勝久）大翁公の御子修理太夫忠良

入道休庵老に復し給ふ御書などにも見へれば、古より傳給へ

る事ならん、

49の5

『山田聖榮日記』

一是も氏久之内谷山ノ郡之内山田、本領タルニヨツテ入部

之段、山田右京亮親類ニ式部常陸守・舎弟左馬助ニ談合ス、可然時分トテ、則其用意スル處、常陸何トカ思案有ケン、今ハ不可然トシキリニ異見アリテ、山田右京亮・左馬介モ大始良ノコトクニ移ル、如此計親類事ナレハ、山田ヲモ仕乗打落共可成ル以後コソ、此コトワリヲモ推量申候、爰ニ母呂ノ弟子伊地知新左衛門尉・井ノムレ衛門四郎兩人を語、無勢ニテ山田マキタノ村上古椿ニ乗、夜ヲ以谷山方分限ノ物ノ事也、不移時押寄、鹿兒島ノ通路ヲ切、シキリニ入カヘノ攻ノホル、未垣ノ一重モナシ、防戦ト云^(共)終常陸守打死ス、舎弟弥三郎同打死ス、并ニ伊地知新左衛門尉・井ノムレ衛門四郎彼是上下三四十人討ル、谷山方ニモ可然者共討ル、良有テ鹿兒島ニ聞得ケレ共、不及力、氏久聞召テ、義ニソムクニヨテ也、^(宇治)宇治久コソ本領ナレ、打越テ山田ニ競望成ス所、自今以後道ニアタリテ不可然候ト、氏久ノ御意候事、人之上マテ御頼敷、上意忝、今世迄モ承傳候事ヲ書注置所ナリ、

49の6

右ノ中ニ母呂ノ弟子ト見ユ式部常陸守は、應永六年己卯三月廿一日、式部常陸守友久ヨリ二親先考道慶禪門老母通長禅尼ノ菩提料として、鹿兒島給分小牧の内、中牟田二段ヲ福昌寺ニ寄進せし文書を見たり、此友久か事ニもあらへ、元久公の御時ならし、氏久とハ傳聞を誤る欵、^(島津義也)松齡公の御書は後に載す、また永和三年二月廿五日、氏久公兼原合戦之事を、聖榮自記左之通有之、

49の7

一同二月下旬廿八日、天下峯をおろし、末吉のことクニ平波瀬ニ篠立有て、三月一日ニ財部ニ取合、御一家・御内勢千ニ不足、以上八百計也、月一揆之大将者新納殿一家同心也、杉一揆大将ニハ本田重親御内一統ニ此手ニ屬、爰に小一揆とて二百計、氏久御馬廻也、是ハ兩手自然おくれん所の横入と議する所也、去程に御旗之役北原進出、今日之御注ハ如何と申けれハ、重親答て敵之後にぬけ候と下知す云々、

49の8

右通あり、季安按に、月・杉の一揆、太平記などに十五夜の

月弓一揆五手にわかれると有之類ニ候歟、同一揆之大将新納殿とハ越後守實久なり、御一家之衆ハ皆此手に被相附、杉一揆ハ本田信濃守重親大将ニ而、地家之御内衆ハ何れも此手に被附候と見得たり、北原とハ則梶原氏ニて、所謂左近尉御幡指也と有之候茂此事なり、

又〔島津元久〕 恕翁公の御上洛に御供せし衆など、軍行にハ非れとも、左に略抄す、

嶋津殿御上洛

應永十七年六月三日御参府、同十一日御参會候云々、同

廿九日御屋形江御成候時引物、御所様懸御目之人數、

御一家

北郷中務少輔御太刀一鳥目百貫 樺山安藝守御太刀一鳥目百貫

國方

加治木能登守御太刀一鳥目百貫 野邊左衛門太夫御太刀一鳥目

百貫

北原左馬助御太刀一鳥目百貫 蒲生美濃入道御太刀一鳥目百貫

鉄肥伊豆入道御太刀一鳥目百貫 肝付河内守御太刀一鳥目百貫

御内方

阿多加賀入道御太刀一鳥目百貫 平田右馬助御太刀一鳥目百貫

〔本文書ハ「旧記雜録前編二二八〇二号文書トホボ同文ナリ」

右の面々騎馬にて供奉せしとかや、また文龜四年二月

〔島津忠忠〕 圓室公正八幡に参謁せられし時、御供の人數を寫おきたりか

し、軍行ならねど類例ニも成なんと、此に冊子そへおけり、重て淨寫すへし、

50 『正文在伊地知越右エ門家』、『文政十年亥三月廿二日、以伊集院新之允本寫之おくなり』

正八幡宮始而 御屋形様御社参之事、文龜四年二月十

四日ニ鹿兒嶋御立候、同十五日御社参御下向、同十六

日

御先うち、

河上筑前守殿『忠直』

くつをハ中間ニ被持候、返しもゝた地とられ候、

もゝぬきぎやはんゆかけ有、すわう、小はかま、

うつほふち、しんとう三、弓同はりかへおひかへ

引そへ、同くらおゝひ有、殿原五人、中間十五人

之内ニやり四本、中太刀一、大太刀一、弓うつほ

四人、しめ四、はんひき二、しんとろ六、小者う

ち刀、房長太刀、とうはう長太刀

松本新左衛門尉 弓うつほ

同名五郎兵衛尉 同前

小玉九郎衛門尉 同前

野弘新六 同前

久保田三郎四郎 同前

与十郎 同前

松本二郎四郎 やり

小玉十郎兵衛尉 同前

大山清左衛門尉 同前

松本藤七 同前

川口七郎衛門尉 同前

鉾立吉衛門尉 同前

長田助次郎 同前

彦八 同前

二郎兵衛尉 同前

算坂二郎五郎 御うち刀

鍋太郎

塩二郎 御はき物

『永正ノ頃御式五十九ヶ條ノ中ニ、一原田・松本・道打の御劍持中事ハアリ、此コトニヤ』

松本藤左衛門尉 御はかせ

若殿様御すはう、御小はかま、はしり衆

御はかせ、

給黎助六殿

「殿原ハくつはかれ候、同指かけ有、殿原六人、中間七人今ノ若

黨ナリ」之内ニやり二本、中太刀一、弓うつほ二人、小者

うち刀、房長太刀、

誘同前 『親真カ』 殿原五人、中間十人之内やり二本、弓うつほ六人

本田又五郎方 中間太刀一、小者うちかたな、房長太刀、小者し

んとう、

同 敷根三郎五郎方

同

殿原三人、中間八人之内やり二本、弓うつほ一、

中太刀一、小者うち刀、しめしんとう、

比志嶋源左衛門尉【義信】

殿原四人、中間十人之内やり三本、中太刀一、弓

うつほ一、小者うち刀、房長太刀、

川田十郎方【義近カ】

殿原四人、中間十人之内やり三本、うち刀一、弓

うつほ二人、小者うち刀、

大寺九郎方同

殿原四人、中間十二人、此内小者うち刀、弓うつ

ほ二人、やり二人、かま一、半太刀一、

梶原新衛門尉方【元純】

殿原四人、中間九人之内やり三本、中太刀一、弓

うつほ一、小者うち刀、

枝次又八郎方同

殿原四人、中間七人之内やり二本、弓うつほ一、

太刀長太刀一、しめ二、小者二人、此内一人ハう

ちかたな、

河侯弥次郎方同

殿原三人、中間九人之内やり三本、弓うつほ一、

中太刀一、しめ二、半引め一、小者うちかたな、

太刀長太刀、

大寺彦十郎方同

殿原三人、中間九人之内やり三本、中太刀一、弓

うつほ一、小者うち刀、殿原・中間いづれもきは

つげんのかたきぬ、

野田源左衛門尉方同

殿原五人、中間八人之内やり二本、弓うつほ一、

中太刀一、小者打刀、

大井方【本ま、上井家】

殿原四人、中間八人之内やり二本、弓うつほ

ほ二、中太刀一、小者うち刀、

重久方同

殿原四人、中間七人之内やり二本、弓うつほ二、

中太刀、小者うち刀、

梁瀬方同

殿原四人、中間八人之内やり二本、弓うつほ二、
中太刀一、小者うちかたな、

同
池袋方

殿原四人、中間十人之内やり二本、弓うつほ一、
中太刀一、小者うち刀引そへ、同くからおゝひ有、

同
恒吉方

殿原五人、中間十人之内やり三本、弓うつほ一、
中太刀一、小者うち刀、房長太刀引そへ、同くら

おゝひ有、くらへ金ふくりん、

同
取鳥方

殿原五人、中間十人之内やり二本、弓うつほ一、
中太刀一、小者二人、此内一人はうち刀、房長太

刀、

同
平田八郎四郎方『宗頼』

殿原五人、中間十三人之内やり二本、弓うつほ二、
中太刀一、小者二人、一人はうち刀、房長刀引そ〔太脱カ〕

へ有、

同
石谷助太郎方

殿原五人、中間八人之内やり二本、うつほ一、小
者うちかたな、

同
本田三郎四郎方

殿原五人、中間十人之内やり二本、中太刀一、小
者うち刀、弓うつほ二、房長太刀、

同
河上二郎左衛門尉方『家政』

殿原四人、中間八人之内やり三本、弓うつほ二、
中太刀一、小者うち刀引そへ有、馬はいつれもか

けなりくからおをひ有、

同
肝付越前守方『兼國』

殿原六人、中間十三人之内やり四本、弓うつほ二、
中太刀一、小者打刀、房長太刀引そへ有、

同
伊集院形部少輔方『刑』
『久盈』

殿原六人、中間十人之内やり二本、弓うつほ二、
小者うち刀、房長太刀、中太刀一、

伊地知周防守方『重貞』

引そへ一疋、やり十本、うつほ十本、中半太刀一、
打刀一、以上小者四人、房長太刀一、殿原十人、

惣以上三百七十一人

伊地知越後守重實

(本文書へ「旧記雜録前編」二一七八号文書ト同文ナリ)

51の1
『貴久公記』

一大永六年丙戌云々、霜月五月ニ日置を知行す、翌日忠良伊集院ニ参上有、同七日勝久鹿兒嶋江御帰宅有、忠良モ御供ニ参給、勝久之御劔ハ忠良之内阿多加賀守是ヲ持、忠良之御太刀ハ御内之本田紀伊守是ヲ持、互向後御契約之儀也云々、

51の2
掟

一諸士衆中忠孝之道第一に相守、五人與中むつましく可交る事、
一領地多き衆は、七書を習ひ、人数かけ引・昇具太鼓之合図作法、常々調練あるべき事、
一若き衆中ハ、武藝・角力・水練・山坂歩行、平日手足をならすべき事、

但所領持并無息衆中、其身相當之武道・武藝心懸無之輩者、所帯没収之上重科たるべし、

一田地五反ニ付、武用立候家之子者人ツ、家内ニ可有養育事、

一陣中三十日、自飯粒引當無之并軍役出物等於遲滯者、所帯没収すべき事、

一諸士衆中、番符普譜其外役務之間ニ者、不致唯居、主人家之子女迄も、早朝より農業に出へき事、

但地頭・領主不請免許而、其所をはづし出候ハ、死罪たるへし、

一百姓并又内之者ニ而も、獨身并困窮之者あらハ、横目衆に非候共、早速直ニ可申出事、

一諸士衆中之子共、無免許而出家成、停止たるへき事、

一地頭・領主并奉行頭人下々之訴訟、則不致披露、又者邪成捌候ハ、不及取次、我等父子之目通に直ニ可申出事、

一我等父子邪行聊示^(ル)之儀見聞候ハ、誰人ニ而も不差^(ル)□□いたすへく事、

右條々若違犯の輩あらハ、所持之衆者必所領可没収、
無息衆中者可加嚴科者也、

天文八年乙亥正月 日 忠良御判

貴久御判

右原本何れに在る欵、博古に糺すべし、いまた其出所を知
らざる也、 両公の御譜ニも見へず、右の御文言に奉行頭
人、或は若違反の輩などかゝれしハ、近世の詞に似たり、
或人いへらく、徳田翁の偽作と、左もあらん欵、糺すべし、

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二三四一号文書ト同文ナリ)

52 『三島本寛坊日記』

於岩劍御合戦之刻之事

一天文廿三年九月十二日酉之刻に打立被成、御出陣之次

第、

御大將軍若殿 義久公

軍敗者

伊集院大和守「忠朗」

御太刀役

本田弥六

御番役

梶原新兵衛

53

御幡指 瀬戸口藤兵衛
一御屋形貴久様

御太刀之役 鎌田甚五郎

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二七五二号文書ノ抄ナリ)

右やう見たり、其のち永禄十一年正月二十日、菱刈の羽作瀬
(島津義久) (島津義弘)
にて、貫明・松齡二公の御危難なりし時、御幡の役人梶原某御
側の御供に未練して、永代御内を拂はれしと旧記に見ゆれハ、
其より梶原は谷山宇宿村の百姓となる欵、御旗役ハ三原氏を
もて代られしにや、耳川の御合戦にかくなん、

追而岩切可楽急与其方へ参上申入「スリハゲ」
浦々の船之事、早々廻させ申へく候、

御書細々今披見候、仍陳取相定候之由、千勝万歳候、
殊正宮御くし目出候之通、一段大慶に候、我々其方迄
可参之由、得其心候、何さま以二三日可存立候、各々
合戦之とうほ、手を能々すへ候ハてハニて候、下知に
随ハさらん者を堅御成敗之義、定肝要候、萬吉、恐々

謹言、

九月廿三日

(島津忠良)
日新 御花押

(島津義久)
又三郎殿

愚谷軒
日新

御返報

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」二七五四号文書ト同文ナリ)

右の御返諭者、御軍法肝要の御賢慮也、御詠歌の多勢と見て
も上るべからず、或は心也、軍する身の命（ふか）擱ゆれハいき、
そろハねハ死すなど、併考へ、よく味（ふか）べし、

54 『川上左近將監久辰日記』

一天正六年寅九月拾一日、未ノ刻、山東へ就御行之儀被
成御發向、御鍛本田紀伊守『薰親』、御旗役ハ三原右京亮、御
旗指者色紙金右衛門、其外御供衆、鹿兒嶋之人数迄を
被召列、先御諏訪江御社參被成、直ニ御立也、

55 『藤野休右衛門藏』

猶々御息出家として御堪忍候、心を添可申之由承候、
不可存疎略候、
自旧冬於其御山御堪忍由雖承及候、不知案内之条御無

沙汰罷過候処、珍翰之趣大慶之至候、仍御代々幌御所

持候哉、被懸御意候、尤雖可致頂戴候、依無嗜未相傳

候、其上彼儀者不輕令存候間、先々令進献之候、御芳

志之段不可謝盡候、兼又御上洛被相定候哉、御心遣之

段奉察候、然者御用物之事得其意候、無御隔心被仰遣

候御事と一入満足存候、猶委者彼使僧可被申候、恐惶

謹言、

六月八日

(島津義弘)
忠平御花押

『忠良』休庵
修理入道殿

貴報

兵庫頭

修理入道殿

貴報

忠平

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」九八〇号文書ト同文ナリ)

56

『高麗御日記』文禄三拾月十一日、一北郷殿江幌御借被
成候而、御本ニ被成候、同十二日、一御幌之儀此日主
膳へ被仰付候、十一月六日、御本陳へ御參被成候、御
帰館候て、御幌御鎧ニ被召合候而、御祝ニ而候』

(本文ハ、五五号文書ノ行間朱書ナリ)

『一本』

肥後入之次第并人数覚
『天正八年辰八月十九日』

肥後合戦御陳立日記

『季安此ヲ他本ニ校合スルニ、此九字ノ外題ナシ、以下朱書皆此ニ倣ヒ知ルベシ、中ニモ實名ナト誤アルベシ』

天正八年庚辰

『天正ノ上ニ一トアリ、然シテ庚辰肥州トツ、ケカク』

肥后芦北之郡水俣之

城へ、薩摩・大隅・日向

三ヶ國之諸勢を催、『をヲ被ニ作ル』

天正八年八月十九日、

御陳を三ツ被相付、

相方垣結、求摩・八代之、相方垣結ヲ相之垣を結びニ作る』

敵人七百餘取籠被

『八字ナシ』

成候事、

『候事ナシ』

先陳かる石之尾ト云、御軍先陳ト作ル、かる石ケ尾ト作ル』

御陳所也、但かさの陳ト、『一本後ハ敵城ニつるぎ、前ハ水俣の城モ中』

御陳大將但御先陳也、『御陳ト作ル』

中務大輔様

家久

『様の字なし、次キも同断』

右同

右馬頭様

幸久『征久トモ作ル、非カ、一本垂水先祖』

脇大将

樺山兵部太輔殿『範久トアリ、殿字なし、已下皆同断、規久トモ』

右同

新納近江守殿『武久、一本近江殿祖』

右同

吉利下総守殿『忠澄、一本左右エ門祖、此名なきもあり』

右同

種子嶋左近殿『時亮』

右同

東郷源七郎殿『番代ト下ニアルモアリ、是ナリ、重虎、一本市左エ門祖』

右同

入来院弾正殿『一本菱刈伴右衛門一本孫兵衛祖』

御役者

伊集院参河守殿『忠朗、イ長右エ門祖』

諸外城諸地頭付衆中

『一本諸地頭之諸字無之、左候而衆中ヲ之事ト作れり』

清竹

伊集院美作守殿『久宣』

飢肥

上原長門守殿『尚近』

くしま

伊集院下野殿『一本助左エ門祖』

さか谷

奈良原狩野介殿『延』

田野

大重大炊助殿『一本大重ヲ大寺ニ作ル、是ナラン、但馬祖』

内山

野村備中守殿『文綱』

くら岡

吉利山城守殿『久金』

しはず崎

野村加賀守殿『重綱』

あや 新納縫殿助殿 『久時』
『一本綾権左エ門祖』

八代 相良日向守殿 『長泰』
『長辰新右エ門祖』

木脇 平田狩野介殿 『宗應』
『二本式部祖』

野尻 市来美作守殿 『冢守』
『二本市来八左エ門、一本八左衛門祖』

ひちや 井尻伊賀守殿 『祐』
『二本伊東作右エ門祖』

かと川 伊地知丹後守殿 『重政』
『二本刈川越後祖』

かみや 米良右京殿 『重』
『一本紙屋 隼人祖』

大口 新納武蔵守殿 『忠元』
『内蔵祖』

羽月 猿渡掃部助殿 『信光』
『一本喜右エ門祖』

曾木 新納治部少輔殿 『忠誠』

平いづみ 伊地知民部少殿 『本平和泉』
『本右エ門祖』

湯尾 梅北宮内左衛門殿 『本湯ノ尾、』
『無子孫』

浦之名 福崎丹波守殿 『本福水ニ作ル、是也、』
『無子孫』

垂水 鎌田長門守殿

一又内之地頭四人 『二本又内之前ニ右馬頭内トアリ』

清水 川上調兵衛 『一本 清水 川上仲兵衛』
『如下』 『新井 町田周防守』

新城 町田周防守
上井

福山

一種子嶋殿内地頭三人

一入来院殿内地頭四人

清水 久重 蔵野 中へ 『一本清水ヲ清敷、中ヘヲ中郷ト作ル、是ナラン』

一吉利殿内地頭二人

塩見山輔 『本山浦ニ作ル、是ナリ』

一柁山殿内地頭二人

むかき 『一本穆佐ニ作ル、きへさノ誤ナルベシ』

一菱刈殿内地頭一人 『一本本城トアリ、脱センナラン』

一新納江州内地頭一人 『一本江州ヲ徳州ト作ル』

とん田 『一本なし』

一東郷殿地頭一人

一中務太輔殿内地頭

四人、又内地頭物頭衆

合廿二人、直之御外城

廿一人、外ニ衆中

皆同、都合物頭衆
五十三人

惣合勢三万千人一本都合惣勢三万三千人、内物頭五十三人

肥后芦北郡水俣

城中之御陣

熊牟礼

八ケイカ尾トモ所也、

錢力目カ尾トモ云、

御大将 兵庫頭様忠平

脇大将 『忠虎』
北郷讚岐守殿 『筑後祖』

同 穎娃左馬介殿

同 加治木彈正忠殿 『肝付主殿祖』

同 敷根藤左衛門殿 『頼元』
筑前祖

同 豊後守殿 『朝久』
一本橋津豊後守殿
豊後守祖

同 大野駿河守殿 『忠宗』
大野守祖

御役者 『信朗』
岩切三河守殿 『彦兵衛祖』

諸外城地頭衆

都於郡城御衆中『政近』
鎌田出雲守殿

曾井城 『義知』
比志嶋式部大輔殿 『彦右エ門祖』
宮崎城御老中『覺兼』

上井伊勢守殿

高城 『有信』
山田新介殿 『民部祖』

財部 鎌田筑前守殿 『財部ハ今ノ高鍋ナリ』

ほき田 『政心』
平田新左衛門殿 『宗張』
一穂北トアリ
堅助祖

恒吉 『忠家』
新納勘解由殿 『大口土新納七左衛門祖也、
一本又左衛門祖』

松山 『家親』
市来小四郎殿 『平兵衛祖』

牛根 『政年』
鎌田尾張守殿 『源左エ門祖』

串木野 『景晴』
宮原左近将監殿

直ノ外城
合諸地頭拾人并

衆中 兵庫様

内諸外城地頭

飯野 『貞世』
有川雅楽助殿 『伊勢兵部祖』

加久藤 『忠鏡』
南郷若狭守殿 『仲兵衛祖』

馬関田 『友慶』
五代右京殿 『少左エ門祖』

小林 『秀秋』
上井傳齋 『二本上井次郎左衛門、
平女祖』

栗野 『忠智』
川上参河守殿 『左京祖』

馬越 伊東右衛門 佐殿 『三右エ門祖』

須木 村尾右衛門 兵衛殿 『重候入道笑栖ノ初名也、
上野隼人日記ニ補セラレハ、重候ハ文祿五年
『イニ米良駿河守殿』 年ハ米良氏は是ナルベシ』トアリ、天正八年

吉松

山口大藏殿

地頭代『甚左門祖』

曾木越中殿

吉田『兼頼』

白坂美濃守殿

北郷殿内諸地頭十式人

庄内都之城

北郷喜左衛門殿

同 小杉丹後守殿

高城 北郷又次郎殿

財部 同名掃部助殿

志和知『久慶』

同名藏人殿

安永 同名雅楽助殿

末吉 同名休左衛門殿

山田『久堯カ』

同名右衛門兵衛殿

かち山 同名参河守殿

梅北『忠綱』

志和知刑部少輔殿

勝岡 北郷大炊助殿

野之み谷『久盛』

同名出羽守殿『一本野、美谷志和地出羽守トモ』

穎娃殿内地頭式人

指宿 津曲掃部助殿

穎娃之地頭

加治木殿内地頭六人

かち木 肝付備前殿

溝邊城 同名淡路殿

嘉例川城

日當山城

おとり城

三代堂城

敷根殿内地頭壹人

『大野右同壹人イ』但熊牟礼ト云

中御陣 八ケイカ尾トモ云、

惣合諸勢三萬千 錢カメカ尾

人、内物頭衆五十一人、

肥州芦北郡水俣

城、相良義陽知行

所也、

御旗下ニ不入ニ付、

三ヶ國中之諸

勢催、天正八年

八月十九日、御陳を

三ツ被付、一戦御座候、

就夫求摩・八代衆、

水俣城七百人相籠

申候を取籠、

相垣を結被責候事、

御陳勝永岡トモ云也、

義久様 出水陳トモ

御陳大将 申也、川ノ上

出水薩劔義虎様

御陳大将 左衛門尉歳久様『宮之城』

圖書頭殿忠長『申良』

同 佐多伯耆守殿『豊前殿祖』

同 根占七郎殿『八郎右エ門祖』

同 伊地知縫殿助『下大隅』

御役者 川田駿河守殿『一本老中町田次ニアリ』

老中 脇大将 川上左近将監殿『一本脇大将ト云三字なし、谷山トアリ、

喜入喜入式部太輔殿『久通カ、季久カ』

同 伊集院右衛門太輔殿『一本老中、伊集云々』書ノ通ヲ

同 高山村田越前守殿『経定』

同 蒲生平田美濃守殿『光宗』

同 帖佐町田出羽守殿『忠倍』

同 伊集院本田下野入道殿『親貞』

同 吉田新納右衛門佐殿『久将』

同 御使衆鎌田刑部左衛門殿『政廣』

同 久崎本田因幡守殿『正親カ、正治カ』

同 かせ田税所新介殿『篤信、篤和トモ』

同 曾於郡比志嶋宮内少殿『国貞』

同 市來吉田美作守殿『清孝』

同 阿多伊知地伯耆守殿『重秀』

同 始良同名備前守殿『重豊』

諸地頭衆

市成 村田雅楽助殿『経宣』

山田 三原下総守殿『重隆カ』

日置 吉田若狭守殿『清親カ』

永吉 川上拾郎左衛門殿『経久』

伊作 高崎大炊助殿『能廣』

同 高山村田云々

同 蒲生村田云々

同 帖佐平田云々

同 吉田本田云々

同 伊集院町田云々

『大崎 新納云々』

『一本志布志 鎌田云々』

『曾於郡 税所云々』

『加世田 本田云々』

『市來 比志嶋云々』

『阿多 吉田云々』

『始良 伊地知伯耆』

『川内山田 伊地知備前』

『一本 日置 三原云々』

『隅州山田 吉田云々』

田布施〔土佐守宗豊入道〕
 鮫嶋相月斎〔孝左エ門祖〕
 川邊〔忠辰〕
 阿多掃部助殿〔仲左エ門祖〕
 大村〔重政カ重治ナラン〕
 白濱次郎左衛門殿〔渋谷周防祖〕
 いむた〔久隅〕
 川上上野介殿〔上野祖〕
 山崎〔利綱〕
 野村兵部少輔殿〔四郎左エ門祖〕
 長野〔良時〕
 遠矢信濃殿〔金次郎祖〕
 平佐〔忠防〕
 桂太郎兵衛殿〔忠包、孝久イ〕
 隈城〔忠包、孝久イ〕
 新納越後守殿〔喜右エ門祖〕
 百次〔忠増〕
 佐多宮内少輔殿〔六右エ門祖〕
 高江〔清綱〕
 野村市右衛門殿〔源左エ門祖〕
 宮里〔友知〕
 平野丹後守殿〔一本宮里、本田東市正〕
 御近所衆廿人〔入道政友トモ、民部左エ門祖〕
 御荷内衆〔久次〕
 阿多源太左衛門殿〔一本阿多源太〕
 同 平野新左衛門殿〔友秀〕
 同 伊集院源六殿
 同 田代甚介殿
 同 木脇三左衛門殿〔祐辰〕
 野村民部少輔殿

平田左馬助殿〔増宗、イ本田右衛門佐〕
 村田右衛門殿〔経平〕
 吉岡小四郎殿〔信房〕
 岩切雅楽助殿〔辰房〕
 長谷場織部殿〔辰純〕
 是枝存力坊
 三原平三郎殿
 同名源六殿〔一本なし〕
 同名右京殿〔一本なし〕
 肥後与三郎殿〔一本与兵衛〕
 鮫島平三郎殿〔一本なし〕
 那答院津次殿〔休次、一件次郎、左候而次ニ、本田弥五郎〕
 合廿人乗馬
 御納殿衆六人〔一本乘馬〕
 川上日向殿〔重則〕
 伊地知駿河殿〔重則〕
 鎌田加賀守殿
 箕輪丹後守殿〔丹波守重貞〕

伊地知治部少輔殿 「重房」

立山讚岐殿

鑓百本、十丁間ニ歩行衆老人人ツ、
「一本ハ一鑓百本、十間ニ付衆一人ツ、十人」

御鑓奉行式人 「一本御鑓云々、一御弓奉行兩人」

鉄炮百挺、右同

御鉄炮奉行式人 「以下、皆一ツ書あるもあり」

御歩行衆六十人 「一本なし、御兵具持之次ニあり」

御小者六十人

御先道具

御兵具持衆三百卅 「一本一御兵具持三百三十人、内三拾人ハ手替衆」

人内三十人者御手替衆

御旗奉行式人

御はたさし三人

付衆六十人同付衆有 「一本六人曆々」

御馬屋奉行式人 「一御殿弁當」

同付衆有之 「二本付衆十二人」

御普請奉行四人

同付衆有十二人 「一本一御軍奉行三人、但一手ニ千人相付」

御手本道具

御太刀式人 「内一人手替」

御長刀式人 「イ御長刀一本、兩人内一人手替」

御打刀式ツ三人 「内一人手替イ」

御野太刀式ツ三人 「内一人手替イ」

御手鑓式本三人 「右同断」

御弓付衆 「二丁御うつほ 三人」 「右同断」

御そや箆三腰

六人

御かさ 「張イ」 三人 「内一人手替、一御笠蓋兩人」

「イ御わらぢ持三人イ」 「一御将机持二人」
御つゑ式ツ二人

「一本ニ」
内 武者つゑ 「御鷹杖巻ツ」
御たかつゑ 「武者杖巻ツ」

御輿かき十二人 「二本御乗物 十人」

御馬三疋 馬取十五人

「内はた馬巻疋 くらおき馬二疋」

御鎧甲箱三通 「二本持夫五人」

九人

御旗本但物頭衆 「一本御旗本組」
七十人 「イ但鹿兒嶋衆中 皆同諸地頭諸外城、又内地頭物頭共」

惣合諸勢五萬三

千人、内五百七拾人『一本ニ五萬一千人、内物頭七拾人、内御手本衆具足五百七拾人』

内御手本衆具足五百

七十、

鹿兒嶋中皆同、『但書ナルヘシ』

諸地頭衆『右同』

諸外城衆中有之、『右同』

又内之外城地頭『右同』

衆中有之、『右同』

諸外城衆中有之、『以下三行衍ナルヘシ』

又内ノ外城地頭衆

中有之、

御臺所代官式人

内付衆三十五人

包丁人三人

小番衆六人『一本三人』

火たぎ九人『小仕イ』

御めしたき式人『一本小仕、イ火焼、九人』

御中間拾五人但『一本一御中間拾五人、方々小遣用』

方々小番式人『一本但方々小仕用』

御湯立奉行『一本御湯立奉行兩人付衆六人』

夫三人

『御馬屋付衆』
『右馬方』湯立水洗夫

六人 同はミタき

三人

以上

御陳三ツ『大隅・薩摩・日向』

惣合拾壹萬五千人

『御イ』之積也、

右卷冊ナリ『一本』 天正八年辰八月十九日『

』 (本文書ハ「旧記雜録後編一」一六三号文書トホボ同文ナリ)

副書「包紙モ此通也」

肥後合戦御陳立日記老冊

右者、御自家之文書ニ而、先年於御記録所令模寫被納置候処、本書雨漏ニ而汚損、此節願之趣御家老衆被

聞召通、令再寫字畫見届之、無相違候条、本書同前可有
有筒藏候、仍如件、

御記録方見習

與倉直介

文政十三年庚寅十一月廿一日 守皎（花押）

井上甚次郎

祐秋（花押）

有馬藤五郎

純貞（花押）

江田五郎左衛門

國雅（花押）

黒田新之丞

清直（花押）

小森八左衛門

正名（花押）

御記録方添役
相良八郎右衛門

長郷（花押）

得能大助

通古（花押）

御記録奉行

五代孫次郎

友古（花押）

奈良原助左衛門殿

『右御陣之事ハ、肥後表江之下向ニ付、海路迄ニ而者、宇都殿・城殿江人数番手被遣事不自由ニ而候間、陸路之道ニロフ直ニ通シ被成度由を、相良殿へ両使を以被仰候、左様ニ候ハ、自今已後和談之由被仰越候処ニ、曾以成ましき由返事ニ付而、陸路ヲ切通し、宇都殿・城殿江番衆可被遣由御座候而、先々水俣へ御陣ヲ三ツ御付、水俣責候取并芦北・七浦・八代迄御知行被成候、肥後表へ打入被成候御手初之事ニ候』

（本文書ハ、「旧記雜録後編一」一一六四号文書ト同文ナリ）

59 写

諸外城武邊功者之衆被召寄、度々御談合被遊候衆

日州 柏原周防守殿

同 前田豊前守殿

同	數根越中守殿	同	萬膳仲兵衛殿
清竹	大井七右衛門殿	同	築瀬兵部少輔殿
高山	弟子丸右京殿	同	福崎新兵衛殿
高山	蒲地兵部少輔殿	飯野	遠矢下総守殿
同	松浦筑前守殿	栗野	赤塚源太左衛門殿
同	否笠刑部少輔殿	飯野	黒木播磨守殿
同	小野出雲守殿	同	山口大藏殿
同	大窪源太左衛門殿	日州	<small>「都ノ郡」</small> 「坊祿存」 伊尻常陸守殿
飯野	村尾右衛門兵衛殿	<small>「墓在出水童老寺云」</small>	逆瀬川豊前守殿
都於郡	有馬右衛門兵衛殿	大口	蘭牟田勘解由左衛門殿
三城	伊地知丹後守殿	同	坂之上南右衛門殿
志布志	野村大炊兵衛殿	川内	市来下総守殿
小林	久留木掃部助殿	ホウ	淺野権之助殿
飢肥	上原勘兵衛殿	曾於郡	徳持舍人佐殿
	高城主馬允殿	同	木野田三河守殿
同	曲田伯耆守殿	吉田	野村狩野介殿
日州	中村内蔵之助殿	同	二階堂内匠殿
栗野	外山勘解由左衛門殿	同	村岡城之介殿

蒲生 脇本権之介殿

同 湯田掃部兵衛殿

同 久木田新左衛門殿

同 大村治部左衛門殿

同 久木崎主水殿

同 大山外記殿

同 重田六郎左衛門殿

帖佐 梶原右衛門兵衛殿

山田 酒匂式部少輔殿

小林 村田式部少輔殿

三城 赤崎平馬允殿

日州 四位殿 「季安按ニ、穆佐ノ四位大蔵行盛ナルベシ」

日州 東郷淡路守殿

飯野 池田六左衛門殿

同 恒吉金藤殿

志布志 土持大膳正殿

天正八年より同十五年迄、度々軍談合被召寄候人数五拾四人、

右、蒲生之衆湯田露右衛門殿旧記を以写之、

(本文書ハ「旧記雑録後編」一、二一六号文書トホボ同文ナリ)

(五七号文書ナリ)

季安按スルニ、上ノ水俣御陣賦ナトハ、右五十四人ノ衆ナリ、

吟味シテ賦ラレシ物カト、此ニ考ノ為補モノ也、返スノモ

上ノ賦ト混乱スヘカラス、

60 天正六年之比

義久様御代ノ御老中

川上左近将監殿久時

伊集院右衛門大夫殿忠棟

平田美濃守殿歳宗

村田越前守殿経定

本田下野守殿三清

喜入撰津守殿季久

上井伊勢守殿

町田出羽守殿久倍

合八人御老中

同比御使衆

新納右衛門佐殿

鎌田刑部左衛門殿

伊地知伯耆守殿

本田因幡守殿

税所新助殿

比志嶋宮内少輔殿

吉田美作守殿

伊地知備前守殿

合八人御使衆

右、加治木衆大村市兵衛重頼之旧記を以写之、本まゝ、

(本文書ハ「旧記雜錄後編一」九五三号文書トホボ同文ナリ)

61

掟

一平佐御城普請ニ付而者、普請衆兵糧渡方之儀、一日ニ

三度、卷人ニ付七合五タツ、の事

一就右之儀ニ而、御蔵入より可罷出御用物并普請并之事、

右両条之事、北郷作左衛門殿・相良新右衛門殿より可

被仰付候間、いるかせなく可相納也、

『疑慶長六年』
十一月十一日

伊勢平左衛門『貞成』

鬼塚主税介殿

宮路三之丞殿

『慶長五年関ヶ原乱後ノ事ニテ、六七年ノ事ニモアルヘシ、琉球入ノ前ニ入ヘシ、尤御和談ノ央ニ當上山御城マタハ蒲生城ナト修築ノ時、平佐モ同シク修セラレシニヤ、皆本田助丞カ忠言ニ應セラレ、和平ノ使者和久氏ナドノ氣ヲクシガンガ為ノ謀ナルベシ、其故功夫ハ多ク費レトモ、成就ハ見ヘカネル乎、可秘也』

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一五六九号文書ト同文ナリ)

(本文ハ六一号文書ノ行間朱書ナリ)

62 『新納矢太右衛門藏』

覺

爰元御普請ニ人数入目之事、

一去年、相良新右衛門殿奉行之時、廿ヶ銘之人数、又北郷作左衛門殿内衆、合而一日ニ三千人ツ、の普請衆ニ

『長恭』
『三久』
『三久』

63の2

63の1

て、廿五日の日数ニ合人数六万五千人、

一當春竹内織部助殿奉行之時、十四ヶ銘之人数千人ニて

日数卅日、此人数三万人、

右両口、合而拾万五千人之由候へ共、何之しるしも不

見得候、笑止之至候、誠ニ不入御事ニて候へとも、為

御存申上候、此度之普請衆未人数定候、以上、

『疑慶長七年』
十月五日

『新納』
拙斎様

参

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一七一四号文書ト同文ナリ)

御家老御軍役之衆盛自將軍家被仰渡候書付并御家ニ

而御定候書付、又者御引合之御状内ニ有之條、御記

録所江相見得申候分之書拔、粗如此御座候、

天正四年高原之城被攻時之衆盛

御出陣賦之事

一田方壱町衆、一町ニ付一人ツ、主従二人、自飯米、

外ニ詰夫壱人、寺社より出、送夫馬三ツ、寺社中より

出賦、

次ニ持具之事

一手かふし壱ツ高三尺五寸
廣サ三尺五寸

一六尺ノ立木壱ツ

一鍬壱具 一よき壱ツ

一かま壱ツ

一のこ壱ツ 一のミ壱ツ

一なた壱ツ

一もつこ壱ツ 一なわ壱房

一式町衆、一町ニ付一人ツ、

主従三人、自飯米、送夫馬二ツ、寺社并後家中より出

賦也、

右之普請具ハ、田方壱町ニ付算用を以持せ候而、於陣

中可被出候、但百町・千町衆迄者、田方壱町ニ付賦算

用也、

一無足衆中ハ式人、間ニ詰夫壱人、寺社家并後家中より

出賦也、但自飯米、送夫馬三ツ、同寺社中より出也、

陣中三十日ハ自飯米、三十日過候ハ、公儀より飯米

可被下事、
五反衆より九反迄者自飯米、壱反より四反迄ハ 公儀

よりの飯米也、

天正四年八月朔日

『一町と申候者、田方上中下押并申候得者、只今之高州五石

程ニ而御座候由、本ノマ、

一季安、吉田清纯雜抄等を按に、左之通區、史説茂不同有之候、

覚

一八千町、高式拾四萬石

右積ニ御座候得者、千町三萬石、百町三千石、拾町三

百石、老町三拾石、但御記録所以前傳來候者、往昔之

高積り之町積リニ而候、其時ハ老町三拾石与申事ニ而

候得共、夫ニ而者少、違目有之候、以上清純雜抄

また伊地知助右衛門重英調書ニ而考合せ候茂、一町三拾

五石ニ當り候、彈正子正貞ニ日州田嶋庄八拾町、今高ニ

して二千八百石程ノ地ニ而候、右儀拜領申候而、号田嶋

候と有之候、一町三拾五石に當り候、また大口衆中、一

町已上之衆頭屋と申事有之候、新納忠元地頭之砌、元龜

年間より被初置候、諏訪溝と見得候、只今ハ郷士之内ニ

而も、持高三拾石以上之人相加申由候、左候へハ是者一

町三拾石之算と被思申候、また白尾国柱の名勝考にハ、

八町は今の高にして二百石に當ると有之、是ハ一町式拾

五石之算ニ而候、如此、一町三拾五石とも三拾石とも式

拾五石とも、史官も人により説不同ニ候由候、大口郷士

三拾石已上相加り候頭屋、昔者一町衆已上と申説ニ繻候

得ハ、三拾石宜事候欵、又近頃、郡方勤ノ人ニ問とけれ

ハ、一町は中田二十五掛并にして高式拾六石式斗四坪老

合六勺六才に當ると云へり、左あれハ三拾石ハ上田ニて

なくんば足るまじけれとも、諸役米など今の掛とハ違ふ

べけれハ、三拾石并之所務ニ引合候半と存候、

昔ハ三十六歩一畦、文禄以後ハ三十歩一畦、又昔ノ一

歩八六尺、今六尺五寸而

今

〔本文書ハ「旧記雜錄後編一」八七〇号・八七一号文書ト同文ナリ〕

63の3 軍役賦

一 一町衆者主従三人 但人体ハ可為仁役候事 一 一町衆者主従五人

一 三町衆者主従四人 一 四町衆者主従五人

一 五町衆者主従六人 一 六町衆者主従七人

63の4

(本文書ハ「旧記雜録後編」二一〇〇二号文書ト同文ナリ)

一 田賦毎拾五町定勇士老人
 右、天正十一年五月六日、肥前国高来郡深江・安德之
 両城屬于 義久公御幕下之旨、有馬氏より到来候ニ付、
 自此方安德ニ被入守兵之時、深江依交前約、安德之守
 兵及困窮ニ候旨申来候ニ付、義久公同六月二日彼地ニ
 御發向之御催ニて、先達而新納刑部太夫忠堯・川上左
 京亮忠堅江人衆少々相添被差越候処、味方得利之由、

一 七町衆者主従八人
 一 八町衆者主従九人
 一 九町衆者主従十人
 一 十町衆者主従十一人
 右田方耆町ニ付賦、十町より百町・千町迄軍役、耆町
 ニ付具足耆領ツ、の賦算用を以、其合点専用ニ候事、
 已上、

『此軍賦者、右天正四年之御出陣賦と相并へ候而本書ニ御座候、
 同時之賦之様ニ被存候、難見分ものニ而御座候、併押而考
 申候得者、天正四年ニ次之せ有之候時ハ、天正六年日州目
 白坂江御出陣之時之賦ニ而者御座有間敷哉』付札ニアリ

63の6

唐入ニ付嶋津殿御軍役
 人数耆萬五千
 又一郎殿
 一三百本のほり 五本手鍵 義久
 一三百本之内式百本ハ長鍵、卅本手鍵
 義弘

63の5

一 三萬七百餘騎
 右、天正十四年豊後入之時、^{人数}二手合右員数者、^と義久公
 御譜中ニ相見得候、然共田賦之割不相見得、尤其時分
 之高町ニ而候得者、御分國究而之高頭不相見得候、
 捷書到来候ニ付、 義久公被止御出陣、 田賦毎十五町
 定勇士老人、援兵を有馬江被相渡候時之盛ニ而御座候、
 御譜ニ相見得申候、
 『此事ハ上井日記ニ出タリ、十一年五月廿七日之項に堺目從
 所々十五町ニ人鉢一人宛被仰付、有馬江御渡海之御談合相
 定候云々、是ナリ』
 (本文書ハ「旧記雜録後編」二一三三九号文書トホゴ同文ナリ)

此外手鑓ハ面々たしなミ次第、卅本手鑓供使之時、又
(卅本)
 ハ陣屋之前ニ長鑓計ハ見くるしく候、

一千五百丁 鉄炮 一千五百張 弓者也、

一六百本こさし物、是ハくそくぎせて、

一馬上ハ歴々之衆計、但かちちにて不成衆いづれも可

為馬上、然間馬上之員数ハ不相定、馬上之衆者甲・具

足可然候事、凡如此、〔二本凡如此、猶以と作る〕捉御たしなミ専一候事、

天正十九年

(本文書ハ「旧記雜録後編」二七二〇号文書トホボ同文ナリ)

『大村市之丞重頼自記云、同十八年庚寅北條殿御旗下
 ニ不入ニ付、太閤様御出馬之由候間、小田原御陣

へ御供御當りにて、又市郎殿正月十一日飯野を御打

立、太閤様御意ヲ以久保様御事ハ、石田治部少

輔陣へ可有御座由候間、

太閤様之御前仕合一段能候事、御供衆有川雅楽助・

同弥九郎・白濱周防守以上三百人之賦ニ而御立被成

候、伊集院右衛門大夫、此外御小童衆・御道具衆・

御馬取衆多有之、鹿兒島より之御賦也』

『乍重言、其許よりノ乗馬之儀、梅北宮内左衛門尉

殿へ御乗せ可被成のよし、飯野より御意見候、為

御存知候、片時も御油断あるましく候、以上、

就関東立之儀、從其許之出馬之事、梅北宮内左衛門

尉殿へ御乗可被成之由、飯野より御意見候、此等之

趣、梅宮江御熟談可然候、爰許よりも彼方へ申理へ

く候、又一郎殿様之御打立之日限、今月廿七日ニ

相定候、御油断有ましく候、為御存知候、恐々謹言、

正月拾七日

平左將 歳宗判

町羽介 久倍判

川上大炊助殿

(忠兄)

町田右衛門佐殿

御宿所

(本文書ハ「旧記雜録後編」二六三八号文書ト同文ナリ)

『右やう正月廿七日栗野御首途、日州濱浦ヨリ、海上不順

ニテ、二月廿一日大坂御着也』

『右者、不委候へとも此冊へ洩候間、季安補之、且其頃鹿兒

63の9

一 式千百弍拾八人

嶋津兵庫頭(義弘)

島とハ、御内に(島津義久) 竜伯公被成御座候砌ニ而、此通御賦為被進せと被考候なり」

右書付之寫、久保公御譜中之内ニ相見得申候、天正十九年ハ高麗入前年ニ而御座候得者、最初ニ相定候衆盛ニ而御座候半、然共御朱印之寫共難申書付ニ而御座候、此方より朝鮮江被召列候人数者、一萬人与將軍家譜ニ茂相見得申候、且又義弘公、文祿四年之夏被遊御歸朝、慶長二年之二月再朝鮮江御渡候節、義弘公之從兵最前一萬与御定候得共、今五千を相増、都合老萬五千を相從へ可有渡海旨台命雖有之候、連年之兵革ニ御分國致困窮候ニ付、五千之増兵難被相催候間、被成御免許度旨、新納休閑齋旅庵を以御訴訟被仰上、五千之増兵御免ニ而、同年二月廿二日一イ老萬人之御朱印御給候時者、愈以都合一萬人鎚ニ相極り申候、数年朝鮮江御在陣之間、處々之御城番またハ城責などニ少々、之人数、御朱印を以被仰渡候者、一萬之人数之内より時々ニ被差分たると相見得申候、左ニ書載申者、御朱印之写、其御心得を以御覽可被遊候、

63の10

右者、文祿二年五月廿日之御朱印を以被仰渡候もくそ城取巻人数御書立之内ニ相見得申候、餘方ハ略之、

「此御朱印者、此方様計ニ御宛書ニ而御給候故、不入ケ条も不残書載申候間、御取捨可被遊候」

「からい」
かとかく嶋之内一城

一 式千人

さつまの侍従

一 百ちやう之内 てつほう

卷丁大つゝ 五丁廿目 五丁五拾目

拾丁六文目 五丁卅目 弍丁十三文目

七拾弍丁二文半目

一 四百きん ゑんせう 一 四百きん くすり

一 四千 たま 一 四百きん なまり

一 四拾きん ゆわう 一 百ちやう ゆみ

一 弍千 や 一 四百こし かな

一 拾五両 くそく 一 七はね かふと

一 百ほん やり 一 弍拾五おけ但拾石みそ

一 弍百廿俵但六拾石しほ 一 五拾俵 あらめ

一 壹石五斗但米年たねを取置、此かへをくらへ可入置候、 なたね

一 百石是へてんしゆニほしいひ 一四十三ひやういわし

一 四百卅俵 すミ

右武具并多んそ・さらし・ほし飯・いわし・すミ以下

ハ、自然の時のためニ被籠置候間、成其意聊尔ニ不可
召遣也、

一式百拾石 まめ 一三千石 米

此兵糧ハ藏ニ可積置候、何時成共普請出来候而、人数
帰朝候時より十ヶ月分候間、可成其意候、但私兵糧持
候者ハ、其まゝ可積置候、不持者ハ此米下行仕、其算
用來春可申上候、此外あまり兵糧於有之ハ、右應人数
令割符、藏へ可入置候也、

文禄二年七月廿七日 御朱印

(島津義弘)
薩摩侍従とのへ

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一六五号文書トホ同文ナリ)

63の11

一 國元軍役之儀、百石ニ付而五人ツ、被仰付、皆同致渡
海之由、去春以来其聞候へ共、于今一人も不罷渡候事、

付軍役之首尾も無之事、

右者、文禄三年六月朝鮮より義弘公被仰越候覚書ヶ条之内に
相見得申候、

63の12

一 當春幸侃より申越候へ、國元軍役之儀、百石ニ付而五
人宛申付之由注進候間、さやうニ候ハ、人数之儀に
おひてハ、手前氣遣有ましきと存、相待候処、在國之
者老人も不罷渡候、伊集院下野入・比志嶋紀伊事、又
八郎為供なこや迄罷上之由候之条、先々渡海仕候得と
申遣し、去六月参陣候、此兩人之外ニ者老人茂不参候、
如此之式に候之条、手前無人之躰無是非次第候、中
ノ筆にてハ不得申候事、

(本文書ハ「旧記雜錄後編二」一三六五号文書ト同文ナリ)

右、文禄三年八月五日 義弘公朝鮮より石田治部少輔殿へ被
遣候御状内ニ相見得申候、餘ハ別事ニ而候故略之申候、

63の13

「季安補」

一 てつほう并玉葉被成御用意、可被食越候、鑓ハ一切

63の14

不用立候、何としても鉄炮數被仰付肝要ニ候、追々
可罷立人衆心得可入儀ニ候之条、よくく被仰付、
てつほう奔走候之様ニ可有御才覚候事、

一石火矢之事御たつね候て、有次第可被差渡候事、餘
ハ此使へ相合候間、被聞召届御入魂所仰候段、可然
之様ニ可預御被露候、恐々謹言、

九月廿九日

義弘御書判

比志嶋紀伊守殿

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一三八六号文書ト同文ナリ)

右者、朝鮮より(島津義久)龍伯公江被仰進せ候御状ニ而、正文指宿士

人海江田仲左衛門所持之由、吉田清純雜抄ニて見當、季安補
之、尤鉄炮の壘船より初て我か種子嶋に渡り、追々製作の
法とも傳初たる事ハ、卷之三に詳也、斯て其頃倭名は手火矢
と唱へて、漸く戦陣に是を第一と用られし事、(島津忠良)日新公

(島津貞久)伯圍公などの仰出にも詳也、かの肝付省釣か 御家に敵對せ
し時なども、手火矢を第一に手當せし事、省釣家老検見崎常
陸介か懐中本の案文ニも見たり、左の如し、

熊用一行候、仍来十一櫛間牛原可被作薙候、深□之可

63の15

為御働候間、乍早晚別而可有御奔走候、兼日如御意候、
十五前六十以後無沙汰不申候様堅可被仰付候、具足・
手火矢・楯・箭種等能々可有御調候、敵方火矢多候間、
三番島計ニ指寄候而、夜中ニ作薙取、夜明候者河引退
候様ニ校量ニ而候、旁為初人々歟被持、如何ニ茂熟作
散候様御分別可有候、十日之日打立、従早晚急候而、
夏井を明通、於飯田高松夜作られへく候、条々能々御
心得候て、諸勢堅被仰付、涯分之御奔走可有候、恐々、
〔月日宛書なし〕

熊用一輪候、来八日可被致働候人数、濟々与御合力憑
入之由被申候、城近之島作被散候、別而手火矢之人衆
御合力奉憑之由被申候、此分宜可有御披露候、

斜木殿

石井殿

御宿所

右の類尚少からず、亦月日なし、斜木等ハ衾寝重長の家老な
らん、如斯手火矢の人衆を其頃も第一に用たると見へたり、

一此表在陣之大名衆江、今度被成御朱印、赤國御働之次第御人数備等被入御念被仰下候、然者當年之軍役可為
 壹萬人由被仰出候付而、人数立増之儀申遣候、就中鹿
 兒嶋方格之儀、為兩三人入精、七月中必參陣候様ニ可
 申渡候、簡要候、別而之乘馬衆於無人者、外聞不可然
 儀候間、其才覚題目候旨、幸侃江申遣候間、定演之市
 方・帖佐方・鹿兒嶋方銘ニ可相觸候、其地方格之人
 数并馬早々渡海此時候、縦人数等丈夫ニ雖申調候、於
 遲陣者不可有其詮候間、早速出船候やうニ可申付候、
 惣別其地之儀、遠慮而已ニ在之而、何篇於事延者、三
 人曲事ニ可相究候、猶三原諸右衛門へ申含候間、熟談
 尤候、謹言、

慶長二年
 五月十一日
(島津家久)
 忠恒御判

桂太郎(忠助)兵衛尉殿

本田六右衛門尉殿(正親)

相良新右衛門殿(長匹)
(尉殿之)

(本文書へ「日記雜錄後編三三二七号文書ト同文ナリ」)

左ありて朝鮮入の時なとハ、鑓ハ一切不用立、鉄炮を第一に
 才覺し給へる事、右の御状にておもひ知べし、其より況此嶋
 原の時どもハ猶更鉄炮盛に流行し、城中も寄手も是のミ第一
 用立たり、證據此軍徴をよみて知べし、此を觀て後來を量る
 に、また戦争の日もありなば、必ず鉄炮・石火矢を第一に用
 らるゝは明けし、但治世久して國々塩硝多く、我も人も鉄
 炮とこれを携ゆかんに、明兵の泗川によせて、自から火移り
 敗れるが如くの誤あらん事を恐るゝ也、此に(島津義弘)惟新公の鉄炮
 を第一にめされし事を補ふによて、亦た聊附言すること爾り、

一八千人

(島津義弘)
 羽柴薩摩侍從

右、文祿四年正月十五日之日付ニ而被仰渡候高麗國動御人数
 帳之内、貳番盛之内如此候、餘ハ略之、

『此時之御高頭五拾五萬九千五百三拾三斛ニ而御座候』張紙ニ在リ

朝鮮御陳中五番三そなへ

一壹萬人

羽柴薩摩侍從

右者、慶長貳年二月廿一日、御朱印を以被仰渡候人数備之内
 ニ相見得申候、餘方ハ略之申候、

右乗馬衆無人との御筆を、謹而今から季安當時の日記など考ふるに、左の如し、

- 一千二十拾石ニ馬老騎之賦、合九拾五騎、此人数三千貳百
- 三拾人、但人躰老人ニ付卅四人宛、
- 一五百拾石ニ馬老騎之賦、合廿四騎、此人数四佰八人、
- 但人躰老人ニ付拾七人宛、
- 一三百石ニ馬老騎之賦、合百四拾三騎、此人数千四百三十人、但人躰老人ニ付拾人宛、
- 一かち小物衆三百人、夫丸九百人、但人躰^(老カ)□人ニ付夫丸三人宛、
- 一無足衆五百人、夫丸千人、但人躰老人ニ付夫貳人宛、
- 一御道具衆六百六拾五人、
- 一御蔵入より可出夫丸貳千人 一加子貳千人
- 一惣都合人数方貳千四佰三拾三人
- 右之人数、五ヶ月之兵粮老万五百二十二石九斗、但
- 此内船頭・加子増分籠候、

- 一馬数貳百七拾貳疋、此飼大豆六百拾六石、但五ヶ月分、
- 一日ニ貳舂飼、
- 一米・大豆合老万千四百三拾八石九斗
- 一右馬頭殿馬数九騎、此人数三佰三十貳人
- 一幸侃之馬数六十九騎、此人数貳千三百卅貳人
- 惣已上馬数合三百五拾騎
- 惣已上人数老万五千九十七人
- 船配但二度漕ニして一度之分
- 一拾端帆拾艘但老艘ニ付八十人宛八百人
- 一九端帆四拾艘但老艘ニ付七拾人宛二千八百人
- 一八端帆三拾老艘但老艘ニ付六十人宛千八百六十人
- 一七端帆四艘但老艘ニ付四十人宛百六十人
- 一六端帆六艘但老艘ニ付三十人宛百八十人
- 合船九拾老艘
- 合人数五千八百人
- 馬船之配
- 一七端帆拾六艘、馬八拾疋、^(馬カ)但舟老艘ニ付馬五疋、□付十五人、加子拾人宛、

一六端帆拾四艘 馬五十六疋但船老艘ニ付馬四疋、馬付十一人、加子八人宛

合船三拾艘

合馬百三十六人(定)

加子馬付
合人数六百八拾人

惣都合人数五千八百人

惣都合船数百二十隻艘

有船

一拾端帆 拾艘 一九端帆 五艘 一八端帆 拾艘

一七端帆 廿艘 一六端帆 廿艘

合六十五艘

作船

一九端帆 四十五艘但船老艘ニ付六十五貫文ツ、入目

一八端帆 廿一艘但舟老艘ニ付五十五貫文ツ、入目

合作船六十六艘

惣都合四千三百五貫文

右米ニして二千八百七十石

『即慶長元年』
文五十二年五月日

63の20

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一五二号文書ト同文ナリ)

急度令申候、従其方筆者一人・算用者一人、已上二人

如案□差越之由、檢地奉行中小路傳五殿より仰進

ニて候、早速被差越候様ニ可被仰付候、まかなひの儀

者、檢地所ニて可相濟候条、路次之ととのへまでニて

被參候様可被仰付候、少も御油断有間敷候、恐々謹言、

伊右入

(文禄三年)
九月廿一日

幸侃判

塚之脇次郎左衛門尉殿
御宿所

63の21

猶々、火繩の事ハ五尋ニ付拾五文宛ニかい申へく候、

遮而御立用の事ニ候条申事ニ候、次者三分出銀、鳥

目ニ而候ハ、七拾五文宛ニ相定申候、以上、

又八郎殿様高麗へ御渡海ニ付、諸士へ火繩之儀申越候、

其元よりも百石ニ付五尋宛但きん竹被入念御調達候て、

来拾七日ニ必々御持せ可預事專一ニ候、兼又三分出銀

63の22

之事、今日ヲ限ニ可請取由堅申越候処ニ、御延引無御心元存候、次者高麗立之入組、御存知之仁一人御參可被成由申越候、必来拾七日ニ右之火繩持せ候て御越可待入候、恐惶謹言、

七月拾五日午之刻

長谷場織部佐

純知判

塚脇次郎右衛門尉殿

人々御中

尚く、百石ニ付右帳たて年卷合宛之^(御算カ)用御調法

る中ニ鍋弥左へ宛、前々如首尾御合點

此外此中申渡候諸出物御夫遣之分、早々御上納可目出候、以上、

初春之比、老石ニ付出銀之由雖被仰出候、一〇者

難籠之内三分卷残候、然處ニ彼之儀、来

十五日を被成、御納之旨堅申遣にて候、日限無相

違可被仰付事肝要ニ候、萬一於御延引者、一倍之出銀

可為必定之間、早竟御為可悪かと存候、兼又當毛へ過

63の23

「新納忠増日記」

分之出物可相懸由申度候、連々無御油断以御才覚一途可相究砌、追付御調達專一候、近比未定之儀ニ候へ共如此候、恐惶謹言、

七月二日

長谷場織部佐

純智判

伊地知美作守

重辰判

塚脇二郎右衛門尉殿人々御中

一文禄元年三月五日には大口も御立なされ云々、乗駒の足にまかせて行ほとに云々、いそく道の故馬上よりとりてのミぬ云々、同六日云々、其夜ハ佐敷といへるミなどの町へ御着馬有、然者此所の役人安弥藏殿といへるより目出度云々、某宿所へも安弥殿自身御出云々、馬草・薪等送給候云々、四月十七日と申候者、久保様對馬ニとて御渡海云々、同廿一日ニ者義弘様も御渡海有云々、我く事船もなくして御供不申候云々、五月十

七日ニ船雜作をさせ、十八日ハ荷物をつませ云々、同廿六日酉ノ刻、高麗の湊釜山浦と申て日本よりの渡口ニ着船候、廿八日云々、それより陸を参候程に、皆人ノハ馬も渡ぬれハ、馬に乗、供打つれて行給に、馬船なくてわたさざりけれハ、すそをからくりあけて、小者共の姿よりもあさましかりけれハ、旅のあわれさいやまして、口惜しさのつもりに涙をこほし云々、六月二日ニ御詫申云々、其逗留の内に乗馬渡り来りぬれハ、うれしさ心の内ハ筆につくしかたけれハ、かゝす候、同十日云々、大川有けるが、水かさ増りて渡もなし云々、筏をくめといひふれて、色ノ具を取集メ、只一時にクミ立て、荷物一ツも不残乗渡し、馬ハ皆をよかせたり云々、廿四日ニ者京にもやうノ着云々、都にても追付不奉候得者、力なくて中一日ハ馬人にいきをつかせ云々、七月廿一日云々、石坂などの有けるハ馬をかへてあけなんとするに、雨ハまた身にあたる云々、

63の24
「高麗御日記」

一文祿三年九月廿二日、一國元より御馬船参着仕候、同馬、二疋乗申候、上乘ハ野添善兵衛尉ニ而候、同廿四日、國元より大山三次御馬ニ相添候而参着被申候、十月五日、一寺澤殿より御馬一疋但白栗毛進上被成候、一御馬奉行二階堂帯刀長大山三次江被仰付候、同七日、又八様上井新右衛門殿より御馬一疋但黒御進上候、同自身御参候、右之鼻皮錢三百疋被遣候、一又八様西之刻名護屋津御船迄御首途被成候、同八日、一夜半時分ニ名護屋津御出船被成候、同御供衆之船、惣別拾貳艘ニ而候、同九日、一老州勝元江申之刻御着船云々、同十日、一御供衆之乗船水主武具銘ニ日記付ニ而候、春成殿・関民殿奉行、同三十日、一高麗唐嶋江亥之刻御着船被成候、御船を初として拾七艘之船無何事罷着候、十一月八日、一御本陳ハ御参被成候、次ニ御馬乗ニ濱之町江御出被成候、同十五日、濱之馬場ニ而野添善兵衛尉ハ御馬被責候而、御両殿御見物被成候、同廿二日、御馬乗江濱ハ御出被成候、同四年十二月六日、一大唐

人之馬船七艘出船申候、

「肝付兼屋島原從兵緒方主殿覺書」

一四枚帆巻艘、舟頭室田利左エ門、御馬乗せ候而、天草之内久玉へ参着申候、

右者、寛永九年、公儀より御高割に被為應候て、騎馬五百騎御賦おかせられし事によりて、萬一の時は水陸共に、其乗馬の乗船馬草何やうに賦られ候事歟、實之證跡為見當事共ハ無之候哉、田中綱紀翁おふせられしとの言傳コトツケを聞たれハ、それより意をつきて乗馬の事を考ふるに、前文 忠恒公の御状にも、乗馬衆於無人者外聞不可然と被仰候趣も、新納忠増の馬船なくて乗馬の渡らず、餘り口惜さに、涙までこぼしたる事どもおもひ合すれバ、其頃さへも乗馬を遠軍に渡すハ容易ならざる事、右に抄拾をしが如くなり、然あれバ後來もまた然あるらめと一二此に注しおくものなり、

一伏見御城請取申候て、諸口多々在之儀候条、人数等過

分ニ可申上、よくく被成御談合、兵粮以下相調、急速可被仰付候、庄内在陳わき諸侍もめいわくニ可存候、雖然爰元ハ百石ニ三人役ニ被仰付、奥州江出張之由候、當方之儀者御留守番候条、百石ニ一人役ニ被仰付候者可相調歟と存候、

右者、慶長五年之春、長尾景勝止出仕、會津江被引籠之節、権現様會津江御出馬被成饑茂可有之候、左候て伏見之御城番（島津義弘）を 惟新公江御頼可被成候由御意候付、御國元より人数御差登せ可被成旨、 惟新様從伏見（島津義久） 竜伯様江被進候卯月廿七日御状之内ニ相見得申候、

庄内軍戰場改日記

十一月十八日於高城口分捕

加久藤衆 小川藤七兵衛尉 清敷衆 い屋の川小右衛門尉
川邊衆 岩下弓右衛門尉 圖書頭與 大山三六
「垂三重之内ニ而分取仕候」

乗越合戦衆

隈城衆 指宿十右衛門尉 同 馬場織部佑

蒲生衆

税所新三郎

同

池田治介

同 鐵放

竹内了介

鐵放疵

抱節碎石 (考)

同 蓑田源次

蒲生衆

北原甚藏

同 鐵放疵
肝付半兵衛者新保帶刀長

同 野村仲藏

帖佐衆

曾木源左衛門尉

同 黒田七兵衛尉

同

関新十郎

戰死

市来衆 乘取之衆
山田与一兵衛尉

同

同 益山兵部左衛門尉

濱之市衆 一番二番之衆
之官戰仕候 老岐治部左衛門 川邊衆

大塚助三郎

同 川添四郎右衛門尉飯野衆

同 加藤四右衛門尉

飯野衆 久木山二兵衛尉

蒲生衆 同 大井五兵衛尉

同

同 河俣平右衛門尉

同 山下新次郎

入来院之者

拙斎者 宮井久兵衛尉

同

窪 左市

今日手負之覺之事

圖書頭者 肝付利作

同

卯木弥平

池田六郎三郎 鐵放

南条利右衛門尉 同

同 酒瀬川弥藤兵衛尉同

肥後恵介

田村曲介 同

拾月十六日

手負衆

市来衆 鐵放疵

飯牟礼三吉

同 加久藤衆 鐵放疵

高橋監物允

同 富永早太左衛門尉帖佐衆

曾木源左衛門尉

分捕申候 竹之内喜兵衛尉

同 隈城衆 山下源十郎

同 鐵放

川口孫次郎

蒙疵候衆

同 帖佐 野村中藏

同 鐵放疵 圖書頭者

山下久作

同 くら岡衆 黒葛原左京進

同 松本与右衛門尉

同 鐵放 宇治野五郎兵衛

同

村山源介

同 蘭田六兵衛尉

刀打仕候 同 緒方有介

同
丹生備前守 戰死

前原七右衛門

堀添平二郎

真方源六

倅者一人

市来衆

中間一人

白尾弥兵衛尉

鐘

笑栖小者

上野平八郎

蒙疵候

抱節倅者

二人

同

山田与一兵衛尉

戰死人衆

濟藤甚介

同

肝付伴兵衛尉

同

源七郎殿

山口外記

小者

蒙疵候

伊作衆 被官一人
松田利右衛門尉

同

秋原治左衛門尉

帖佐山田ノ者

戰死

小者

同

徳重源太左衛門尉同

黒木久左衛門尉

飯野

戰死

小者

分取申候 頸一
木原甚右衛門尉

已上

分捕之注文

須木衆頸一

宗方大炊左衛門尉

笑栖小者頸一

加久藤衆頸一

小河与三

平八

戰死

鹿嶋助三郎

戰死

相良新右衛門尉
小者一人

同

郡山二右衛門尉

同

手負

平田太郎左衛門尉

倅者一人

同

同

地雲吉左衛門尉

同

手負

以上

十月十六日

飯野衆

同

高山衆

同

手負

須木衆手負

松下茂介

逆瀬川勘允

飯野衆

中原勝右衛門尉

同

以上頸數十一
拙齋一組之高名衆

高名之人數

帖佐 今村小監物允

同 湯田平次郎

手負之人數

帖佐 坂本越後介

同 東 次介

同 葦田弥吉

戰死 酒生七郎

十月十七日

新八郎手守田口手負之事

馬場九七

百次衆 原口主水佑

數称三郎者 手負候 藺田助八郎

河邊衆

分捕 木原甚右衛門尉

同 曾木源左衛門

頸一

守田口圖書頭内分捕手負之注文

圖師孫左衛門尉 同あひ打天野先右衛門尉

手負

相良次郎左衛門尉

相次郎左衛門尉者志摩介

鎌田拾兵衛尉

児玉右介

出水三之允

岩切神介

同者 小吉

同者 小次郎

同者 新六

右手負十七人

戰死 法元右近

相良次郎左衛門者

本渡清介

種留毛介

高城四郎介

坂本八兵衛尉

村田与一兵衛尉

新納弥平太者助左衛門尉

宮路新允者 兵部左衛門尉

出水正介者 千六

分捕頸一

日高喜介

頸一 毛利寛右衛門尉者

新原藤兵衛尉

垂越仕候
松下巳介

穆佐衆手負

矢疵

鉄炮

弓
伊地知新九郎 手火矢 大山久兵衛尉
垂一重取せ
池田新吉 同 寺師八郎

二見平右衛門尉

黒木寛介

霜月十九日

以上

高城麓破別而辛勞仕候衆

御供衆

萩原治左衛門尉

二見平右衛門尉

三拾人

藤次郎

六拾人

數祢三十郎

馬渡仲兵衛尉

大山十兵衛尉

廿人

河上助七

七人

鎌田孫太郎

二見喜六

平良早作

拾人

川上源三郎

同

桂藤五郎

野村甚左衛門尉

同

伊集院主右衛門尉

拾五人

伊勢弥次郎

此外帖佐・蒲生・隈城・綾衆中も被立合候、

廿人

村田藤五郎

拾五人

別府大舍人助

廿人

本田内蔵允

三人

菱刈源兵衛尉

垂越之刻弓・鉄放射通之人數

廿五人

向濱次郎左衛門尉

貳人

山下甚藏

手火矢 河畑彦次郎

同

堀内賀兵衛尉

六人

野添太郎右衛門尉

三人

福嶋清右衛門尉

同 染川才介

弓

児嶋新兵衛尉

貳人

窪平内左衛門尉

廿人

野村喜介

同 山口久八郎

伊集院肥前入道披官

五人

同名与四郎

六人

伊地知治十郎

垂三重取申候、二番目之垂より垣を越、つめ木をは

五人

上原源右衛門尉

二人

有川源五郎

つし、諸人入せ、

七人

有馬次右衛門尉

二人

築瀬弥介

つし、諸人入せ、

七人

有馬次右衛門尉

二人

築瀬弥介

熊手之中取衆

八十人	主取	伊勢兵部少輔	二人	木藤勘兵衛尉	三人	白濱九介
六十人	主取	本田助左衛門	五人	美代主膳正	五人	熊岡茂兵衛尉
三十人	主取	村尾源左入道	二人	有川助兵衛尉	拾人	前田豊前守
五人		新納勘解由次官	主取	富隈衆		
五人		二渡次兵衛尉	拾五人	伊集院半右衛門	六人	三原彦次郎
三人		長谷場越前守	三人	白濱平次郎	二人	阿多才兵衛尉
五人		連長坊	同	山田弥藏	三人	税所弥右衛門尉
同		市成佐介	同	河上七郎次郎	二人	川崎善七
三人		八木民部左衛門尉	老人	師子目監介	五人	山内市兵衛尉
同		野村狩野介	二人	外山五郎右衛門尉	一人	篠原勝右衛門尉
老人		宇多次郎五郎	主取	前原隠岐守	老人	上村太郎次郎
同		鎌田弥藏	二人	鮫嶋与五郎	二十人	種子嶋殿
同		奈良原狩野介	五人	椀山太郎三郎	○二人	岡村次兵衛尉
同		坂本次郎兵衛尉	同	同名源十郎		
同		竹下彦八郎	同	染河左衛門尉		
二人		同名中次郎	同	有川仲右衛門尉		
同		永吉賀右衛門	三人	野村安右衛門尉		
			三人	肥後主税助		
			二十人	日置衆		

○日記ニハコノ一行「○二人岡村次兵衛尉」ノ前ニアリ

本番衆

野村宮内少輔

伊集院藏人

大窪源左衛門尉

貴嶋采女正

小番衆

伊地知四郎兵衛尉

御使番衆

尾上式左衛門尉

伊尻太郎五郎

外廻見廻衆

梁瀬二左衛門尉

詰衆

柏木茂介

菱刈源兵衛尉

梁瀬兵右衛門尉

正月三日夜

御留守御番衆

市来石見入道

三拾五人佐多殿人衆

川上五郎兵衛尉

古後七郎右衛門尉

伊集院衆
於志和知口鍵ニ被合候
長田源左衛門尉

手負衆

志和知 栗野助太郎

同 吐師助太郎

同 赤崎助次郎

同 鐵炮疵 鉸嶋四右衛門尉

同 志和知 折田孫四郎

右之手負の遣衆

鉸嶋四郎左衛門尉

野村久介

和田拾郎

市来主殿助

長野六兵衛尉

同 大迫五郎左衛門尉

同 上原長介

同 三石勝七

同 矢疵 大迫助三郎

同 比志嶋宮内少輔者

同 車田孫介

同 刀疵

同 志和知

同 高城

同 高城

同 鉸嶋四右衛門尉

同 折田孫四郎

同 志和知

同 野村久介

同 和田拾郎

同 市来主殿助

山内八右衛門尉

黒江喜右衛門尉

伊集院肥前入道披官

中山三郎四郎

合戦

牧仲左衛門尉

同

松下久介

正月十八日

同

鉄放砦ニケ所
老岐作内
鉄放射通高城口ニテ

弓射通

伊地知新九郎
通高城口ニテ

小林衆

池田新吉

折田長吉

去拾六日、於高城口弓・鉄放被仕候人数

同射通矢疵

胡摩賀野新三郎

同射通高城口ニテ

小牟田甚五左衛門尉

鉄放

脇本五兵衛尉

同

押川内蔵丞

同射通高城口ニテ

関河甚右衛門尉

以上

同

上村後藤兵衛尉

同

検崎九郎三郎

蔵岡衆

同

別府藤内左

同

大川平助右衛門尉

鑓

篠原兵部左衛門

鑓衆(富カ)
久留木宮内左衛門

同

蔵岡彦左衛門尉

同

溝谷早右衛門尉

同

税所平右衛門

同

町衆
谷村舍人助

弓

富満源太左

弓

加藤掃部助

征矢射通

弓

瀬戸口三郎二郎

黒葛原左京

同

同弥九郎

合拾老人

慶長五

中原輔介(花押)

同

税所弥平次

同

池山助右衛門尉

正月拾九日

同

平田采女正

正月十六日、於志和知口合戦、弓・鉄放射通人数

蔵岡衆

之事

手負衆

税所平右衛門尉 同 同弥平次

池山助右衛門尉 同 緒方伊右衛門尉

石塚藤太左衛門尉 同 佐武勝左衛門尉

有馬勝兵衛尉 同 松本与右衛門尉

東郷雅楽助 戦死 田中南右衛門尉

鹿兒嶋衆

竹内織部佐小者手負候
主殿

源次郎殿衆

鐘之人衆

百原七左衛門尉

細江権左衛門尉

丹生備前守小者手負候
金六

同 小野六兵衛尉

同 八代万左衛門尉

同 同

戦死 河野孫兵衛尉 手負 東八郎兵衛尉

同 長崎次兵衛尉 同 左右七

枕山内蔵丞内
七蔵

蔵岡あしかる

手負 又次郎 同 弥七郎

同 三郎五郎 同 源七

同 真堯 同 与七郎

有田衆手負 源介 同 典太

戦死 千右衛門 同 才介

同 三右衛門

ゆの尾衆

志わち口ニ而わき打

斧洲拾兵衛尉

高城口ニて鑓さす

戦死 萩原彦八郎

高城口ニて

鑓仕候 溝口惣右衛門尉

志わち口ニてわき打

喜兵衛尉

南条珠右衛門尉

同 斎藤与五郎 同 小兵衛尉

高原衆

高名 高城口ニて 刀疵三ヶ所

馬渡右近

同所

高名 横山助六

鉄砲疵

志和知にて大牟田五左衛門尉

高城ニて右相打

万谷主水佐

志和知にて相打

有馬八左衛門尉

慶五
正月十六日

蒲生

野の三谷合戦衆

手負

富山勘解由次官

鍵

かたなうち初くそく
大井五兵衛尉

分取

窪田弥左衛門尉

刀

構口源四郎

刀

中嶋清太郎

射通の弓衆

有川権右衛門尉

牧瀬源左衛門尉

麻生与吉

牧山賀兵衛尉

海田源介

射通の鉄炮衆

敷祢市左衛門尉

十二月八日

綾衆中

手負衆

志わち口にて鉄炮疵一ヶ所
四位六右衛門尉

志わち口にてやり被任候刀疵一ヶ所
二方主水介

同口にて刀疵一ヶ所
安藤権之允
志わち口にて刀打被申候
精松作介

右同

柘山善兵衛尉
高城口にて鉄炮疵一ヶ所
貳方与左衛門尉

池袋勘右衛門尉

有馬源四郎

岩本弥吉

右之拾老入者、高城口にてたれ二重とり破、板城

戸ニ相付、別而辛勞被任候、

以上

慶五

正月十七日

吉利左右衛門尉者

手負衆

志ハち口にて刀疵三ヶ所
松本金介

同分捕任候刀疵一ヶ所
川崎善兵衛尉

衆中

高城口にて矢疵一ヶ所
實吉清介

川上助七者

手負衆

渡邊丹後介

正月拾六日、志和知口にて、

以上

志和地口にて合戦

右馬頭者

初之鎌 海老原源右衛門尉

鎌 川上六郎兵衛 鎌 町田助兵衛

鎌合三人 椛山清右衛門尉 鎌 松本権兵衛

鎌 肝付喜左衛門 わき鎌 竹迫与兵衛

刀討鎌同前 調所八兵衛 刀討鎌同前 かせ田仲兵衛

刀討 伊作四郎兵衛 刀討 上田才之允

小川伴内 中村九兵衛 高城口にて 重田七允

うち申候 追つめにて、本田甚兵衛 追つめにて 松本権兵衛

手負

刀疵 肝付平右衛門尉 刀疵 高野段兵衛

鎌疵 加世田仲兵衛 鉄炮疵 藤井談五左衛門

鉄炮疵 添田長介 鉄炮疵三ヶ 立山二八介

鉄炮疵二ヶ 町田助兵衛者 助作 刀疵 竹迫与兵衛者 仲介

戦死

桑波田藤太兵衛 海老原源右衛門者 佐介

正月十九日

□

(本文書ハ「旧記雑録後編三二九九六号文書トホボ同文ナリ」)

65 戦場御供之人数

桂太郎兵衛尉 鎌田字右衛門尉 (マヤ)

本田与兵衛尉 白濱七介

伊集院半五郎 岩切雅楽助

山田民部少輔 大野弥三郎

大田吉兵衛尉 伊勢平左衛門尉

曾木五兵衛尉 矢野弓次

相良吉右衛門尉 本田源右衛門尉

帖佐彦左衛門尉 南郷覺右衛門尉

高橋喜兵衛尉	鈴木久藏
白坂七右衛門入道	穎娃弥市郎
須田傳吉	松岡千熊
吉田六郎右衛門	八木民部左衛門
指宿清左衛門尉	木原七郎三郎
大田弥市	曾木弥次郎
中山三郎左衛門尉	木脇久作
本田吉藏	いちゝ主計助
勝目与次郎	本田小源五
長山半六	中馬大藏允
黒田与一左衛門尉	平山七介
横山平次郎	真方八郎右衛門尉
山下三右衛門尉	健軍猪右衛門尉
精松三右衛門尉	谷口六郎
宮牟礼十郎	藺田清吉
花堂佐左衛門尉	鎌田右兵衛尉
井尻弥五介	二階堂弥六
荒田助三郎	黒木太郎次郎

白坂大学坊	黒江少納言
月野大膳允	白尾理右衛門尉
御道具衆	
横山久内	長田三平
鳴海覺右衛門尉	前田万右衛門尉
松下喜左衛門尉	山口喜左衛門尉
御小者	
平六	才八
御馬取	
与早左衛門尉	作兵衛尉
善左衛門尉	

(ハリ紙)

「右戦場御供人数江有之分へ、慶長五年関ヶ原御引取之時、路次無相違御供之人数与相見候事」

(本文書へ「旧記雑録後編三」一三九八号文書トホボ同文ナリ)

寛永軍徴

卷之二ノ中
武備之卷 稿

去春以来伏見御留守番ニ候付而、人衆可被差上由、数度雖申下候、無合點候哉、終ニ一人も不被差上候、千萬無心元存候、

一 今度上方就轉變、『羽月衆』 『國明入道宗仙』鹿嶋太郎兵衛尉被差下、様子具ニ申

越候、雖然御人衆被差上候とも、又者被上間敷とも、否之返事無之、大方成御文牀ニ候、畢竟太郎兵衛尉若輩故、委細不申届候哉、不審深重ニ存事候、連々御家中より在京之人衆七千人之御盛、兼而相定由及承候条、先其内を半分と存、三千五百程急度可被差上由、鹿嶋

太郎兵衛尉を以申越候キ、如此申下候様子ハ、御國元

之儀も心遣存候而之申事候、然處九州衆過半被成在京、當時秀頼様御用ニ被相立候、在國之衆者皆々被召上候、其上分國よりも御人数馳走可仕由被仰聞候間、其後申越候ハ、最前三千五百人可被差上由雖申下候、他國ナミの儀候間、有様之軍役被仰付肝要之由、細々申下候、然者此度之御書中、何方とも無一着、遠慮之牀と相見得申候、定於御心中ハ別儀有間敷候へとも、何としたる御事哉、無心元存候事、

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一一五七号文書ノ抄ナリ)

右者、慶長五年 惟新様伏見少将様江被進候御書中ニ相見得餘ハ別事ニ依而略之、

急度令啓候、一御國御軍役之儀ニ付、最前吉利下総守・新納右衛門佐を以具被仰遣候云々、一武器・兵具調之儀云々、一具足・鞍被調候衆云々、一御國之惣高云々、一四國・中國・九州衆云々、一さしあたりたる云々、

(本文書ハ「旧記雜録後編五」五六二号文書ノ抄ナリ)

右、急度令啓候より已下ヶ条者、伊勢貞昌・嶋津久元より、
 寛永九年八月廿二日喜入(忠政)撰州・川上(久國)將監両老へ為被遣江戸状
 ニ而、此本書ニ有之候へとも、前件最早卷之一に寫すゆへ、
 季安略之也、

軍役之事

五百石	鉄炮壹丁	鑓三本	持鑓共	一千三百石	千四百石も同前	一千五百石	貳拾五人
千石	鉄炮貳挺 弓一張	鑓三本 馬上	一騎 持鑓共	一千七百石	貳拾七人	一千八百石	廿八人
二千石	鉄炮三丁 弓二張	鑓十本 馬上	三騎 持鑓共	貳千石	三拾人	貳千七百七拾石	三拾二人
三千石	鉄炮五丁 弓三張	鑓拾五本 馬上四騎	持鑓共	貳千二百五拾石	三拾三人	貳千三百石	三拾五人
四千石	鉄炮六挺 弓四張	鑓貳拾六本 馬上六騎	持鑓共	貳千五百石	三拾七人	貳千八百石	四拾人
五千石	鉄炮拾丁 弓五張	鑓貳拾五本 馬上七騎	持鑓共	三千五百石	四拾七人	三千五百石	五拾貳人
壹萬石	鉄炮貳拾丁 弓拾張	鑓五拾本 馬上拾四騎	旗三本	四千石	六拾人	四千五百石	六拾七人
半役ニ付御扶持方渡覺				五千石	七拾五人	五千石	九拾人
一百石	七人	一百五拾石	拾人	七千石	百五人	八千石	百廿人
貳百石	拾人	貳百五拾石	拾壹人	九千石	百卅人	壹萬石	百五拾人
三百石	拾貳人	三百五拾石	拾三人	壹萬千石	百六拾五人	壹萬貳千石	百八拾五人
四百石	拾四人	四百五拾石	拾五人	壹萬三千石	百九拾五人	壹萬四千石	貳百十人

「五カ本マ、」
一 壹萬八千石貳百貳拾五人 一 壹萬六千石 貳百四拾人

一 壹萬七千石貳百五拾五人 一 壹萬八千石 貳百七拾人

一 壹萬九千石貳百八拾五人 一 貳萬石 三百人

一 拾萬石 千五百人

右者、元和九年ニ御公議御定之書付与相見得申候、

光久公御譜ニ有之候、

69 一天下ニおゐて自然御弓箭出来候時、御一手ニ而云々、

一 乘馬衆如何程可罷出候哉云々、

一 軍衆兵糧之事、 一 弓・鉄炮衆賦之事、

一 右人数夫賦之事、 一 矢・種子鉄炮・玉藥之事、

一 石火矢之事云々、

右者、寛永十六年八月六日、伊勢兵部少輔貞昌自江戸嶋津霜

臺江宛書之條之内ニ相見得申候、餘ハ別事故略之申候 季安云、此七ヶ

条は卷之十九、寛永十六年の冊に爲のせ置候ゆへ、此所へハもらしぬ、併せ頼るべし、

70の1 抑今の異國方御手當てふの濫觴は、正保二年乙酉二月、

(島津光久)
寛陽公より島津彈正久慶への賜書に、彌天ニ鬼利志端衆、

今度我等江茂被仰聞候間、可有聞立候、此由上り前其方

江申置候間、油断有間敷候 中、異國船之儀・鬼利志端之

儀ハ、彈正へ申渡候間、其方頭取ニ而餘之老中江相談候

而、船參候者十人衆 一名吟味役奏者番、談合衆共云へり、其方前ヨリ被申付、右

の様子細々申含被遣候而、少茂無油断調儀專要候、我等

モ定御暇可被下候間、令歸國期面候、先餘之儀者、かま

ひなく 此より五年まへ、寛永十八年巳十二月、御家老御免ありと也、此儀を題目ニ被心掛可

然候云々、又異國船之儀、今度別而被仰付儀候間、如前

々大形被存緩々ト候而ハ、事延成立筈ニ合間敷候、異國

船之儀、其方一人之役たるべく候間、自然手筈ニ違儀候

者手前越度ニ可成、能々心掛可被申付候、巨細ハ別紙書

載云々ミへるといへり 御役、元基、是なん異國方の始めなるへ

し、左あればこそ慶安元年戊子五月より久慶の宅にて、

異國方の賦をさせられ、比志島監物範員・諏訪神左衛門

兼経を主取として、福屋伊賀兼昭・猪俣為右衛門則康・

左近允壹岐守尚純・中村主水・野村内藏助・高野勘左衛

門を賦方とし、篠崎彌右衛門を筆者として、をのく久

慶の第に出勤し、改衆にはその家衆を任せられ、其年の

70の2

十二月より伊勢兵部貞昭・島津中務久茂・樺山諸右衛門久廣・新納又左衛門久了奉行にて、猪俣則康等を名改所使としなし、翌二年の正月に事竣へりとなん以上則康自記に據る、但名改所使の字義、まだ詳ならず、疑是、諸郷の在名など廻勤して、御手當の事とも改める檢使の類歟、可考、季安按るに、此賦かたに係られし福屋兼昭・猪俣則康・左近允尚純等は、是より十一ヶ年まへ、寛永十五年島原御加勢立の時も、正月三日より其賦方に相勤めたる人／＼なれへ、此慶安元年久慶異國方聞かせらる時の賦までへ、御當家古來より被成来りし御軍法にて、島原立の賦なく左程違ひはあらしとおもわる、左あれども久廣も幾程なく御断申上られ、二年の四月より北郷佐渡守久加に其代りを命せられ給ふこと、左の如し、

一慶安二年己丑四月十日、於江戸從 光久公御使新納右衛門久詮ニ而久加へ被仰渡候へ、異國方之儀、嶋津彈正久慶被仰付置候處、病氣ニ付而御断被申出候、因茲久加御家老役如本ニ而、吳國方并宗旨改方被仰付候間、宜相勤候、且 光久公御參府被成候間、久加江者帰國

70の3

可仕之旨被仰下之、翌十一日以久詮奉領掌焉、夫ニ付而、慶安二年己丑四月廿六日 光久公御袖判數ヶ条之御證書賜之、御使新納久詮也、久加謹而頂戴焉、

覺

(島津光久
花押)

一夫為治國之臣者、物之施善懲惡舉直之政可為專用、士有悦税志高節以為氣勢、外交諸候悦不重其主者傷主之威云々、萬事ニ付老中衆寄合談合之刻、不殘心底細碎之詞を盡し、於被出眞實者敬其主之基たらん歟、或脇を見合致用捨、或老若之考を合、談合ニも打合す大形之通迄ニ而其席も延引になし、不念鹿相之儀依有之、事之起り候時者、諫數躰ニ見得候間、後日之儀を專ニ被心得、うか／＼しく無之様可為專一、ヶ様之儀共、於不被存含者、若吳國船来着候へ、國中調間敷与見及候間、能々談合致しをかれ、諸役人用段之儀者、一言にて先後も相濟候様可被申付儀肝要ニ候、何篇大形にて、或事ヶ間敷、或間敷、或疑敷ニ付、諸邊之儀茂むすひ

兼、時にいたりて被驚之故、難調躰ニ相見得候間、内々之分別可為肝要事、

一異國船来着之刻、以相談可被申付候、何そ様子も不相見得候処、課敷成立候儀共不可然候間、左様之砌ハ、他國・隣國之物沙汰被承、縦隣國つゝき勢雖有之、當國之衆者守置目、少も不諫罷居、下々以下不断之躰ニて罷居候やうに法度を可被申付候、自然從 公儀人数など可差出之通被仰付候ハ、▽◎家老中△能々被入念、隣國衆など相諫候との風聞有之共、國中之諸士以下不致動顛候やうに内々被申付置、新儀雖出来候不改其趣、家老衆以相談、萬事可被申付儀可為肝要事、

一自國・他國によらず吳國船參候共、諸所之瀆付などへ火をたかせられ候儀無用たるへし、又諸所之浦瀆へ為番衆浦傳ニ人を付置候儀入ましく候、但浦瀆・海上之差圖長崎奉行衆より被仰出儀共候ハ、可為各別、其外餘念を入、種々事かましき行之儀共者被申付間敷候、浦瀆へ人数不差出候て不叶様子候ハ、此方より為奉行可參候、是も多人數ハ可惡候、一兩人つゝも番手之

やうにて罷在儀者苦間敷候、別各ニ番手と候て、瀆へ多人數番屋など作罷居候事、可為無用候、付たて火之儀者、如此中不相替諸所へ可被申付事、

一隣國又國中へ異國船来着候共、船數并人数相催、騒動之躰曾而有ましき事、付使船等之儀者不苦、用心のためなと候て不断浦瀆へ番船被付置儀者入ましく候、自然異國船来着候ハ、隣國江者飛脚、領分之内者次飛脚を以不移時刻様子可被承候、内々諸所へも此通可被申付置候、并甕嶋之儀者、たて火を以鹿兒嶋へ注進可申旨可被申付候、

一石火失常にうち候儀、堅可為停止、其外卅目以上之鉄炮相揃、為稽古つゝかすうたせられ候儀、曾而有間敷事、

一異國船之儀ニ付、或竹木、或糠・藁・綱・碇之類、其外ニも吳國方之用意としてことくしく被申付儀、曾以入ましき事、

一長崎よりおらんだ船出船并其外之儀ニ付ても、長崎表より書状などにて申来事候ハ、早速領内中之津・浦

へ書状之趣以廻文堅可被申渡事、付此方より被申付儀

ニ目ニ立候儀共、曾而被申付ましき事、

一使船・上落船（巻）又者番船、異國船の方へ入用にて被申付

候共、船之取仕立加子賦并船道具等之細成儀、船奉行次第可被申付事、

一不断之船作有之儀者、船奉行より漸々ニ相調候間、異國船用意として別各ニ船作と申付間敷候、若又船など

可入儀共候ハ、船奉行江致相談候而、船如何程入候通可被申渡事、

一鉄炮・石火矢・玉くすり并弓・鎗・具足・旗、其外武器之類者、兵具奉行存儀ニ候間、入用之時分ハ如何程

可入通兵具奉行へ被申付候ハ、以見合可相調事、

一異國船之儀ニ付、奉行衆御越可被成かと被存、其所々江御假屋被相立儀、曾而入ましく候、付諸道具以下連

々被遣置儀可為無用候、尤其所々ニ而假屋可成家などを見せをかれ候儀者不苦候、其外前かとの用心にて種々不入儀共申付、造作共之儀、曾以被仕ましき事、

一異國船之儀ニ付、長崎奉行又者豊後横目衆、其外にも

異國船方之儀御あたり候衆などの注進可被申儀共於有

之者、家老衆より無油断早々可被申入事、若於延引者

異國方承候奉行可為曲事事、

一異國船之儀ニ付、佐渡守前より家老中へ相談可被申候、自然延引之儀於有之者、異國方奉行可為曲事旨堅申渡

候間、佐渡前より家老中へ相談可被申時分、何かと候て被相延談合之儀大形ニ有之者不相濟候儀、佐渡守より直可致披露之通申付置候間、各其心得可為肝要候、

異國方之談合題目可被相濟候、随其諸役人も無油断可致相談候、萬一談合之儀共遠慮ケ間敷致され、とやか

くと被相延候ハ、家老中并惣奉行越度ニ稱可申付候之間、毛頭疎略有ましき事、

一さり志たん宗躰之改、年中ニ一度程ツ、可被申付事、

一一向宗之儀、右同前之事、

□分國中へころひ候ざりしたん者、其邊にかもハれましく候、乍去不審成儀共有之、又者訴人申出儀共候ハ、遂穿鑿候て、ころふへきものハ其邊ニ、又宗躰ニ相究

候ものハ籠舎・遠嶋、或死罪之嘆（⑩たるへく候間）不_レ死や

うニ申付をかる^⑧又水せめ・すねはさみ・木馬な

とにのせられ候とも、不死やうニ被申付置候て、家老衆・使衆以談合、異國方承候奉行より言上可被申候間、其咎之御仕置共有之事情、此趣内々不被忘存儀可為肝要事、

一萬一長崎へ人数可差越候由御奉行所より申来候ハ、先人数式千程も物頭召列可罷立候、其次ニ又式千坎三千坎以見合物頭召列、長崎へ可參、物頭人数之行并法度書別紙有之、如此人数長崎へ差渡候ハ、船奉行一人・兵具奉行式人、是者玉くすり為可相渡、惣奉行一人・物奉行一人、此兩人者兵粮渡奉行として可罷越候、此等之段者、自然長崎へ人数など可參時之兼定ニ如此候事、

右條々、堅可被相守、雖然或公儀よりの仰出相替、或時之仕合ニより、奉行并物頭以御^相談相替儀茂可有之候条、至其時節者、以見合可然之様可被相調者也、

慶安二年卯月廿六日

北郷佐渡守殿^{久加}

〔本文書へ「旧記雜錄追録」二七〇号文書ト同文ナリ〕

70の4

慶安四年辛卯二月十一日、久加病氣付而、御家老役并異國方・宗旨改方御断奉存之旨、御取次相良主税方を以奉訴之、同月十八日、御家老中より可被達 貴聞之由奉焉、承應二年癸巳十二月十五日、御家老中より御取次伊東仁右衛門方を以、久加御家老致吳國方・宗旨改方御咎之由申出置候、此節嶋津筑前久頼自江戸下向付而、光久公 上意候、久加病氣之儀候間、御家老役被成御免候、緩々与養生可仕候、吳國方・宗旨改方之儀者被仰付方有之候間、領掌迄ハ相勤可罷居之旨奉焉、同十四日、吳國方嶋津圖書久通、宗旨改方新納又左衛門久了・町田源左衛門久昌へ、御取次鎌田左京政喬ニ而被仰渡候由、久昌ハ在江戸、於彼地被承之由也、嶋津帯刀久元一代記、寛文十年庚戌十二月廿九日、御兵具方可承旨被 仰付、延宝三年九月三日、御兵具方差引町田勘解由殿へ被仰付候、天和二戌十月七日、御

70の5

兵具所方差引可仕旨被仰出候、

右やう久加の世別記に見得たり、然あるに小畑勘兵衛景憲甲州武田信玄の兵法を世に倡ひ、我藩にも新納又左衛門久了など、(島津義弘)松齡公の御軍法學入へき書籍もなければとて、景憲を師として悉く其法を傳受し、寛文三年卯癸二月廿五日、景憲九十二歳にて江戸に没せられし

後、其高第なる勢州桑名の杉山八藏公憲(初めの名ハ吉憲、父ハ八藏憲政と云、或ハ盛政ともいへり、年七十八にて景憲より先、寛文元年五月三日卒、法号法受院蓮心日監也)を師友とし、また愈研究して、猶此奥儀を傳受せり、遂に公憲軍學

傳統の三世を久了に免許し、無悔道の三字を與へて、其事を證せしむ、景憲の法号倍曹軒無角道牛居士といへるに因てなり、是によりて門人益多く、大に此兵學を我西藩に鬪きて、肝付主殿久兼老号活堂などをはしめ、伊東十郎右衛門祐種老号一空・平田民部左衛門宗弘老号可竹等の類、尤その傑然たるものなり、元禄七年、久了物故の後は、活堂能く其法に練達し、一空はこれを活堂より傳受し、可竹はこれを一空より傳受

せしとなん、然あるに活堂も、宝永六年二月八日、六十九歳にて卒し給へれハ、此流儀本藩にて連續せざる事とも、可竹等と切磋し、猶その精からざる事あるとて、其年一空官暇を得て、勢州桑名に往き、杉山八藏に就て奥儀を研究し、皈て府城に召され、御紋服及び

白銀廿枚を褒賞せられ、同七年四月廿三日、大磯設て英覽に備へ、且可竹と俱々軍陳の奥義を説きて恩を謝す、又其頃活堂の子肝付主殿兼柄も父の業を継きて家

聲を墜さず、後には山鹿流をも學ハれしとぞ、家世くく整られ、(島津吉貴)淨國公の時、御家老にて異國方の事に

預參せられしに、正徳二年壬辰七月十七日、白帆の異國船壹艘我か西鄙に入て、串木野の洋中にその碇を卸さんとす、邑人すなハち檝を飛ハして急を本府に告ぐ、然るに同十九日、兼柄府城に在てこれを聞、其夜直に出馬して家に還らず、道ち家臣等に命して、平日整へおかれし所の備を早速繰出して、追つき隨ハしめ、其身ハ府城よりすぐに串木野に赴き、時尅を移さ

ず驛を兼て駈着られしに、異國船ははや楊帆し去れるとて、同二十日、串木野を發し、其夜鷄明府宅に回れると也、世の人これを聞て、咸その豫しめ不慮に備へおかるの蔽にして、斯る急變に臨んで速に發向し、いさゝかもふためかざる事をハ感賞せぬハなかりしとかや、左ありて、此年の十二月六日、平田可竹より

淨國公に言上しけるは、今世軍學を嗜むものありといへとも、平日善く軍陳の備を定め置れずしてハ、御備を急に押出し候賦俄にハ成がたけれハ、必ず自然の變に御手當し給べかし、就てハ伊東祐種甲州流の方圓の陣取てふ秘訣の圖を杉山八藏より傳受し居て、松平越中侯の備も、平日此陣圖に因て賦おかるよしなれば、寫して英覽に備んと申上たりけれハ、公悅給ふ、よて事を祐種に告て、繪師に命し、磯館にて寫させ、文字は田中諸右エ門清方をして書寫さしめ、同月十六日、可竹方圓の陣取圖を持って府城に造り、公の英覽に備て、一二の手勝負、二の勝疊候事トモを説き、且

(島津義弘)
惟新公の御軍法を書記せしものあれハ、他州の軍法入

ざる事なれとも、左様の物なきゆへ、新納久了も甲州流を稽古せしと語おける事共申上げるとなり、さありて享保三年戊戌三月十七日、兼柄も五十四歳にて卒せられ、御城代島津將監久當の異國方を聞せらる頃に及んで、軍政は兼て整へおかれずしてハ成かたきとの御吟味にや、同五年庚子のとし、異國船の御手當またハ唐船追拂共の賦などさせられ、且その人衆の増減も兼てよく整へおかせ給ハむとの事に成立けれど、時いまださやうの職任も誰と定めもなかりしに、其年の三月廿一日、久當より御用人高橋七郎右衛門種房をして、御目附糺明奉行兼役上原伊左衛門尚令植村氏自記ハ十郎左衛門とあり、田中氏日記には上の如し、是は初名八十郎、伊左衛門、後藤兵衛、十郎兵衛、十郎左衛門と度々更めたる人のようにて、日記には時の名を記す也。御勘定方小頭田中諸右衛門清方に命し、各その本職をもて篤と諸の官籍を校へて是事に御用係たらしむ、是よりまへ清方は、縣官より封内にて他邦より見當になる高山を撰らび申出よ、との令ありて、其しらべ方の御用にも係おかれ、いまだ其事おへざれば、同年四月四日までハ御勘定所に勤め、翌五日より尚令と俱に異

國座の二階にしらべ座てふを取構へ、諸の古き御備賦書をバ、四元庄藏もて両士に授られ、賦方に取つかれしとなん、

元來此田中・上原の軍學も其源を尋れハ、初めは皆久了高弟伊東一空等の門に従學し、是より以前上原尚令は江戸にゆき、寶永八年辛卯二月、小幡孫次右衛門憲行か門人と為りて、遂にその蘊奥を傳へけるとなん、そもく憲行本姓は菅沼氏、小字を介十郎といふ、年十三にして小幡景憲に養育せられ、竟に景憲の家兄小幡又兵衛在直か後嗣と為りて、小幡氏を冒し、又景憲の吹擧にて水野隼人正に筮仕し、祿三百石を食ミ居けれども、後は仕を致し、處士をもて江戸の下谷に寓居し、尚令もその時に從ひ學べるとなり、又田中清方も、是より先正徳四年甲午江戸へゆき、其年九月、右の憲行か門人蟻川淺右衛門長富の門に學んで、翌五年乙未の季夏に至り悉くその秘訣を傳へられ、皆當時 府下におひて有名の士なりとぞ、夫長富も本と水野家の士にて、憲行に就きて此奥儀を傳受し、後ち憲行と共に

水野氏を去り、處士もて江戸に寓居し、清方にも傳授せしと也、斯て是年享保五年の十月、(島津維憲)有邦公なほ世子にておハせし時、御暇賜ハらせられ、十一月五日江戸を

立せ給ひ、翌六年辛丑正月五日、御年二十一にて始めて 本府御下屋鋪に入らせ給ふ、さありて同二月九日 公族兵庫久住の第に光臨ましくける時、伊東祐

種即此を召て親しく甲州流の軍学を聴かせられ、且元

龜中(島津維弘) 松齡公木崎原の御一戦をも説き聞かせられ、い

とおほん旨に協ハせられしと也、尤久了・活堂は是より

先きに物故し、可竹も既に隱棲の後也、斯く軍学を御

崇信のおりなれハ、尚令・清方もますく思を覃し精

を研きて御旗本組人數並道具・兵糧・人足・小荷駄あ

るハ、御旗本組人數賦帳などいふを始にして、外城諸郷

にてハそれく惣人跡を舉てこれを三分し、三分二と

三分一とを割て一郷くつゝ、それくも委しく何も

漏めのなきやう、凡そ九十餘外城の人數賦を書たて、

或は時の公族久住の私邑加治木、あるは御家老島津内

膳久兵の私邑黒木、其外私領なども賦たて、また薩陽

日三州總計する所の人数並道具・陣小屋・兵糧惣總帳まで、御旗本以下彼れ此合せ貳拾余冊許編撰しけるとなり、然にまた其頃島津中務久貫后に主殿も御家老にて、是は甲州別傳流の軍學とて、山本勘助より馬場美濃守・早川彌三左衛門・小畑勘兵衛と次第に傳受して、勘兵衛より松山八郎左衛門に傳へ、松山よりまたこれを服部善兵衛に傳へ、服部よりこれを赤上勘左衛門に傳へ、赤神ハ尾張浪人にて江戸に寓居しけるに、本藩の園田與藤次成從學して、其奥を傳受し還るを久貫は崇信せし人にて、此頃よりの事にや、久了以来伊東一空などの流派を甲州古流と唱へ、成芳の一派をバ新流と唱へ、稍亦た風靡しけるおりにて、上原・田中などが賦かたハ、委きに過て埒明すなど、色々世評もおこりけると也、然あるに伊東祐種ハ同十年二月より上書して復た許をうけ、府宅を出て他邦の古戰場を遊覽し、甲州は勿論関東・大和・長崎等を行脚し還り、同十一年七月九日平田余私可竹府城に造り、二階堂五郎太夫に就て有邦公の起居を候ふ、公召見て酒を飲

ましめ、射術且軍法を説かしめ給ふ、可竹對ていへらく、射をまねふに、皆人中る術を習て中ることを志せとも、能く中るハ鮮し、軍も人皆勝道を稽古して勝んと働ても勝れぬもの也、合戦は只 御太將の御一心によるものにて、御太將さへ能くまし／＼せば御勝利疑なし、島津彌久泰清公常に御慈悲深ふして、至て御柔和の御太將なりしが、或時江戸大火にて、芝邸より櫻田邸に避給ふ、前駟より、御道先ふさがりて通りがたけれハ、高輪邸に向はせ給へかすと伺上けるを聞召し、何ならぬと云事かあるへきと 御意ありて、御輿の戸をはた／＼と打給へるに、誰れ言ともなくゑひとう／＼と声を揚る程こそあれ、忽一筋衝き通り、何の事なく上邸に入らせ給ふと承及べり、士卒の心只一つに成て揃へハ軍ハ勝利見へれば、御太將の御心一つに究りたる事を申上られけれハ、時き公は御ねふと御出来御床に居給ひけれとも、一間計御ゑざり出て、聴せられ、即町田八左衛門俊昌をして白地細上布二端を賞賜せられしとなり、

此時二老申上られし赴へ、詳に聞ことを得ず、但し可竹の申上られし趣意は、其節 御前に詰居たる御小姓なりし石黒氏の直咄を、可竹三男富満十之進てふ人の次男田中市助守命の老後に自筆記おかれしを見當れり、左の如し、

有時 隅州様より軍学相傳居候儀被為聞召、咄御聞被成度御望ニ付、俗之内者成る程左様之事も心掛申候得共、道心を起し、武道之儀者取止申候故、最早御断ニ奉存候旨、達而申上候得共、御聞入なく、是非御聞可被遊御意候ニ付、無是悲罷出候由、石黒戸後左衛門殿其節者御小姓ニ而 御前詰之由、直ニ戸後左衛門殿より承候、最初御咄申上候者、専(島津綱久)泰清院様御身之上御仁性之由段、有之次第申上、大將たる人者外ニ無之、彼方之様成 仁君ニ無之候而者、勢は難破、すは鋒先を争ふ時に至而は、一番二番と備を繰かへ討様之事ニ而者不相濟、直ニ後備は味方の勢を踏つづし進ミ出るにあらざれば、先をと、

る事不能と、其時ハ已ニ其氣分ニ成り 延上り、直に袈裟も挽ちぎり投られ候由、甚勇敷事之由、戸後左衛門殿田之浦居住之節咄承居候、其前東元達老よりも大概者承居候、中ノ相止ざる氣情と相見得候、右やうに見得たり、又市来宗兵衛政胤か覚書ニハ如左、

繼豊公、可竹翁(平田宗弘) 御前 召され、軍學の義を御咄可仕旨 御意被遊候、其時可竹 泰清院様の御咄被申上候、
綱久公ハ御慈悲ニ被遊御座萬人なつき上奉り候由、軍学と申物ハ右之通にて御座候由被申上、別にハ何も不被申上候由見ゆ、季安おもふ、國君の仁徳に萬人心を揃へて懐てより尊き軍學も儒道も佛道も外にあるべからず、(島津忠良) 日新公の御詠に、心こそ軍する身の命なれ、そろゆれはいき、揃ハねハしす、勝も負も大將の心ひとつの手をはなれん御事なれハ、僅の

酒にても川上に傾けて衆と共に流を味ひ飲みましむる程に、只情あれ、君か言の葉を詠しおかれしも、萬人の心を揃へて一致せしむるの聖論ならん、伊勢貞昌の申上られし状にも諸人の心揃不申候て、ハ危ク候間、諸人心持を平生よく聞召、令心揃候て、御法度などに隨やう連く被成置事肝要の趣 寛永十六年八月也卷之十九にのすこそ見得たり、皆可竹の申上られし通、泰清公のやう萬人兼て御仁徳に懐き奉り、一統こころ揃ひをらねば、中く堅陣に臨んで士卒皆勇を奮ひ、敵の鋒を破る事へ成がたからん、然あれバ、可竹の申上らる趣も、貞昌の旨に適ひ、貞昌の旨ハ、日新公の御詠に適ひ、公の御詠ハ古の道に適ふて、本藩軍學におひて此御返答第一義なるべし、讀むもの玩味して、徒に讀すくべからざる事也、

斯て同年十月十日、可竹を府城に召され、島津將監久當口自命していへらく、公好て軍書を讀給へとも、軍法いまた學び給へぬにより、可竹に大星・押太鼓までも傳受し給へんとの仰こと申渡されしに、(伊東祐種)一空こそ

杉山直傳なれハ一空に傳受し給へかすと謙讓して、唐船駈付の事、其外さまくの兵談を申上、同年十一月廿一日一空・可竹府城に至り、一空より押太鼓御傳受、此日山沢十太夫を以て唐船駈付の賦、一空にも可被仰付よし可竹に議せしむ、同二十三日、一空・可竹登城、一空より大星御相傳、御手自御陣扇を賞し給ふ、十二月朔日、島津將監・伊集院藏人・平岡内匠、皆一空に入門、同六日、可竹・木村四郎左衛門に就て、宮原五兵衛・新納弥兵衛も唐船駈付の賦方に被仰付度、一空より申上候旨、將監老へ被仰上可給との事を言上せり、十一月十六日その頃の事にや、可竹・一空をも召て、古流の意味も聞給ひけれハ、係りの國老久當より申上、さやうにもあるならしとおぼゆれとも、可竹・一空が説を承れハ、是もまた格別におぼへはべる、私は至て軍法に短けれども、一叟が申上旨至れることおぼへ侍れバ、方に今上原・田中に異國方の御手當を命じおかれたれとも、可竹と一空とに其主取を命ぜられ、可竹ハ寛文五年乙巳に生る、一空は同八年戊申十二月の生れにて、可竹よ外に宮原五兵衛景儔・新納彌兵衛時方り四歳の年少也、

后枕流翁とも相副られ、俱共に相動よとの仰あれがしいふ此なりとも相副られ、俱共に相動よとの仰あれがしと久當申上られしとなり、さありて 公もげにもと、其通にそれく仰付られしとて、いづれも一空の宅に、可竹をはじめ上原・田中など命を承し輩集會して、互に吟味ありしとなん、時一空よりはさてをのくいか賦おけると、前にいへるやう貳拾余冊許の次第をや申されけん、一空などそれハ餘り瑣細に過ぎたるなど、こもく互ひに言ひ争て穿議むつかしく成立けれハ、可竹のいへらく、偕一空我等まづ存寄あり、兼々軍法は一致すといふを第一の眼目に、をのく皆能知りて、動もすれハ皆言ことなり、さあるに此位の事さへ最はや面く我が意地を立て、互に争ふ婿にて、一致せねハ必ず大節の期に臨んで如何成就し手筈に合ふべきや、先づ互にをのれくが私をすて、熟談を致し相動ること簡要ならめと申されけれハ、一坐皆尤と信服し、それより善く相談も調ひ、遂に一空など主取にて、又別に賦られ、同十二年正月十二日、一空・

70の7

可竹登城、備疊 御覽、同廿九日、御備一件可竹・清方・尚令宅ニ談合、同正月十四日、可竹及米良藤右衛門・木村四郎左衛門、將監老宅にて御備の談合、同十八日、一空・可竹・米良・木村・田中・上原、將監殿に會して、陣取繪圖を覽に備ふ、同十三年戊申正月十四日、一空・可竹・尚令・清方、二丸御茶屋に造りて、御備の図を英覽に備ふ、五月十七日、可竹・一空登城、御備図御覽、將監久當・中務久貫・藏人久矩・内匠之品等列侍、千騎・五百騎・三百騎の三備次第に呈上す、十八日、中務老備の図及び陣屋の圖御覽、詳に左に載る古日記にあり、

古日記抜書、宝永七年庚寅四月廿三日晴

一伊東十郎右衛門殿事、去冬御暇被下、勢州桑名松平越(左衛門)

中守様、河内松山八藏殿江甲州流軍法稽古差越成就いたし罷成候、為御褒美於御屋形此内御紋付御衣一・銀二十枚比志嶋隼人殿御取次ニ而拜領ニ而候、右之御礼ニ何ぞ進上仕度旨、隼人殿頼存被奉願候処ニ、今日於

大磯御膳可被 召上旨、昨日被仰出候付、十郎右衛門殿参上、御膳相濟、御座ニ而五十騎一備押并備立被遊御覽候、拙僧茂御前江相詰申候故、甲州合戦之極意共御咄申上候、十郎右衛門殿より肝要之義共可被申上旨申候而、御直ニ御咄被申上候、比志嶋早人殿・長瀬萬阿弥老、其外御近習之面々被相詰候、能時節と存申候故、今日十郎右衛門拙僧より申上候義者、極意之儀共ニ候得者、御側之衆の口外ハ仕被申間敷候間、委細申上候旨言上仕候、此備立 御覽之事、昨夜隼人殿へ中村喜阿弥老ニ而、何ぞ御慰茂無御座候間、御覽被遊候ハ、御座之内ニ而相調申事ニ御座候由申遣候へハ、則被達 貴聞候へハ御覽可被成旨被 仰出候間、人形取寄可申旨隼人殿・与力宮内権兵衛殿ニ而承知仕候而、十郎右衛門殿へも其旨申遣候而相調申候、

同年六月五日

一今晚又何ぞ御穿鑿ニ可罷成義可申上旨、山澤十太夫殿御取次ニ而被仰出候ニ付、段々申上候内、高天神之城引取之時、横田甚五郎殿物見之事、又 頼朝公鶴か岡

ニ而静と舞たまふ義共申上候、此ニケ尤之義ニ被思召上候旨 御意ニ而候、七ツ時分御暇仕候、

同六月八日

一今日者、名越朝右衛門殿大磯江被召候間、申合御工夫ニ成候義可申上旨、奉承知候ニ付、申談段々申上候、御前よりも被仰出、右御穿鑿ニ而相終、

同九日

一山沢十太夫殿ニ而、信玄公信虎公御追出之義并大坂御城ニ而小幡勘兵衛殿誓紙之働之儀御尋故、委細申上候得者被聞召上、初而委被為聞、尤之義と御意ニ而候、御家勝久公を御追出之義迄引候て申上候事、

同七月五日晴暮時分小雨

一今日七ツ時分御前へ被召出候、名越朝右衛門殿其外被詰居候、御仰ニ而木村探見江繪被仰付、木村玄達江被仰付、右之繪にことハリ書を書仕候間、御よませ被成候間、承可申旨御意ニ而候、繪三枚被仰付候内一枚ハ、出家ニ而儒者と組合、出家ハ珠数を以儒者の面を打、儒者ハ出家を大学ト銘書有之、本ニ而打候繪ニ而候、

是ハ己か我を立、我氣ニ入たる人なれハ、たとへ悪事を仕候而茂よきとほめ、我心に不合人ハ何と能事候而茂悪しきと誹り申候、如此の心を御いましめの繪にて候、一枚ハ、山に雪降つもり候所を、出家の内ニハ火鉢に火をおこし、ゑんに素襖・烏帽子(素)の男かた肌ぬぎたるか腰をかけ、扇をつかひ候繪にて候、是ハ陰中の陽、陽中の陰ニ而候、たとへハあしき者にも、一所よき事有之候、是陰中の陽ニ而候、又よき人も一所あしき事有之候、是陽中之陰ニ而候得者、皆共に用に立ぬ人ハなく候、それ〳〵に不用してハ不叶事との思召ニて候、一方におち入候事ひが事ニ候、被召仕候人〳〵にひいきニて物毎仕るなどの思召ニ而候、一枚ハ、関所の番所に番人無之所を畫き、老人・盛成人・少人、此三人関所と云分別もなくうか〳〵として通る、是は一生ものに氣の付ぬ人にて、老盛若如此、然共悪ハなく候、其次に又老盛若の三人、是ハ関所と云事能知て、聊ルニハとをらぬ筈と辨へぬれとも、番人居らぬほととをれとて、其内の老人番所を指して通る、是ハ悪

智恵にて、欺きて如此、此心老盛若共ニ有、其次に又同三人、是ハ番人なれとも関所なれハ何れ番人来てよりことハりて通るへくとて、控へてゐる所を繪書候、是ハ萬事慎ミ正道なり、老盛若共に此心あり、右之繪の上に理り書、玄達江被仰付候、地取御よませ候を承申候、其上にも思召有之、夜中御直し被遊、清書玄達・探元へ被仰付候、右繪ハ額三枚ニ被仰付、御近習番所ニ御掛させ被成筈之、思召ニ而候、若輩者又は不文字之人ニ輕き事ニ而道理を心得候様ニとの御恵ニて候、段々御咄奉承知、乍憚御心入奉感候者にて、伊勢兵部分別ニ而(御學志)日新公之伊呂波御詠歌之内三首書付、額ニ仕、御家老座に掛被置候、先年御屋形焼失之時より無之候旨御咄申上候得者、それハいつれの歌ニて候哉と 御意候故、

科有て人を切ともかろくすないかすかたなまたよひとつなり

私を捨て君にしむかハねはうらみもおこり述懐もあり

むかしより道ならずしておこる身の天のせめにしあ
 へさるはなし

此三首の由承候旨申上候、ケ様に御心を被付、萬一御
 物おしへの仰出も及度々候へとも、心掛なくうか／＼
 とくらし候事、誠に形ちハ人に似て、心は猿か定にて
 候、可恥之至可悪なり、

右通宝永七亥七月平田可竹(余私)より浄國公江被申上趣相見

得、自其被 思召出候哉、御糺方被為在候得共、元禄
 九年御城御回禄已後拾六ヶ年之間、何れ之御詠歌共不
 相知之由、左之通、

正徳元卯十一月廿六日

(島津忠良)

日新公伊呂波歌之内五首、板ニ書、御家老座正面床被
 掛之、是 前御代より被掛置候といへとも、先年御回
 禄以後無之候ニ付、再古来之通此及沙汰、

いにしへの道を聞ても唱てもわかおこなひにせずは甲
 斐なし

科ありて人をきるとも軽くすないかす刀もたゞ一ツな
 り

小車の我かあく業にひかれてやつとむる道をうしとミ
 るらむ

もろ／＼の国やところの政道は人にまつよくおしへな
 らはせ

善にうつりあやまれるをは改よ義不義はむまれつかぬ
 物なり

右之五首、御回録(録)以前ニ被記置候御詠歌、いつれの御
 詠歌と慥成書面等者無之候得共、古老之覚を以、右之
 五首被書載也、

本文御家老座正面床落掛之上ニ 日新公伊呂波歌を

板ニ書、御回録以前ニ茂被掛置候処、其以後無之付、

正徳元年卯十一月廿六日、再古来之通被相掛候、

前御代より被掛置候者、何れ之御詠歌□□慥成書面
 等者無之、右古老之覚を以、五首被書載候段萬代記

之内ニ相見得候、右御詠歌御回録以前初而御(掛カ)板ニ
 相成候者、何年簡ニ而可有之哉、當座江相知居候ハ

、可申出旨被仰渡候、依之旧記等段々相糺申候得共、
一切見當り不申候、此段申上候、以上、
御記録奉行
平田貞太郎
文化三年丙寅
六月十二日
御記録方添役
得能正助

篠原善助

碓山八郎右衛門

御記録方見習

三原次郎四郎

70の10
右通先調にミゆれども、季安など古御文書調に左の通見
出せり、然あれば寛永十二年乙亥十月、此の事ならん、

文王問太公曰、君務擧賢、而不能獲其功、世
亂愈甚、以致危亡者何也、太公曰、擧賢而不用、
是有擧賢之名、而無用賢之實也、文王曰、其失
安在、太公曰、其失在君好用世俗之所譽、而不
得其賢也、文王曰、如何、太公曰、君以世俗之所
譽者為賢、以世俗之所毀者為不肖、則多黨者
進、少黨者退、若、是則群邪比周、而蔽賢、忠臣死

於無罪、姦臣以虛譽取爵位、是以世亂愈甚、則
國不免於危亡、文王曰、譽賢奈何、太公曰、將相
分職、而各以官名擧人、按名督實、選才考能、
令下是當其名、名當其實、則得擧賢之道也、
文王問太公曰、願聞為國之大務、欲使主尊人安、為之
奈何、太公曰、愛民而已、文王曰、愛民奈何、太公曰、
利而勿害、成而勿敗、生而勿殺、予而勿奪、樂而勿苦、
喜而勿怒、文王曰、敢請釋其故、太公曰、民不失務、
則利之、農不失時、則成之、省刑罰、則生之、薄賦斂、
則予之、儉宮室臺榭、則樂之、吏清不苛擾、則喜之、
民失其務、則害之、農失其時、則敗之、無罪而罰、則
殺之、重賦斂、則奪之、多營宮室臺榭以疲民力、則苦
之、吏濁苛擾、則怒之、故善為國者、馭民如父母之愛
子、如兄之愛弟、見其饑寒、則為之憂、見其勞苦、則
為之悲、賞罰如加於身、賦斂如取於己、此愛民之道也、
文王問太公曰、賞所以存勸、罰所以示懲、吾欲賞一以
勸百、罰一以懲衆、為之奈何、太公曰、凡用賞者貴信、
用罰者貴必、賞信罰必、於耳目之所聞見、則所不聞見

者、莫不陰化矣、夫誠暢於天地、通於神明、而況於人乎、

一 御為によき儀申候人者、國老衆之氣に入候、然共存 御為を申候人者、國老衆之間悪敷成候之事、

一 萬事ニ付、國老衆之上にて御座候共、悪敷御座候者、御為に悪敷儀と存つゝ有様を申候へハ、氣に入推参ものに罷成候事、

一 諸臣下共、御為に成儀者不申候て、老中衆之前にてハ機嫌を取、色々ニへつらひ、氣に入事計仕候、ケ様に仕候之事を、老中衆真と被存候て被罷居候、何共殘多儀にて候、誠ニ御國廣遠ニ御座候間、細なる儀を奉行ニ被申付候て、老中衆者宜擇善惡人之沙汰、而取誠信去詐偽、御奉公精を入人弥々可致出来候、近年以來、不弁善惡故、人心不均のミ、以邪人為賢、以賢人為邪、務慾舍義、専私忘忠、如此候者、御國之臣下共皆悪敷成、君臣之道御座有間鋪与存候、

一 萬事ニ付、老中衆不被存事計御座候之間、左様之事を茂物奉行として被罷居候へ共、御為に成儀者不被申候

事、

一 老中衆・与力共、萬端可心得事多御座候へ共、左様ニ無之候与力之者共ニ悪敷儀有之候得共、老中衆之者共にて候間、さしより悪敷義と申人無之候、

一 老中衆、御奉公ニ精を入もの、或者悪敷もの、同前ニ被存候之間、誠精を入者も左様ニ無御座候之事、

日新様之伊呂波歌

いにしへの道を聞てもとなへてもわかおこなひにせず
は甲斐なし

似たるこそ友としよければはらはわれにます人おと
なしき人

よきあしき人のうへにて身をみかけ友はかゝみとなる
物そかし

そしるにもふたつあるへしおほかたは主人のためにな
る物としれ

おもほえずちかふ物なり身のうへのよくをはなれて義
を守れ人

ひとり身をあはれと思へ物ことに民にはゆるすこゝろ

7101

「季安補」

あるへし
善にうつりあやまれるをハあらためよ義不義ハむまれ
つかぬもの也
すこしきをたれり共しれみちぬれ八月もほとなきいさ
よひの空

寛永十二年十月九日

(本文書ハ「旧記雑録後編五」八六八号文書ト同文ナリ)

聖語に上天の言葉、音なく臭もなしとハ、かたよらす
かたよらさる中の頃をいへり、されハ少し智有人も智
なき人もかたよりにて、己が身に迷ひ、ミつからする事
の悪しき事を知らすよしとのミおもひ、必ず人の上を
さま／＼にそしる也、人もとより聖人ならねハ能事の
みあらんや、智者の一失とて智慧あるものにも、一つ
二つのしつあるものごと、むかしよりいひ傳へし、ま
してよの常の人能事のあらんや、しかれとも人の為に
悪をせず、いはす、偽なく奉公を第一に心懸、差當た

る事を勤るを尋常の人の道を勤るといふ、惣して人能
事あれハ、又あしき事有ものごと思ひて、ひとつの悪
き所をもつて、其人を不可捨、是聖人の黷たらさる
とハ遙に異なれとも、中を行ひ、ひとはしにて外の事
にあらす、みれおのか本姓に備ふる所の道也、たま／＼
学文をしても道至らざる人は、我道一つ貴おもひ、
儒道ハ佛道を異端と云、外曲とあらそひ、互にあた敵
の如くにそしりあへり、如斯片よるハ、ミなをのれか
する所至らざる所より起る、道にいたる人なとか争ひ
をなさん、道ハ二つなし、身に行ひ、心に修し、忠孝
を先立、誠を以世をわたる事、自他の差別あらんや、
近く醋吸上人を以見つへし、能至れる時は皆以馴しと
なり、四の時廻りて、春あたゝかに、夏あつく、秋す
ゝしく、冬さむし、是天道の常、四季の順也、古へよ
り今に至迄おはる事なし、されとも冬の雪の日にも遠
く足をはこひ歸りぬれハ、一身あせをなかし、寒氣の
うちにも扇子を用ひ、あつきハ陰中のあつさをしのぐ
夏有、まつひやゝか成は陰なり、陽はつする故也、此

陽なくして陰ハかりにて寒ければ、およそ天下萬物かんに當て生し難し、此陽の徳によりて、寒の内にも一切のものこゝへ死せず、又夏の暑きに陽中の陰有て物みな枯すして生る、かたよらず、かた／＼よらず四節めぐりて萬物育す、かれを以喻をとるに、善の内にも悪有、悪の内にも善有、己かすきたる人にもあしきことあれとも、教奇好める心から皆よしとのミ思て悪事をしらす、にくしとおもふ人にも善事あれと、日比にくめる心より悪敷おもふ、是教奇好と悪との二つより出て、終に本心を失ふ、能身にかへりミて、心に尋てすきたる人の云事にもあくあらハ用す、悪と知りにくしとおもふ人にも能事あらはあけ用いて、褒美して捨す、善を善と撰て一かたにかたよらざるへきなり、一見れとも見す、聞共不聞とて聖人も戒め給ふ、朝夕聞事ミることにも教手本と成こと多けれとも、氣をつけず、心を留さる故、ミな噂に成て、一つとして己か物とならず、是関を通るものに假ふるに、関所とハかり見て氣を不付故、うか／＼として通り、後に難をしら

ざる者あり、されハ、人耳目にも関をすへ、善悪を改め、善は通してうちに入れ、悪はふせきて入ざるやうにすへけれ共、噂に見、うハさに聞て、是非をしらす終わるものこれなり、適又関所なれハ聊爾に通らしと思ひても、とむる人居されハ、通らぬ所と乍知かへつて番所の評議などして通るあり、これを悪をすて善をするものと知なからせず、おのか身の上は扱置、人の上をよしあしの沙汰し、口にいふて行ふことのならざる人これ也、是を欺とて今ハ番人を深く（難）ふこと也、又関と知て軽／＼敷居されハ、出るをまち、ことハりて通らんと控たるハ、道を知る人なり、唯そのこと／＼にすこしとても悪敷事はせず、智ある人に伺ひ、心を尋て、悪を捨善に移べし、是學ひたるといふ、老たるも盛なるも心に求め、身おこのふこと皆同し、近くいは、公の勤をする人、おのれか勤るといふに及はず、なへての事に心をつけ、一座の嘶やうの事にも、道理ある事ニハ氣を付て、平生何ことによらす心を留て、無油断勉めるは、身をたてもてなり、「まゝ」第一主人江の奉

公也、噂のミみるもの、關所に氣を付す、又關所と知りながら、番人いざると通るとおなし、如此いふといへとも理は盡さるものなれば、よく氣をつくへし、此上にも又理の長することあらん、

(本文書ハ「旧記雜錄追録二」二九八〇号文書トホボ同文ナリ)

右画圖讚辞者

吉貴公御仁惠之餘畫画被仰付、御近習之面々難有拜見被仰付、右畫賛被 召上可相捨之旨奉承知、寔以御仁愛之程を漸存當、且又後代迄之

御教訓候處、永可相捨儀偏歎敷奉存、岩切治房・原田經兵兩人相付、蒙願御免一冊故案を以令書画、誠 御仁惠之程難有御事不奉忘却、日々謹而拜誦而、實可奉守御教訓也、

寶永七年庚寅閏八月十二日

右御屏風裏書也と有之候得共、前文日記には額三枚ニ被仰付、御近習番所ニ御掛させ被成筈之 思召と相見得候、是亦為後考寫載置也、

(本文書ハ「旧記雜錄追録二」二九八一号文書トホボ同文ナリ)

正徳二年壬辰十一月

一二日、迫水可遊老・長瀬万阿弥老より御屋形江可罷出旨承候故、日入時分罷出候、御夜食進上御座候而、御そは切御食之御相伴仕候、此節江戸御仕合ニ付、嶋津帶刀殿御使ニ而江戸へ被仰上候御書付兩通拜見被仰付候、對 公方家御眞實之思召入帶刀殿江被仰聞候、御意之趣御思慮之程、乍憚人々及申事ニ而無之候、皆以眞實之御事計ニ候、御家を於天下香はしく申事、御家之御月滿ハ他家ニ違、眞之道ニ而御家御長久故ニ而候、たとへ御家御長久ニ而も道に違候ひてハ、其甲斐無之義与御意候、帶刀殿も御意被成承知、落着ニ而感涙をなかし打立被成候旨承候、ケ様之大事之御心入迄奉承知候事、冥加至極奉存候、名越右膳殿別而何かと被申上候、右ニ付 御思召入右膳殿も承知仕、落着之由承候、十一月七日、納殿江此内拜領物之御禮ニ罷出候、おさ

いと御出ニ付懸御目候、左候而 太守様御方江罷出候得者、御夜着御相伴被仰付候、〔食カ〕泊水可遊參上、

公方様御遺言之御書付之寫拜見被仰付候、御仕合能候故、弓法之義ニ御大將御存知不被遊候而不叶義共有之候故、御相傳被遊度申上候、可遊御前ニ被罷居候、

一同廿一日、八ツ前罷出候得者、萬阿弥ニ而昼御膳被召上候節、御相伴可仕旨御意ニ而、御相伴相勤申候、先夜弓法之義ニ付申上候義御座候、御傳受可被遊候、来春態与御精進ニ而御稽古可被遊候、此節御精進ニ而御座候間、此次手ニと拙僧より申上候得共、ケ様之義次手ハ将与被 思召上候旨 御意候、 公方様薨御ニ而無覺束時節故、出家ニ不成合義ニ候得共、 御心入ニ罷成可申義共、軍法之沙汰存寄候事共申上候、御夜食御相伴被仰付候、福崎伯耆・早川勾當被相詰候、

一十二月六日晴、四ツ半 御屋形江罷出云々、相良新平殿頼存ニ、彦九郎事伊太夫養子ニ被仰付、且又是心介抱迄被仰付難有奉存候旨、御礼申上候、則御前江被召出、御祝被遊候由ニ而、御酒被下候、萬阿弥茂御座江

被相詰候、可遊參上被申候、自然之事御座候節御備急

ニ難成、兼而存申候故言上仕候、只今軍学仕候者有之候得共、則御備を押し候積難成事ニ候、依之平生御

備定り無之候得者、不叶事ニ候、杉山八藏より伊東〔祐德〕十郎右衛門相傳仕候陣取之圖御座候、此圖甲州之方圓之陣取と申秘事ニ而御座候、松平越中守様御備右陣圖

ニ平生積付有之、則備相濟申事ニ候間、寫申候而

御前江指上可申哉と、段々御咄申上候得者、寫させ可指上旨御意候而、成程御機嫌能有之、八ツ時分御暇仕候、

一右ニ付、伊東十郎右衛門殿江申達、於磯御假屋繪師へ申付、陣図寫させ申候、内ニ書付者田中諸右衛門仕候、長瀬万阿弥江茂右図早々出来いたし候様ニと 御意有之候旨奉承知候、

一十二月十六日晴、方圓之陣取圖寫相濟候故、 御屋形江持參仕候、 御前江被 召出、備 御覽候、比志嶋隼人殿・名越右膳殿、 御前ニ而も能時節故、一二ノ手勝負二ノ勝々、ミ申候事御咄申上候、御家之軍法書

付タル物無之候故難成候ニ付、新納又左衛門申候者、
(論律義也)
惟新様御軍法書付有之候得者、他所之軍法入不申事ニ
候得共、左様之物無之故、甲州流ヲ又左衛門ニ茂稽古
仕申候分ケ委細申上候、御機嫌好被聞召上、御酒被下、
御暇仕候、

享保十一年丙午五月

一十二日云々、重而者 (論律義也) 日新公伊呂波之御詠歌難有御こ

とともニ候間、可申上与御約束申上候、於納殿二汁
三菜之御料理被下、御暇仕候、

一五月廿日云々、総州様茂被成御座候、先日者講釋申上
候と被 聞召上候、今日茂何ぞ可申上旨 御意ニ而候
故、いろは御詠歌之御咄可申上与御約束仕候ニ付、本
を持参仕候、是を可申上候哉と申候得者、可然との
御意ニ而候故、此御詠歌者 日新公儒佛之心を御明ら
め御詠し為被遊御事ニ候得者、私共申叶候事難成事ニ
奉存候得共、乍憚可申上候、又佛法事も次手ニあらく
可申上候とて、樓之上之御詠歌迄、色／＼の引こと仕
得と申上候、下手之長談義者如何ニ御座候付、是迄ニ

而召置可申上候得者、其さきを可申上旨 御意候
故、幸之事と存し、ほの字の御歌迄申上候、得与被
聞召上、静ニ又御咄共申上候得とて 御立被遊候、玄
蕃様・相良源大夫・鎌田平右衛門・竹之下辰斎、其外
女房衆聽聞ニ而候、

一六月朔日、磯御奥ニ而いろは歌への字よりふの字迄御
咄仕候、御さい飯御奥ニ而被下候、鎌田平右衛門殿・
伊地知左右衛門殿詰ニ而、御さい飯被給候、

一同八日、御奥江罷出候得者、 總州様被成御座候、
御前江辰斎相詰被申候、今日茂いろは歌の御咄可申上
旨 御意ニ而候故、楽も苦も之御歌よりての字の御歌
迄申上候、政之科ありて人をきるともかろくすなと申
御歌をも申上度と、兼て存候故申上候、又平の泰時、
明恵上人へ天下を治ることを尋給ひける時、其治やう
をおしへ給ふこと明恵記ニ見へ候事、あまり難有常ニ
存候故、此ことを得と御咄申上候、成程御心能被聞召、
御落着之御様子ニ而、何欵御不審共御座候ニ付御咄申
上候、兼而存る旨を不殘申上候而、私之大慶今日ニ御

座候、惟恵和尚・甫仙和尚佛法之事迄得与申上候、御感心之事共ニ候而、難有奉存候、於納殿玉泉院様御靈前之御下之由ニ而、二汁五菜御料理被下候、又奥へ可参旨承候故、罷出候得者、いろは歌木村林廣へ御写させ被成候由にて、於源殿御見せ被成、本へ御返し被下候故、私申上候者、不思議之御縁ニ而御参被成、御首尾能ケ様ニいろは歌など御聞可被成と能事ニ御心寄候得者、

總州様ニ茂被聞召上御事ニ罷成候、左候得者

下々茂よき人之御参候而、ケ様ニ(島津忠良)日新公の御心入を

茂御聞被遊候と褒め申候、若又あしきを御好候得者、

又上ニ茂あしき事の御縁に御ふれ被成候得者、下々よりあしき人の御参候得者、かやうにあしき事も被成候など々誇り上候、世に残る名を只おもふへしとの御詠歌御わずれなされて御肝要の御事とす々め上、御暇申候、

一六月九日、竹之下辰斎老・伊地知左右衛門殿江罷居候得者、見舞ニ而、昨日者段々被聞召上候而仕合ニ存候、其上殿様ニ茂能御合点被遊候御様子ニ而、御咄共被

遊候、甫仙和尚江先年恵燈院住職被仰付候時分、御断申上候而、其後丹波永澤寺ニ相直り候事とも、首尾不合之様ニ被聞召候可竹咄被聞召上候得者、中々よき寺など貪り申様成心入ニ而無御座候と、能御うつり被遊候と承、一入大悦仕候云々、

一同十四日、磯御奥江参候得者、浄光明寺参上候間、相伴可仕旨承知仕候、八ツ時分参上ニ而相伴仕申候、其以後可罷出由候ニ付、罷出、いろは歌あの子よりし(字まで)申上候而、御暇仕候、伊地知左右衛門殿、其外女中承被申候、木村林廣老へ一宿申候、

一七月九日、太守様此節御下向以後未御機嫌伺不申上候ニ付、時節を以参上申上度旨、木村四郎左衛門殿江頼置申候処ニ、今月十日より内ニ参上任可然旨申来候故、今日八ツ前罷出申候、四郎左衛門事病氣ニ付出勤無御座候、同役之衆へ得与達置被成候由、二階堂五郎太夫殿より承候故、直ニ五郎太夫殿へ頼存、御機嫌奉伺候旨申上候、御ねふと御出来被成御座候由、御床ニ被遊御座と承申候故、御暇可仕由申候得共、六日者拙

僧參上仕候事、昨日達 貴聞、御覽可被遊与之 御意
 ニ而御待被成御座候間、相扣可申旨承申候、追付
 御目見被仰付、御酒被下候、二階堂五郎大夫・河野八郎
 左衛門・山澤十大夫・町田八左衛門・迫水喜太夫・上
 原了雲、其外御小姓衆詰居被申候、私弓仕候時中能中
 りなどと与心事御咄可申上旨承候故、出来申候事計申上
 候得者、上手之様ニ御座候、不出来之義ハ幾度と申事
 不限事ニ御座候得共、先出来申候事を申上候、私十七
 歳之時、平田新平所へ新納久右衛門などの仕ニ參候時
 分、一寸之金の的を立、私江望申之由新平申候、外
 之射手者見物申候、兄矢ニ而真中仕申候、あまり能當
 り候間、弟矢ハ無用ニ仕候得と申候而、新平兄家村平
 八、其時者未平田ニ而御座候半与存申候、私弓矢を取
 候而仕申なと留申候、其時之私心持又可仕様ニ御座候
 故、兄矢をぬかせ申候而、是非共可仕之断仕候得者、
 是茂真中仕申候、又不出来を申上候者、私倉岡ハ御奉
 公ニ參候節、彼所ハ私祖父地頭所ニ而御座候故、祖父
 事存候者生残罷在候故、若キもの共弓稽古ニ番所へ毎

夜參候、ある日川船ニ而罷出候処ニ、川ニ鴨三ツ四ツ
 居申候、あれを仕候得と、若キもの共申候、私弓道具
 ニ而茂無御座、矢比もちかひ候故断申候得共、田舎者
 共故、是非共と申候ニ付仕候得者、矢下候てはつれ申
 候て、無面目事ともにて御座候旨申上候、軍学之義を
 茂御咄可申上旨承候故申上候者、弓茂人ノ稽古仕候
 時當るやうを習ひ、あたる様ニと存不在ものハ一人も
 なく候へとも當りかね申候、軍も勝事をならひ、可勝
 と存居候而茂勝れぬものニ而御座候、合戦者御大将之
 御心に御座候、御大将さへ能候へ者、御勝利ニ而候、
 泰清院様御事慈悲ニ被成御座、當分御柔和の御大将ニ
 而被成御座候、ある時江戸ニ而出火之時分、芝御屋敷
 より上御屋敷江御退被遊候砌、御先乗より、御道先ふ
 さかり通無御座候間、高輪御屋敷之様ニ御退被遊可然
 与申上候を被聞召、何ならぬと云事かあるべきと
 御意にて、御乗物之戸をはたノと被成御打候得者、
 蚤ひとノと申ほとこそあれ、一筋つき通り、何の
 ことなく上御屋敷江御入為被遊と承及申候、士卒之心

只一ツニなり候へ、軍ハ勝利と見得申候、御大将の御心一ツに究申候旨申上候、御床より一間計御ゑさりに被為出、御機嫌能被 聞召上候、町田八左衛門御取次ニ而、白地細上布ニ端拜領仕候、私相傳之軍法之分不殘御傳受申上候得与、山澤十太夫被申候、私之軍学者出家仕候故、始終連束不仕候、只肝要之事共少く、寛為申迄ニ御座候旨申候、彦九郎病氣ニ付心も静ニ有御座間敷候間、先御暇仕候へ、重而可被聞召由ニ而、御暇仕候、

一十月十日、一昨八日、山澤十太夫殿・木村四郎左衛門殿より封状参候、内々御用之儀御座候間、今日昼時分御本丸江可罷出由ニ付、罷出候得者、御近習番所ニ而、島津将監殿・伊集院藏人殿・平岡内匠殿御列座ニ而、将監殿御口上ニ而被 仰聞候者、太守様御事軍書等御覽被遊候事御数寄ニ而御座候得共、本法之軍法不被 聞召上候故、御合點参兼候事共御座候間、拙僧稽古仕罷在候一傳御稽古被遊度被 思召上候条、御請可申上旨被仰聞候、山沢十太夫・木村四郎左衛門へ委

細 御意之趣も御座候間、可奉承知由ニ而、右兩人指寄十太夫殿口上ニ而承候者、此節大星・押太鼓迄茂御傳受被遊度 思召之旨段々奉承知候、依之将監殿へ申上候者、拙僧事俗ニ而罷在候内軍学稽古仕候得共、新納又左衛門殿死去被成候以後、細かに相傳之方無御座候ニ付、連足仕稽古仕候事不罷成候、肝要之大星・押太鼓其外ニ茂秘傳之義共、肝付主殿入道・活道又左衛門殿より御相傳被成置候を、伊東一空(祐惣)江御相傳被成置候、右之傳を一空より拙僧事相傳仕申候、其後拙僧事出家仕、一向ケ様成義共取捨申候、一空事此軍学連足承仕事敷ケ敷存候ニ付、拙僧肝煎申候而、松平越中守様御内杉山八藏・小幡景憲正傳之人故、總州様御家督之内達 貴聞、勢州桑名江一空罷越候義蒙 御免、於桑名相傳仕罷下候、然共私事者出家仕候得者、兼而存不申事共相尋、埒明候事もしかと尋承不申候、殊大星・押太鼓之事ハ甲州流極意之儀、一天下無隱事ニ御座候、一空事八藏より直傳之儀ニ御座候得者、一空ニ御傳之義ハ被遊度御事と奉存候、別ニ御傳受被遊候方無御座候、

何様ニ茂肝要之義計ハ覺罷在候間可申上候得共、適一
空罷在候義ニ御座候間、御傳受被遊度奉存候旨、委細申
上候得者、則右之趣 太守様被達 貴聞候、 御前江
被召出 御目見仕候、將監殿・藏人殿・内匠・十太
夫・四郎左衛門、 御前御詰ニ而候、軍之咄何そ可申
上由ニ付、一實之備虚之事得与申上候、右ニ付而者、
小幡景憲宰人ニ而御座候得共、関ヶ原ニ而井伊兵部少
輔殿備を借り、備先へ七八間進出被罷居候を、備のな
みあしく候とて、殊の外しかり申候得共、并ハ能候と
て少もさがり不被申候、我か寄親と立并、又ハ兄或ハ
我より年増人を立并てハ、一三間茂先ニ進出しが并の
能と申ものニ候、古主信玄公之御家之格之由断被申候
故、始終人より先立御座候、宰人ニ而備を借り候茂如
此筈ニ候、實之備之至極之義、段々申上候、又并能候
而行儀能キ備之虚なる事共、細々申上候、將監殿を始
平生人々存候ニ、格別成事共驚入たる事と御挨拶被成
候、一御大将御心定之事、一保元之合戦に悪源太義平
清盛公の熊野詣之帰を可討と被仰候事、一平治合戦に

鎮西八郎為朝之夜討可仕与被仰候事、御咄申上候、一
唐船かけ付ニ付御咄申上候事、
一軍之末始以前鉄炮打間之事申上、御暇仕候、拙僧申上
候通、一空大星・押太鼓御傳受被遊善ニ被仰出候付、
拙僧より右之旨一空江可申達旨、十太夫を以被仰聞候、
御前より下り申候時分、内匠殿追付被仰候者、前書軍
法稽古之時分、軍之始る時分之事共別而無心元候処ニ、
今晚申上候趣ニ而落着被成候旨承候事、
一同十二日、伊東一空同道ニ而御本丸へ罷出、山澤十太夫
殿へ取合、一昨日大星・押太鼓御相傳可被遊旨被仰出
候ニ付、御受ニ一空召列罷出候通申上候、則將監殿被聞
召、藏人殿・内匠殿御三人梅之間へ御出被成、一空・
拙僧被召出御逢被成候、弥来る廿一日・廿三日吉日之ニ
而御座候間、廿一日ニ押太鼓、廿三日ニ大星御傳受可
被遊候哉と、右日取一空より十太夫殿へ被申上候、
太守様尾畔へ被成御座候事、
一同十九日、山澤十太夫殿より御用御座候間、可罷出由
ニ付罷出候得者、一空へ拜領之義承候事、且又將監

殿・藏人殿・内匠殿、一空所江十二月朔日・二日之間、青銅太刀ニ而御見舞可被成旨、山澤十太夫とのニ而、拙僧へ被仰聞候、軍法弟子ニ被為成候一首尾ニ付而之思召ニ而候事、

一十一月廿一日晴天、八ツ半時分、御本丸へ一空老同道ニ而罷出候得者、則常ニ被成御座候所ニ而、私事

御目見被仰付候、左候而七ツ過御ふくさ物麻御上下ニ而御座之間之上之間ニ御着座、嶋津將監殿・伊集院藏人殿・平岡内匠殿、遙末座ニ御詰、山澤十太夫・町田八左衛門・二階堂八太夫・米良藤右衛門・福山平太夫・河野八郎左衛門・木村四郎左衛門・尾上権介、其次ニ被相詰、一空・拙僧御側江罷出、押太鼓御相傳、畢而引下ル、左候而太鼓御望ニ而、急之太鼓一空打被申候、拙僧申上候者、時田合戦之時、山本勘介打被申候太鼓秘事ニ而御座候間、時田合戦之咄一空申上、此太鼓被聞召上候而者如何可有御座候哉と申上候へ者、則一空被召出、時田合戦之咄被聞召上、太鼓被仰付候、左候而山澤十太夫ニ而太鼓と少被聞召度旨 御意ニ而、序

之太鼓・破之太鼓打被申候、畢而信州川中嶋ニ而信玄公御心定能候故御勝利と御咄被申上候、御前を罷立候、今晩者御膳下御料理被下之旨、山澤十太夫殿より被申聞、御近習番所ニ而一空・拙僧二汁三菜之御料理被下候、御側御用人衆・御近習衆御取^(次之)ニ而御座候、十太夫殿より御用之由ニ而、御陣扇拜見仕候事、

一同日夜入、押太鼓之書付、ひらかなニ書申候而、拙僧より可指上旨、十太夫ニ而被仰付候、

一先年一空ニ被仰付、相調指上申候御具足ニ、御指物相付御座候を、嶋津中務殿より、此節御参勤ニ、右御指物御持せ被遊候事不入事御座候、御大將者御指物ニ不及事ニ御座候、御中途持人足茂費申候通被仰上候、此義如何存申候哉、

^(島津綱重)大玄院様以来御上下ニ茂御持せ被遊来候、達 貴聞候得者、前々之通御持せ可被成旨 御意ニ付、其旨中務殿へ申達、御指物茂御持せ之筈ニ罷成候間承候、是ニ付拙僧存ル旨者咄仕申候、後ニ一空ニ此段申聞せ候得者、古法有之事故、御指物茂ニ通仕、指上申候段承候間、

後日十太夫迄此事も申達置候、

一唐船見付之儀ニ付、十太夫殿より一空ニ可被仰付之由、拙僧へ御物語承知仕候事、

一同日御近習番所ニ而、太守様御意之由ニ而將監殿より被仰渡候者、從 總州様比志嶋隼人殿を以被仰進候者、先年可竹より弓法之傳受之内、軍中ニ而御大將御用被成肝要之義御座候間、御相傳申上ル筈ニ御約束被遊候得共、其後御事多御座候而、御相傳御延引被成候、此節 太守様御相傳被遊可然旨被 仰進候間、可竹へ御傳受可被遊候、ケ様之肝要之義共御相傳御座候様ニと、總州様より被仰進候義、太守様別而 御満悦被遊候由、將監殿ニ茂御大慶之旨、委曲被仰渡候ニ付、奉畏候、何時ニ而茂 御意次第御相傳可申上旨御請申上候、

一十一月廿三日半天、四ツ時過、私病後步行不被罷成候ニ付、駕籠被下、御屋形江罷出候、一空老茂參上ニ而候、九ツ時分、一昨日之通御座之間上之間ニ御ふくさもの麻御上下ニ而御出座、此内之通遙末座ニ將監殿并

兩御家老・御用人・御近習衆被相詰、皆一空弟子ニ被仰付、神文被仕衆ニ而御座候、其外ハ遠慮被仰付候、

一空・某兩人御前近く罷出、一空より大星御相傳被仕候、相濟引下り申候處ニ、一空と 御意御座候而、自然之事情時用之候得与而、御陣扇を御手自拜領被仕候、御座ニ伺公之面々此御働奉見、感涙ニ及申候、又 御前江一空被召出、御盃被下、御肴迄頂戴、一空盃 御前江被 召上、其時銀十枚之御目錄拜領被仰付候、其次に拙僧被 召出、御盃被下、御押へ迄被下、左候而私盃 御前江被召上候、其時河野八郎左衛門御取次ニ而銀子三百目拜領仕、左候而御近習衆座ニ而、一空与拙僧へ二汁五菜之御料理被下、御濃茶楊貼ニ被下候、夜入五ツ前、拙僧 御前被 召出、大星之事御尋ニ付委敷申上候、押太鼓之事茂御尋ニ付、十一ヶ条之内半分申上候而、御座を下り申候、四ツ前御暇申上候時分、又一空・拙僧 御目見仕候、其後將監殿・藏人殿・内匠殿・御用人衆・御近習衆、御取持ニ而御酒被下、退出仕候、

一十二月二日雨天、日置流射術之内秘傳軍中ニ而御用被成義、今日御傳受可被遊旨、被仰出置候而、四ッ前駕籠被下、御屋形江罷出、山澤十太夫殿へ參上仕候、首尾申上候、四ッ過ニ御座之間之上之間ニ御ふくさ物麻御上下ニ而御出座、將監殿・藏人殿、此内之通末座ニ御詰、其次ニ十太夫・藤右衛門・八郎左衛門・権六被相詰、御傳受相濟候而、則御手自狩野榮川筆之御掛物一幅拜領仕、引下り申候、右畫者絹地立物、杜丹(社)を加籠ニ生為申緑色繪ニ而御座候、先比 總州様御本丸被仰入候時分、表具被 仰付、御茶ニ御掛被成候御懸物之由、十太夫殿より承候、又 御前江被召出 御盃頂戴仕、御押へ迄被下、私被下候を、又 御前へ被召上候、於 御前町田八左衛門御取次ニ而紗綾二卷之御目錄拜領仕候、引下り御近習番所へ罷在候得者、又平生被成御座候御座へ被召出、押太鼓之事御尋故、申上候得者、今日ニ而惣様御落着被遊候 御意ニ而御座候、大星之義も 御意御座候故、圖仕持參申候ニ付、指上申候而、御近習番所へ罷在候得者、十太夫殿御取次ニ

而、又 御前へ被召出、御筆之繪あまた御見せ被遊候ニ付、十太夫へ私申候者、私親先祖共 御代々御心安被召仕候一筋を以、御代々之御筆頂き、私迄茂總州様御筆迄頂戴仕申候、恐多義奉存候得共、御序之時分被遊候を拜領仕度事□□旨申上候、左候而引下り申候処ニ被 召出候而、蘆馬之御筆一幅御手自拜領仕候、絹地横物ニ而御座候、則十太夫殿頼存御礼申上候、伊集院藏人殿も久敷御願ニ而御座候由ニて、梅に萑の御筆御拜領ニ而御座候、左候而御近習衆座ニ而二汁五菜之御料理被下、將監殿・藏人殿へも御膳下御料理御給、七ッ前御暇仕候云々、

一十二月六日、木村四郎左衛門殿へ參候而、宮原五兵衛殿・新納弥兵衛殿兩人唐船欠付御積方へ被仰付度旨、先夜將監殿へ御沙汰申上置候、五兵衛殿事ハ此内より將監殿へ茂左様被仰付度与思召寄候旨、御咄承申候間、弥其通被申付度旨、一空より申上候与、將監殿へ被仰上可被下旨頼存候事、

享保十二年乙未

一 正月十日、旧臘二日拜領之御筆之畫表具到来仕候付、

御齋切進上仕度旨、内々奉願置候処ニ、今日可被召上由ニ付、御屋形江罷出申候、木村四郎左衛門殿へ萬

事世話頼存候、先拙僧御前江罷出、御筆備御覽候、左候而御齋切被 召上候ニ付、四郎左衛門殿江相付罷出、

御挨拶申上候、将監殿・藏人殿・内匠殿・御近習之衆、不殘御齋切振舞申候、又 御前江被 召出、軍法之事

ニ付御咄共申上候、味方ヶ原勝頼公之二の見之働、且又小荷駄備を以、平手中務備へ掛戦候、信玄公微妙之

御働ニ而候事共申上候、又自然之事江戸なとにて出合申候時、御家中之面々江御意可有御座事、右ニ付

(島津忠良) 日新公御詠歌の、酒も水なかれも酒となるそかした、情あれ君かことの葉、此御心入とも細々申上候、四郎

左衛門・権六、又太星之事ニ而茂御心入ニ罷成候儀段々申上候、此義者 殿様計被成御座候而被聞召候、来

ル十二日可被出旨 御意御座候而、七ツ半時分 御下屋鋪へ罷出、御祈禱之御守札并昆布一折進

上仕候、則於播磨様御前江被召出、御吸物・御酒被下、

夜入五ツ時分御暇仕候、

一同十二日、一空老同道いたし、御屋形江罷出候、御座之間ニ而備覺候而被備 御覽候、川中嶋ニ而待味方之

備之事御咄一空より被申上、待味方之鶴翼之足輕立御覽ニ而候、且又雲之平ニ而、信玄公謙信公と對陣之

図并首實見之圖被遊御覽候、一同廿五日、一空老同道ニ而、八ツ時分より御暇乞ニ御

屋形江罷出候得者、御前被 召出、御手自御手拭但三尺御手拭三ツ拜領仕候、又一空被 召出、御たばこ入二ツ拜領、

御次ニ而御酒被下、御暇可仕旨御意ニ而、夜入五ツ時分御暇仕候、将監殿より御在江戸御留守ニ一空・可竹

折々參會可被成旨、米良藤右衛門殿を以被達 貴聞候得者、其通可仕由 御意候、此段者将監殿御心入御座

候而御伺被成置旨、御直ニ被仰聞候、木村四郎左衛門殿へ内々申達ル分ヶ共御座候、山澤十太夫殿江茂一所

ニ申入筈ニ候得共、磯江參上ニ付、四郎左衛門殿より御達被下様ニ頼存候、

一同廿七日、五ツ時分 太守様御參勤ニ付鹿兒嶋御発駕、

出水より小倉筋御通道ニ而候、一同廿八日、木村四郎左衛門殿平六所へ見舞ニ而、去ル廿五日之夜申達候事ニ付、將監殿より被仰付候趣、得与承知仕候、

一同廿九日、御備一卷ニ付、上原十郎左衛門殿へ參、田中諸右衛門殿申入あり、申談候事、一聞正月十四日磯江御機嫌伺ニ罷出候、御奥江茂罷出候、大口江拙僧參候様ニと伊地知左衛門殿より承候ニ付、相良源太夫殿・左衛門殿へ得与申達、御暇仕候、今日嶋津將監殿より御呼被成候ニ付參上仕候、米良藤右衛門殿・木村四郎左衛門殿へも參上ニ而、御備之義共拙僧存寄候事、委曲被聞召候、

一同十八日、嶋津將監殿江一空・拙僧被召寄候ニ付、米良藤右衛門殿・木村四郎左衛門殿・田中諸右衛門殿・上原十郎左衛門殿參上ニ而陣取繪圖共御覽被成候、

享保十三年戊申正月

一同十二日云々、夫より比志嶋隼人殿へ御礼ニ參候、新納又左衛門殿・松山八郎左衛門事御書被成候状写、此内御約束申候故進シ申候、其奥ニ小幡勘兵衛殿・杉山

八藏殿・村上彦次郎殿相付被罷居候書御座候を、次ニ而同前ニ進申候、是ハ子細有之、此程御咄共申置候事ニ御座候云々、

一正月十四日、八ツ後御本丸御近習番所へ罷出候得者、御料理被下、追付伊東一空・拙僧、木村四郎左衛門殿奏者ニ而、御目見被仰付、二之御丸御茶屋ニ而御備之圖將監殿・藏人殿・内匠殿御覽被成候、依之當流并新流之事ニ付相違之義共、無心置可申上旨被仰付候故、九ツ迄色々之書付、又咄共申上候、上原十郎左衛門・田中諸右衛門兩人へ御臺所御門より被召入候、八ツ過私共參上仕候、福山平太夫殿・町田八左衛門殿・二階堂八太夫殿・小笠原彦八殿・木村四郎左衛門殿・尾上権六殿、此人数被相詰、外ニ者足輕など一人茂不被召通、御近習衆自分ニ何か持かよひ被成候、十郎左衛門・諸右衛門江者御酒被下、御暇仕候、一空・某ハ御近習番所ニ而御吸物・御酒被下、伊地知千左衛門殿ニ而將監殿・藏人殿・内匠殿へ寒シ申候間、御酒しみて可被下旨□、夜九ツ半時、いづれも御暇、

一五月十七日、兼而被仰付候御備圖可被遊 御覽候間、可罷出旨承知仕候故、一空同前ニ御近習座へ參上仕候、御書院之脇へ兩人被召出、將監殿・藏人殿・内匠殿より被仰聞候者、今日圖面御覽ニ付、異國方被仰付置候得者、嶋津中務殿も 御前江御詰之筈ニ御座候間、則御前ニ備之義ニ付、何□仰懸候事□茂可有御座候得共□存し申候而、かもひ申間敷候、口論らしく曾申間敷旨被仰聞候、左候而明日者中務殿被仕置候備圖面御覽之筈候而、十九日ニ者罷出、中務殿被指上候圖、又被仰上候趣ニ付、存ル旨御座候ハ、少茂心底不殘一盃を可申上候、明晩者夜入候て罷出、中務殿被申上候義茂得与承知可仕候旨被仰聞候、一八ツ前、御座之間之上之御座江被召出、將監殿・中務殿・藏人殿・内匠殿御列座、町田八左衛門殿・川野八郎左衛門殿・福山平太夫殿・二階堂八太夫殿・木村四郎左衛門殿・尾上權六殿被相詰、先千騎之大図備御覽候、其次ニ五百騎之御備被遊御覽候、其節中務殿被仰候者、是者雜兵共ニ何程之人数ニ候哉与被仰候、一空被申候者、せし

にハしかと寛不申、帳面ニ書記置候与被申候、又被仰候者、此御備者萬石之知行ニあて候而之積ニ候哉与御尋候、一空被申候者、知行ニかもひなく仕候と被申候、其次ニ三百騎之御備備御覽候而、少引下り居申候得者、別而大儀之事仕苦勞仕候与、一空へ 御意御座候、其引次ニ可竹も苦勞仕候与御意ニ而御座候、左候而御備圖者 御前へ上置相下り申候、御先手・御前備・御脇備・御後備、一々一空より被申上候迄ニ、何之子細茂無御座候、今日者諏訪神六殿御膳進上ニ而、一空・私ニ茂料理被出、御酒なと被下、七ツ過御暇仕、一空之所江罷歸候、三崎平太殿・田中諸右衛門殿・新納弥兵衛殿・宮原五兵衛殿・和田久左衛門殿なと見舞ニ而御座候、
一 同十八日、今日中務殿備之圖并陣屋之図被備御覽候、一夜入一空老列立、御近習江罷出候得者、色々御遠慮被成候事共多候間、明日八ツ後兩人共ニ可罷出候、將監殿御暇被成候而御□候得者、今晚者不□思ニ□とて藏人殿・内匠殿御つれ立、五ツ過御退出、私共へ者

御酒被下、五ツ半御暇、町田八左衛門殿・木村四郎左衛門殿・川野八郎左衛門殿・福山平太夫殿・尾上権六殿・二階堂八太夫殿、何れも参上ニ而候、

一同十九日、一空老と八ツ後御近習へ罷出候下文寫無之可惜哉、

右誰日記共拔寫の古本にて外題も詳ならねども、拙僧とあるハ平田可竹事に當れば、可竹日記の拔書と見へ、時の實録には疑あらし、皆甲州流には大先生なれども、古來本藩の御賦、またハ公儀の御佐法(作)などハうとかりしにや、知行に構ひなく賦られしは如何なるべき、況や開祖久了先生も、御國は往古より六百騎は出ざるとこそその給ひしに、千騎の大圖も無益に似れば、久貫改革せられし欵、其詳なるを知らず、然は何れと異國方の御手當を中興し給へる濫觴は、可竹の時にふれて、屢々上言せられし、堅純忠よりおこりて、一空・尚令・清方等の勲勞〳〵〵〵創艸し、久貫に潤色したるあるらん、

斯て其年の八月朔日、可竹は六十四歳にして病死し、翌十四年己酉四月十九日、伊東祐種も髪を削て名を一空と改め其前より一空と名のられしもありしとなん、再ひ桑名にゆき、愈また此奥義を杉山八藏吉憲公憲の初名也に受れしと也、且其年八月

73

覺

十七日、係りの御家老久當も卒せられ、是より一人にて久貫代【專】て異國方を聞せられしに、同十八年癸丑七月七日、一空も六十六歳にて卒せられ、清方も既に轉職ありて屋久島奉行に遷され居けるが、同十八年の十月廿九日、島におひて病死せられ、古流に名を呼れし老先生等、如此多くハ皆物故にて、漸く餘風も衰へゆく折りから(島津維豊)宥邦公にはたま／＼可竹・一空などの賦られしを宜きとて、御前の御筆筒にも納めおかれけりとなん、其頃の御近習役木村四郎左衛門時央など承知し居たる事なれども、公も幾ほとなく、同二十年乙卯八月、御家老伊集院藏人久矩・平岡内匠之品らの罷られし頃より、御不豫勝にてましませは、異國方の進止ハおのつから久貫の權となり□□、成芳も時六十九歳の老先生なれば、元文三年戊午の正月より、久貫更に成芳をして一空等の賦を停めて、今の御手當に改革せられしとかや、此時の詢告にや、

御備組二通 一御陣取二通 一御人數賦帳二冊但一箱入

右□定

太守繼豊公拙者エ御預被仰付候、永格護可致置旨被仰付候、

但福山平太夫殿、右之趣承知有之候、其後木脇賀左衛

門殿ニ而承知ニ而候、

右之通被仰付、格護致置候、後年ニ至り疎末之儀無之、

堅固ニ格護可有之事大目ニ候、尤他見之儀堅可致停止

候、

但

右之御賦者、伊東一空老上原十郎左衛門殿・田中

諸右衛門殿エ被仰付、平田氏可竹老僧茂相談ニ被

相加、相調被差上候、新納彌兵衛殿・宮原五兵衛

殿差寄候而被相調候、

一御家之御軍役御賦之事ニ候得者、猶以肝要成事ニ候、

尤四十陣打立之手當萬事ニ無殘一所賦ニ而候、□者

兵道之地盤不輕事ニ候、

但軍法致稽古候迎茂、初心之人者中々委ク存知無之

事候、

一後年

殿様古流之軍法ヲ御尋被遊、小幡勘兵衛殿ヨリ新納又

左衛門殿・杉山八藏殿エ傳リ、肝付主殿活道老・伊東

一空老傳授被致來候軍法之趣共ヲ御好被遊儀茂有之候

者、右之一箱之御賦書付時宜次第差上可然事ニ候、然共

殿様ヨリ御沙汰茂無之、卒忽ニ共差上候儀者、曾而有

之間數候□為指出趣共有之候而者、却而可相障事ニ

候、

右者、拙者エ□御預ニ付、後年為心得記置候、以上、

享保十五年戊十二月吉 木村四郎左衛門時央(花押)

74 (ハリ紙)

□下御前御筆筒ニ納められ候御書物、宮原・新納両士之

進メニ而、木村氏預リニ相成候由御座候、

右通書付相見得候付、去年先年木村氏同家殘持分なく右鉢

之書物ハさし出候段相尋候処、四郎左衛門殿先年柿本寺馬場へ致居

住候時分、火災ニ逢、家財不殘焼失申候由、頃日迄ハ

東鑑・蓮臺軍談之類揃居申たる様ニ覺候、是も最早所
持有之間敷候咄にて候、

金ミカキ、黒染一文（字カ）書、紙形之通、

但脇立物者面々之好次第、

75の1
写

吳國船御手當之儀者、従前々被定置候趣有之、此跡茂御
しらへ有之、此節又々御しらへ之上、委細別紙之通被仰
渡候、右之次第ニ而新敷被仰渡御手當ニ而者曾而無之候
之間、末々迄取違無之様可被相心得候、

右、可申渡候、以上、

元文三年
正月

（島津久進）
主殿

寫

諸所

地頭

領主

六與

與頭

月次御禮罷出候

御役人并無役

一異國船御手當ニ付而御領内惣人数、大身分・御家老を
初與中面々惣手之相印、前立物三寸五丁之角、角落シ、

一笠印・袖印・腰印、地白、幅六寸長八寸四分、上ニ式
ツ引、下ニ山道一筋、中紋所、

但二ツ引山道紋所、紺染出シ、地合何ニ而も不苦候、
一指物者六與ニ而色替被相定候、

一番與、白地ニ紺染出之紋

二番與、紺地ニ白紋

三番與、梅地ニ紺染出シ紋

四番與、淺黄地ニ梅色染出紋

五番與、ときハ地紺染出紋

六番與、白淺黄染分ケ紺染出シ紋

但染分ケ半分上白、下淺黄

右色立ニ而、面々定紋付、一幅四半ニ而上ニ式ツ引、

地色ニ不紛様ニ其下ニ紋所相付、だし之儀者面々好次

第、定紋相付候得者だし無之候而茂相濟事候、

但四半ハ、幅老尺ニ者長老尺五寸之賦ニ而候間、

右割合之尺ニ而可相調候、地合同断、

一前立物印之儀者、外城衆中又者迄も一同の立物印ニ相用筈候、

一御家老組之面々指物之儀者、御用之節ニ至り色立等之儀(被カ)仰渡筈候、

右之通、此節被定置候間、具足持合候人者、漸々不事

立様ニ調替可申候、尤以後具足調候人も、其通相調候

様、支配中地頭所・私領江不事立様通達可有之候、

一右之段者、觸流ニ者難致儀候間、有難御禮罷出候面々

於御城銘々直ニ可致通達候、同役御役人者老人ツ、

無役之人病氣差合者、同格名代、

一右外與中之諸士、與頭宅江召寄、直ニ可致通達候、

一玄蕃殿・御家老・若御年寄・大御目付不及通達候、

一磯御方之勤之面々江者不及通達候、

右之通可致通達候、以上、

正月 (島津久遠)
主殿

右通に元文三年定られたれハ、何事も準らへて、其まへ可竹・一空などの賦上られ、御簞笥に藏めおかれし帳ともハ、

竟に皆無用と成けるとそ、此等のおもむき木村時央より竊にかの新納時方・宮原景備等に語聞おかれし事のあるとなん其時の事や、宮原・新納の勤め候て御簞笥に藏められし、斯く翌書物は、皆木村氏に預けられしとそ、今其所在を詳にせず、四年己未七月朔日、久貫も大坂におひて卒せられ、其より十一年はかりして、此新納・宮原らの門徒稍また盛んになりゆる折から、寛延元年戊辰のとし、實學の黨敗てふ事ありて、首として古流を抱める面々新納時方や宮原景備が門人など、多く海島に放れ、時方は大島に謫居にて世を終けるとそ、月洲詩集に寄別枕流老生と題して、仍遣丹心懸北闕空將白髮泣南冠といふも此人の事なりき、然るに寶曆・明和のあへひ植村長藏長主か島官たるの頃までハ、枕流翁なほ存命にて、竊にその軍法を聞て、遂に其奥義を受られしとて、細く自記せられしものに、此らの趣も粗ミへるとなり、今季安その赴を博く他書に参へ稽て、あらく年月を叙てあるハ、また彼此と舊聞の事をも採合せて、斯くも記おくなり、かゝりけれハ可竹・一空の主取にて賦上られし御簞笥中の諸帳も、後ハ異國方へ下られける歟、得て知がたし、その副本は今一空の子孫右松氏などニは傳ハれる事もあるべし、又田中□などの賦られし最初の二十余冊許ハ、今尚その子孫に家藏あり

しとぞ、さて右に寫載せし御家御軍役の衆盛といふより、右者、寛永十六年八月六日云々てふまでの間にて、季安補入せし外は皆史官の拔萃と見へれハ、蓋し夫久貫より成芳に賦なほさせらる前かた、史官に沙汰して古來の御賦などを寫とらしめ、成芳も此等の古き御賦に基づかれ、近くハまた一空等の賦をも彼是と斟酌して、速に永久の功を建られたるにあらずや、世に傳へて古流の賦は埒明かね、成芳の賦は速なるによりて、新流に命ぜられしなどいふも、かにかく久貫の斯る賢慮に出るなるへし、因て愚おもふ、治世に成ての賦かたは、右に載せおくやう、享保五年より元文三年まで僅二十年にもおよばざるにさへ、三たび賦替られて成就ありしと見得たり、まづ上原・田中に一たび命ぜられて、賦はじめて此かた、可竹・一空の主取するに及てハ、または是を賦替られ最初ノ賦ニ替シ御間ニイタシ有之候、其より間もなく久貫の是事に係らせ給田中仁右エ門註也、其より間もなく久貫の是事に係らせ給ひてよりハ、また成芳に命して其をも賦なほさられ、今に至て御治定なり、斯りければ近頃田中綱紀翁も、右躰二十余冊許の委き賦ともハ家藏し、居ながら何れ手本とし採るべきハ、いにしへより現在、その時〳〵に用られし實録を多く集覽するより、手近くして宜きハあらし、一空等の先生でさへ

空論となれば、古より本藩に出ざる千騎の備を御高にも構ひなく賦りて、帷幄の中に無益の舌戦におよびたる費もあり、況また甲州ハ甲州、薩州ハ薩州、その國や處の風土に應じて、古來よりの田租に賦來れる軍役數百年に及び、幾たひも〳〵現在行ハれきたる手當などハ、決して便利もよかるべく、すハともいふ時ハ、必ず第一の捷徑ならんといふて、誠に數ならむ季安が年ごろ寫集めたる此軍徴だも、いとねもごろに假求めて寫取られしハ、流石に老功の見識にて、必ず然ある事ならめと、いさゝか斯くも此に附て言ひおくなり、

75の4
「追補」

覺

- 一六組相印之儀者、元文三年ニ主殿殿被相定置候通ニ而有之候、天明八申年石見殿被相定候者、
- 一 小番、指物布壹幅四寸、赤地黒紋、上ニ式ツ引、
- 一 新番、指物布壹幅四半、白地朱紋、上ニ式ツ引、
- 一 小十人與、指物布壹幅四半、紺地朱紋、上ニ式ツ引、
- 一 御兵具方與力衆、色吹貫輪、口壹尺廻リ、布長サ壹尺程、

75の6

口達之覺

- 一 鉄炮之者老人 一 弓之者老人 一 道具之者老人
- 一 草履取老人 一 中間老人
- 合上下六人
- 一 小番相印布 一幅四半、赤地黒紋、上ニ式ッ引、紙型之通、竿六尺

75の5

写

小番手廻

右者、元文三年仰渡以後相印等被相替候事ハ無之哉、寛政元酉八月、本田孫九郎親孚より蘭田与藤次殿へ相尋、被書付遣候写也、

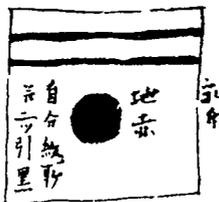
酉八月

- 一 御納戸与力、赤色、右同断、
- 一 御廐、黄地、同断、
- 一 御船手、青色、同断、
- 右之通御座候、

75の7

小番相印紙形笥枚

御書付二通相添



別紙之通被仰渡候間、不事立様致取扱、小番中江不洩様可被相達候、尤来ル廿二日限返納可有之候、以上、
十二月十五日

右、今日伊地知嘉右衛門殿より被相渡候、右申渡等之儀者、觸支配於宅申渡、名代を以致承知候人者、小番名代被相出候様被申渡置候、

此段致次渡候、以上、

天明七年

未十二月十五日

岩切嘉藤次

岡元千兵衛殿

其外略ス、

一久貫異國方御家老なりける、江戸詰として發足のまへ、花岡候の翁主お殿より饒別として饗應ありける、山田新介有従も吳國方御用人にて、御取持に參扣也、盛饌終て翁主宣ひけるハ、召仕侍候女共江踊を催置たり、御馳走に歌舞させ侍らんやと有り、久貫重疊難有候、如何にも見物仕候半と挨拶也、扱年若き女共式拾人計一様に粧ひ、袂を翻して舞ひけれハ、恰も仙境に入心地して、頤を解すといふものなし、座中興に入ける処に、久貫有従是へと有り、側近く進寄せられたるに、猶近く呼寄せ、耳に口を付て、異國方御手當、其外公務かくこそ工夫したり、其事ハ此通り致置たり杯、細々と語り、我留主ニ誰人何と被仰候とも、主殿如此申置候と申候て、此法を改め新法を立る事なかれ、此旨能存知られよと也、歌舞半にて誰も餘念なかりけるに、此中にも猶公務を忘れず、造次にも公事に心を盡し給ひけるよと、初て公事に驚く計なりけると、有従後に物語なり、

法度

一諸侍何篇被仰付儀、於相應者不可致難澁、若及異儀者可有其沙汰事、
 一武具無油断可誘事、付百石ニ付具足一領充可致用意、
 一小給人之事者、雖為右之斛之内、人々可馳走事、
 一殿役於不相勤者、門ニ付而領主之知行石可被召上事、付百姓無之門・屋敷たりとも、領主前より殿役者可仕事、
 一諸侍番・普請符等、若懈怠於在之者可為曲事、自然及三度者可没収所領事、
 一上下によらず喧嘩可為停止、縦無理非道をしかくる者ありとも、其場を致堪忍、可遂言上、若私にてことを破におゐてハ不及理非之沙汰、双方可加成敗事、
 一諸外城衆中、諸事地頭之下知不可相背、別而於戰場地頭之手を離、他之手に付いかやうの高名仕候とも、不可為忠節、曲事之段可申付、若又地頭無理之儀あらは、可致披露事、付出陣之時、小給人衆者、從在所弓・鎧・

鉄炮等之持具者、自身可持之事、

一於戰場へんたうの類、其外手おもぎ道具不可持之事、

一百姓耕作、卯之時出、戌刻に可歸事、付女ともさくに

可出事、

一卒者百姓以下によらす走たらむ時、互に許容いたすへ

からさる事、

一用段に付而召寄者、遠近によらす、或供、或使、飛脚

等に至る迄、差當たる日限不可相違事、

一縁者・親類を催、一揆いたす事あらは、本人之儀者不

及是非、同心之者共に可成敗事、

一つねの振舞二汁三菜たるべき、付私之大酒可為停止事、

一毎度出物之儀、日限を過し無沙汰之者あり、如此之類

後日其科可有糺明事、

右条々、若有違犯之輩者、至侍者可没収所領、於凡下

者堅可加成敗者也、

慶長九年閏八月十九日

(島津家久・島津義久)
御兩殿御判

(本文書ハ「旧記雜録後編三」一九五五号文書トホボ同文ナリ)